

近畿ブロック発注者協議会（第7回）

日時：平成26年10月22日（水）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会について
2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」等の改正について
 - (1) 品確法基本方針・入契法適正化指針について
 - (2) 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）について
 - (3) 発注者間の連携について
3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて
 - (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
 - (2) 協議会参画機関における低入札対策について
 - (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について
 - (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について
 - (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について
4. その他

IV. 閉 会

～【配布資料】～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- 議事次第
- 出席者名簿、配席図
- 資料－1 近畿ブロック発注者協議会について
- 資料－2 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」等の改正について
- 資料－3 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて
- 参考資料1 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）
- 参考資料2 地方公共団体における発注関係事務に関するアンケート調査票
- 参考資料3 発注関係事務の運用に関する指針について

1. 近畿ブロック発注者協議会について

- 1) 設 立 趣 旨
- 2) 構 成
- 3) 開 催 経 緯



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

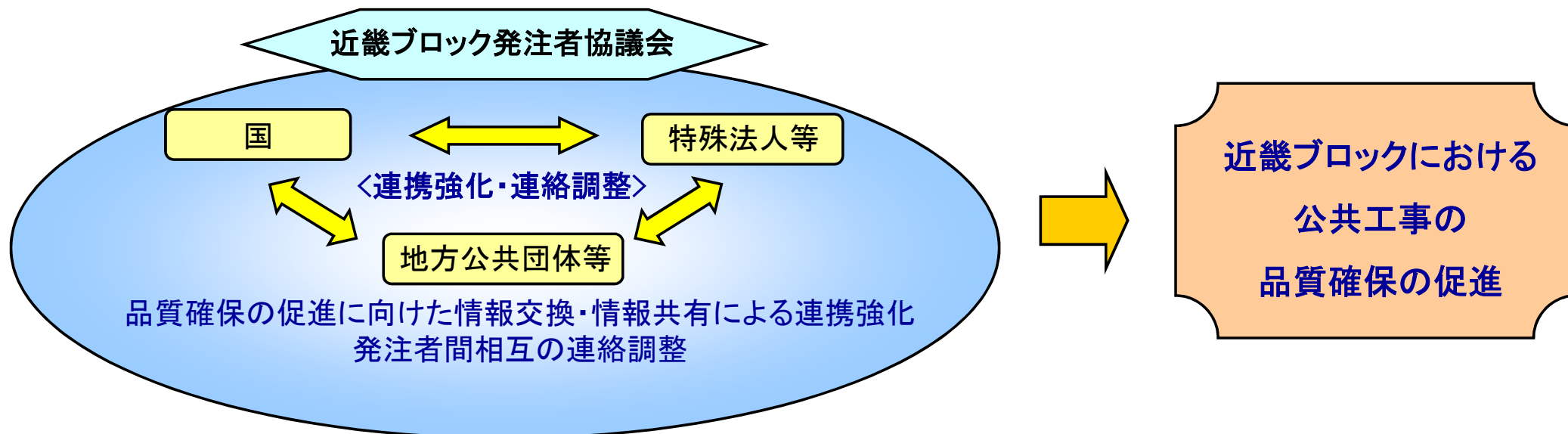


1) 協議会の設立趣旨

発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

発注者協議会の役割





2) 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会(協議会、幹事会)

全 55機関

■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、
近畿中部防衛局、大阪高等裁判所、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方整備局

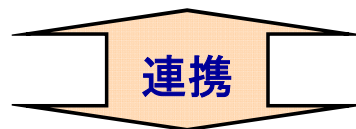
■地方公共団体【 25機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、

※各府県代表市町村(福井市、池田町、近江八幡市、豊郷町、向日市、井手町、摂津市、千早赤阪村、芦屋市、多可町、御所市、
高取町、新宮市、上富田町) ※各府県市町村会長自治体

■特殊法人等の支社等【 16機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、
(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、
(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、
(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所



各府県ブロック発注者協議会

各府県毎に設置 (各府県の全ての市町村が構成機関)



3) 協議会の開催経緯

H 20.11.13

第1回協議会

- ・本協議会の設置
- ・総合評価の取組状況、低入札防止対策

H 21. 7.15

第2回協議会

- ・総合評価方式の導入・拡大
- ・品質確保に係る取組み

H 22. 7. 9

第3回協議会

- ・総合評価方式導入・拡大、講習会の取組
- ・公共工事の品質確保向上に向けた取組み

H 23. 8.29

第4回協議会

- ・総合評価方式の導入・拡大、低入札対策
- ・建設産業の再生と発展のための方策2011

H 24. 9. 7

第5回協議会

- ・総合評価方式の導入・拡大、アンケート調査
- ・府県ブロック協議会の状況、業務効率化の推進

H 25. 8.26

第6回協議会

- ・公共工事の品質確保向上に向けた取組み
- ・総合評価方式の導入・拡大に向けた取組み

H 26.10.22

第7回協議会

- ・品確法の改正、発注者間の連携
- ・公共工事の品質確保促進に向けた取組み

H 21.2.13

第1回幹事会

- ・地域活性化に係る緊急対策の取組み
- ・総合評価方式の実施状況

H 21. 6. 8

第2回幹事会

- ・公共工事の品質確保向上
- ・各府県ブロック協議会の状況

H 22. 2. 8

第3回幹事会

- ・競争参加資格、総合評価方式の適用
- ・各府県ブロック協議会の取組み状況と予定

H 22. 6. 4

第4回幹事会

- ・総合評価方式及び入札契約制度の状況
- ・工事の円滑化に向けた取組み

H 23. 2. 2

第5回幹事会

- ・公共工事の品質確保向上に向けた取組み
- ・低入札対策、総合評価方式の取組状況

H 23. 7. 6

第6回幹事会

- ・業務効率化の推進
- ・総合評価方式の導入・拡大

H 24. 5.15

第7回幹事会

- ・総合評価方式の導入・拡大、低入札対策
- ・府県ブロック協議会の状況、業務効率化の推進

H 25. 7.18

第8回幹事会

- ・市町村に向けた総合評価実施参考事例
- ・低入札対策、労務単価の運用特例措置

H 26. 6.26

第9回幹事会

- ・品確法の改正、社会保険等未加入対策
- ・公共工事の円滑な施工確保対策

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」等の改正について

- (1) 品確法基本方針・入契法適正化指針について
- (2) 発注関係事務の運用に関する指針(骨子案)について
- (3) 発注者間の連携について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内田途に策定予定。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版①—全体像】

「品確法基本方針」の全体像

下線：今回の主な改正箇所

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
- 地域における担い手の育成・確保への十分な配慮
- 賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮 等

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1. 発注関係事務の適切な実施

- 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等）
- ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等）
- 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施

3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等）
- 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験）
- 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等）

4. 多様な入札及び契約の方法

- 競争参加者の技術提案を求める方式
- 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等

5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表 等

6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化
- 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価 等

7. 発注関係事務の環境整備

- 発注者によるデータベースの整備・更新 等

8. 調査及び設計の品質確保

- 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用
- 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等

9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

- 国・都道府県による発注者への支援
- 国・都道府県以外の者の活用

10. 施策の進め方

- 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力
- 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版②—改正のポイント】

「品確法基本方針」の改正のポイント

1. 発注者責務の明確化

① 予定価格の適正な設定

（※全てが今回改正で追加された部分／下線：ポイント）

- ▶ 公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠。
- ▶ 発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- ▶ この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。
- ▶ 入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図るよう努める。

② ダンピング受注の防止

- ▶ いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘。
- ▶ ダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。
- ▶ 発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなど必要な措置を講ずる。

③ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- ▶ 発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努める。
- ▶ 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努める。
- ▶ 発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努める。
- ▶ 工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版③一改正のポイント】

2. 多様な入札契約制度の導入・活用

（※全てが今回改正で追加された部分／下線：ポイント）

①段階的選抜方式

- 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。
- 発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

②技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

- 技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。
- この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定める。

③地域における社会資本の維持管理に資する方式

- 災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、
 - ・ 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、
 - ・ 複数の工事を一の契約により発注する方式、
 - ・ 災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体が競争に参加することができることとする方式などを活用する。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版④—改正のポイント】

3. 受注者の責務に関する事項

（※全てが今回改正で追加された部分／下線：ポイント）

- 国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善等の取組が適切に行われるよう、元請負人と下請負人の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずる。
- 国は、法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底する。
- 国は、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

4. その他国として講ずべき施策

① 予定価格の適正な設定のための施策

- 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定する。
- 国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを適切に行う。

② 調査及び設計の品質確保のための施策

- 国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要な措置を講ずる。

③ 発注者の支援のための施策

- 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針（運用指針）を策定。
- 当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表。
- 国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努める。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

適正化指針とは：入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダumping防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダumping防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. ダumping対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

V. 談合防止策の強化

予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

適正化指針改正後の運用強化（案）

○低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その**導入等を要請**

○歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ**個別発注者名を公表**すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

【詳細版①】

「適正化指針」の全体像

下線：今回の主な改正箇所

1. 透明性の確保

- 情報の公表（入札契約に係る情報は基本的に公表）
- 第三者の意見を適切に反映する方策（学識経験者等からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置 等）

2. 公正な競争の促進

- 一般競争入札の適切な活用（メリットとデメリットを踏まえ対象工事の見直し等により適切に活用 等）
- 総合評価落札方式の適切な活用（工事の性格等に応じ適切に活用、事務量の軽減 等）
- 地域維持型契約方式（一括発注、複数年度契約、共同企業体等への発注 等）
- 適切な競争参加資格の設定（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除**、地域要件の設定 等） 等

3. 談合その他の不正行為の排除

- 談合情報や一括下請負等建設業法違反への適切な対応
- 不正行為が起きた場合の厳正な対応
- 談合に対する発注者の関与の防止（**職員への不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入** 等） 等

4. ダumping受注の防止

- **予定価格の適正な設定（歩切りの禁止 等）**
- 入札金額の内訳書の提出
- **低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用**
- 不採算受注の受注強制の禁止
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期

5. 適正な施工の確保

- 施工状況の評価
- 受発注者間の対等性の確保（**適切な契約変更**等）
- 施工体制の把握の徹底（工事施工段階における監督・検査の確実な実施、施工体制台帳の活用等）

6. その他

- 不良・不適格業者の排除（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除** 等）
- IT化の推進
- 発注者間の連携強化 等

「適正化指針」の改正のポイント

1. ダンピング対策の強化

（下線部：今回改正により追加される部分／ゴシック体：ポイント）

- ▶ **低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。

→本規定を根拠として、低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請

2. 歩切りの根絶

- ▶ ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、**適正な金額で契約を締結することが必要。**
- ▶ そのためには、**まず、予定価格が適正に設定されることが必要。**
- ▶ このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、**市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う。**
- ▶ この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する**いわゆる歩切りについては、公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反することから、これを行わないものとする。**

→歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ個別発注者名を公表すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版③—改正のポイント】

3. 適切な契約変更の実施

（下線部：今回改正により追加される部分／ゴシック体：ポイント）

- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更**を行う。
- 工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、**必要な変更契約を適切に締結**する。
- 追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、**建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わない**ものとする。

4. 社会保険等未加入業者の排除

①元請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- 公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要。
- 法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者（社会保険等未加入業者）について、**公共工事の元請業者から排除**するため、**定期の競争参加資格審査や個別工事の競争参加資格の設定**等で、必要な措置を講ずる。

②下請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- **元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止**することや、社会保険等未加入業者を確認した際に**建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報**すること等の措置を講ずることにより、**下請業者も含めてその排除**を図る。

5. 談合防止策の強化

- 各省各庁の長等は、**予定価格の作成時期を入札書の提出後とする**など外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進める。

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」等の改正について

- (1) 品確法基本方針・入契法適正化指針について
- (2) 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）について
- (3) 発注者間の連携について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会



(2) 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）

品確法 条文

（発注関係事務の運用に関する指針）

第22条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

「発注関係事務の運用に関する指針」（骨子案）・・・

参考資料1

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（1/2）

0. 本指針の位置づけについて

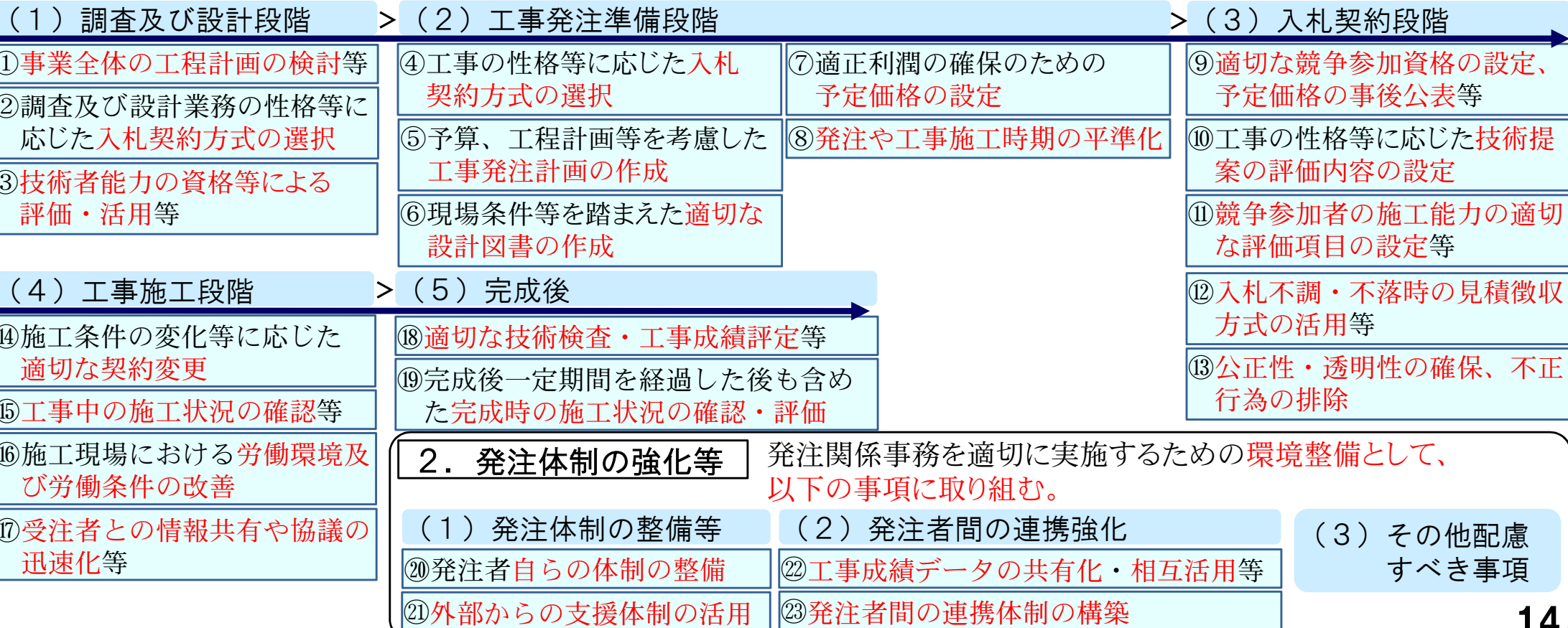
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための、**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめたもの（※）。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

（※）例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用に資することが目的

I. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、**発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）**の各段階で、以下の事項を考慮する。



発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（2/2）

Ⅱ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、**工事の性格、地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な方式を選択、組み合わせて適用**する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式（契約対象範囲の設定方法）の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式（支払い額の設定方法）の選択
概要	設計・施工一括発注方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	詳細設計付工事発注方式		総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	施工を単独で発注する方式	指名競争入札		技術提案・交渉方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）		随意契約	段階的選抜方式
	維持管理付工事発注方式	など		など
	包括発注方式			
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式	など	など	など	など

2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

(1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

(2) 若手技術者の配置を促す方式

(4) 発注者を支援する方式

など



1) 運用指針策定に向けたスケジュール

■全国的なスケジュール

平成26年7月上旬
「発注関係事務の運用に関する指針」
(骨子イメージ案)の提示

・地方公共団体及び民間事業者等
からの意見等の提出
(平成26年8月29日まで)

平成26年9月30日
品確法基本方針・入契法適正化指針
閣議決定

平成26年10月上旬
「発注関係事務の運用に関する指針」
(骨子案)の提示

・地方公共団体及び民間事業者等
からの意見等の提出
(平成26年11月7日まで)

平成26年12月(予定)
「発注関係事務の運用に関する指針」
の策定

■近畿における具体的な取り組み

■地方公共団体に運用指針等に係る意見等の提出依頼

(8月1日付け)

■市町村長との意見交換会
◇8月18日 開催
■各府県ブロック協議会を開催し、改正品確法の
趣旨・内容、運用指針(骨子イメージ案)等に関して
説明
◇8月下旬～9月中旬 開催

■地方公共団体に運用指針等に係る意見等の提出依頼
■発注関係事務に関するアンケート調査依頼

参考資料2

(10月7日付け)

■近畿ブロック発注者協議会(10月22日)
骨子案の説明、情報共有、意見交換等

意見

意見



2) 運用指針骨子イメージ案の自治体への説明

- ◆改正品確法第22条に基づく運用指針策定等に向け、各府県ブロック毎に改正概要及び骨子イメージ案等についての説明会を開催
- ◆管内の全215市町村に説明

ブロック名	日時	場所	参加者	備考
福井県	8月26日(火) 13:30~14:50	福井県庁 地下1階 正庁	全17市町のうち 16市町(21名)	欠席の市町村には 別途説明
滋賀県	8月25日(月) 14:00~15:30	大津合同庁舎 7-C会議室	全19市町のうち 17市町(19名)	欠席の市町村には 別途説明
京都府	9月18日(木) 13:30~16:30	京都府福利厚生センター 3F大会議室	全26市町村のうち 23市町村(38名)	欠席の市町村には 別途説明
大阪府	8月27日(水) 15:00~16:00	おおさか市町村職員研修研究センター (マッセOSAKA) 大ホール	全43市町村のうち 34市町村(41名)	欠席の市町村には 別途説明
兵庫県	9月2日(火) 14:00~15:30	のじぎく会館 大会議室201	全41市町のうち 34市町(60名)	欠席の市町村には 別途説明
奈良県	9月9日(火) 14:00~15:30	流域下水センター 4F 研修室	全39市町村のうち 31市町村(45名)	欠席の市町村には 別途説明
和歌山県	8月26日(火) 13:30~15:00	和歌山県民文化会館 特設会議室	全30市町村のうち 30市町村(49名)	



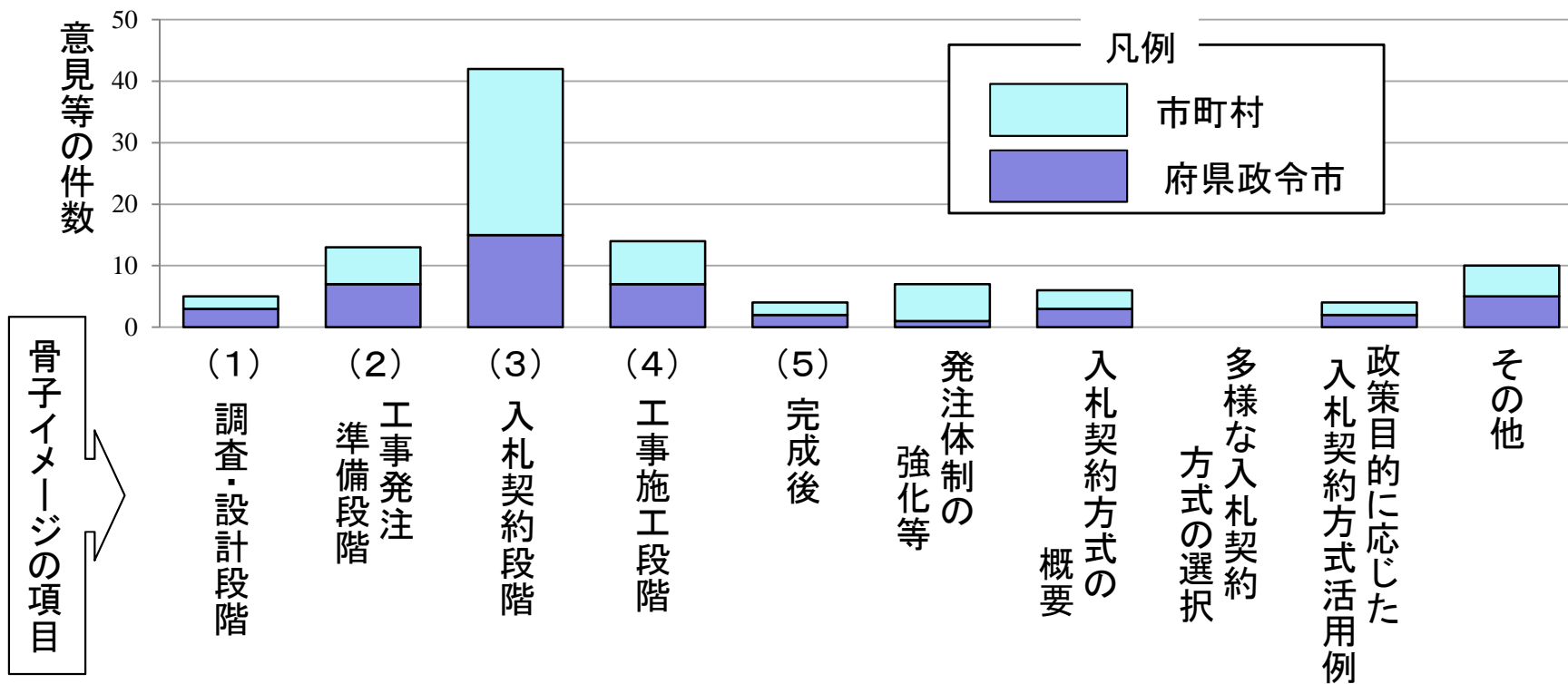
3) 運用指針骨子イメージ案への意見等

- ◆ 改正品確法第22条に基づく運用指針策定に向け、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他関係者から意見聴取
- ◆ 骨子イメージ案に対する近畿管内の地方公共団体からの意見集約状況は以下のとおり
 全国の意見：「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」
 参考資料「発注関係事務の運用に関する指針について」 参考資料3

地方公共団体からの意見等

府県・政令市・市町村から、のべ123件の意見

項目別の意見件数は以下のとおり



2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」等の改正について

- (1) 品確法基本方針・入契法適正化指針について
- (2) 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）について
- (3) 発注者間の連携について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会



(3) 発注者間の連携について

品確法 条文

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第21条 (略)

- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の援助)

- 第23条 国は、第21条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。



(3) 発注者間の連携について

■ 発注関係事務の運用に関する指針(骨子案) ~抜粋~

I. 発注関係事務の適切な実施について

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

⑩ 発注者自らの体制の整備

- ・公共工事の品質確保を図るため、発注関係事務の実施に際しての自らの発注体制を十分に把握し、不足すると認められる場合には当該事務を適切に実施することができる体制の整備とともに、国及び都道府県の協力・支援も得ながら職員の育成に積極的に取り組むよう努める
- ・国及び都道府県が実施する講習会、研修への職員の参加などにより、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に努める。

⑪ 外部からの支援体制の活用

- ・発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及び活用の促進や適切な評価及び選定に関する協力等の支援を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

(2) 発注者間の連携強化

⑫ 工事成績データの共有化・相互活用等

- ・技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間において要領・基準類の標準化・共有化に努める。
- ・入札契約制度の円滑かつ適切な運用に資するため、入札契約制度に係る要領等の各発注者間における共有化に努める。
- ・最新の積算基準等の適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。
- ・新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。
- ・工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。
- ・調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を進める。
- ・各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

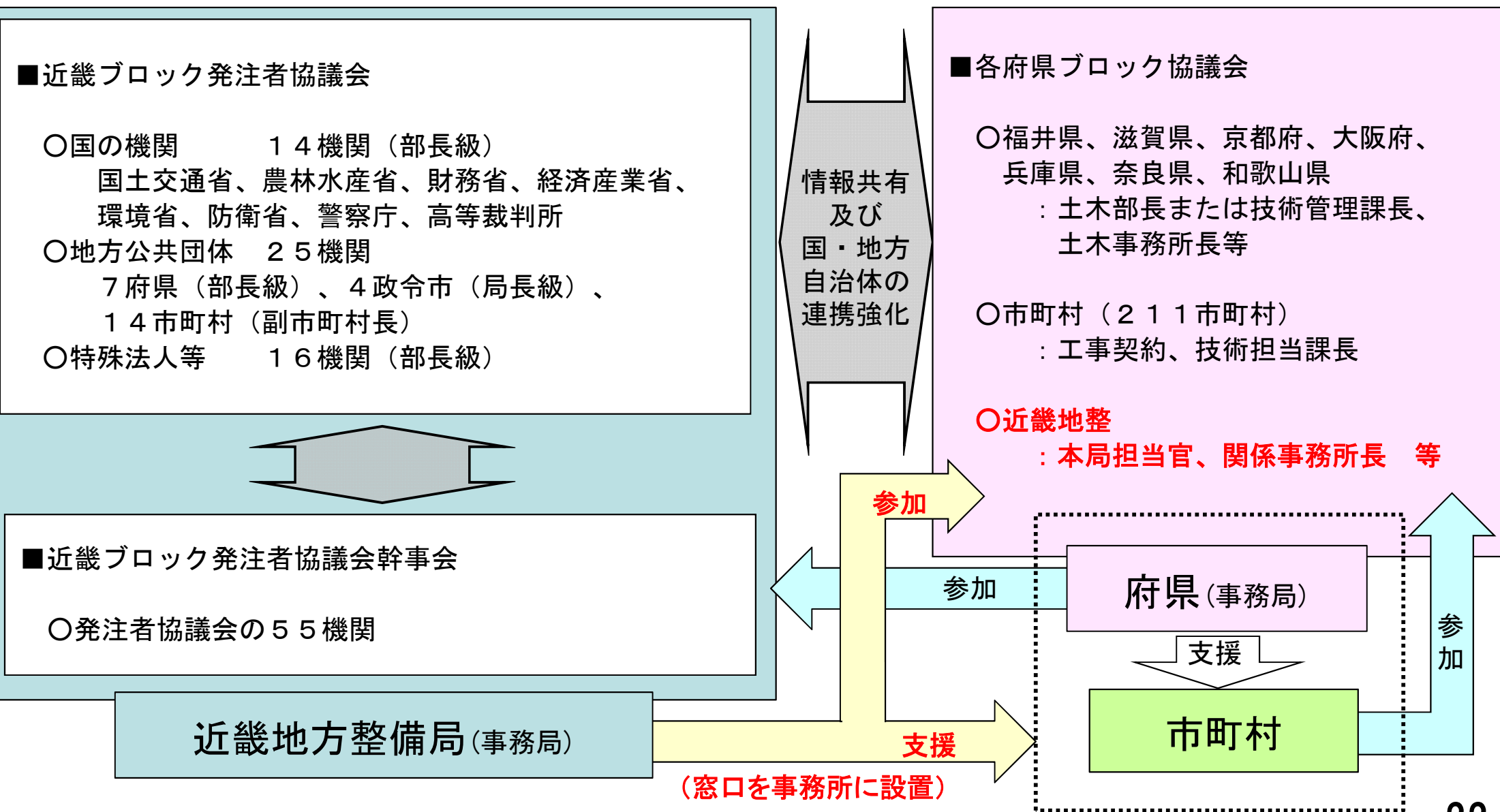
⑬ 発注者間の連携体制の構築

- ・各発注者が本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。
- ・地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行う。
- ・支援を必要とする市町村等の発注者は地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。



(3) 発注者間の連携について

～ 近畿ブロック発注者協議会の構成図 ～





(3) 発注者間の連携について

各府県ブロック協議会の開催状況

- 各府県ブロック発注者協議会の大半が公契連と連携して開催
- 入札契約制度、総合評価落札方式等の情報共有、取り組みの説明、意見交換等

府県名	会議等の名称	会議内容	市町村メンバー
福井県	公共工物品質確保推進協議会(福井県ブロック協議会)	入札契約制度、 総合評価落札方式の導入拡大等 の情報共有、説明	全市町村の 契約担当課長 等
滋賀県	滋賀県公共工事契約業務連絡協議会	一般競争入札の導入・拡大 総合評価方式の導入・拡大 等 の情報共有、説明 等	全市町村の 契約担当課長 等
京都府	京都府公共工事発注者協議会	入札契約制度 建設行政に係る現状、動向 等 の情報共有、説明 等	全市町村の 契約担当課長 等
大阪府	大阪府公共工事入札・契約事務連絡協議会研修会	発注者協議会の内容を情報提供 総合評価落札方式等の取り組み等を説明	全市町村の 契約担当課長 等
兵庫県	兵庫県公共工事契約業務連絡協議会	入札契約制度、 総合評価方式の導入拡大等 の情報共有、取組の促進依頼、説明 等	全市町村の 契約担当課長 等
奈良県	奈良県発注者協議会	近畿ブロック発注者協議会内容の情報提供 総合評価落札方式の導入拡大等の説明と 導入目標設定 奈良県の取り組みの情報提供 等	全市町村の 契約担当課長 等
和歌山県	和歌山県公共工事契約業務連絡協議会	総合評価落札方式の導入拡大に向けた 情報提供や取り組みの促進依頼	全市町村の 契約担当課長 等



(3) 発注者間の連携について

～ 近畿地方整備局の各府県ブロック協議会構成(案) ～

府県	担当事務所	地方公共団体
	近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
福井県	福井河川国道事務所	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、鯖江市、あわら市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、若狭町、高浜町、おおい町
	九頭竜川ダム統合管理事務所	大野市、勝山市
	足羽川ダム工事事務所	坂井市、池田町
滋賀県	滋賀国道事務所	大津市、彦根市、長浜市、東近江市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	琵琶湖河川事務所	近江八幡市、草津市
京都府	淀川河川事務所	宇治市、京田辺市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、和束町、精華町
	京都国道事務所	亀岡市、南丹市、宇治田原町、笠置町、南山城村
	福知山河川国道事務所	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、京丹波町、与謝野町、伊根町
大阪府	大阪国道事務所	岸和田市、泉大津市、高槻市、泉佐野市、東大阪市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町
	浪速国道事務所	吹田市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、大東市、和泉市、門真市、四條畷市、交野市、熊取町、岬町
	淀川河川事務所	守口市、茨木市、摂津市、島本町
	大和川河川事務所	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南市、千早赤阪村
	猪名川河川事務所	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
兵庫県	兵庫国道事務所	明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、淡路市、南あわじ市、多可町
	姫路河川国道事務所	姫路市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、加西市、加東市、宍粟市、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
	豊岡河川国道事務所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	猪名川河川事務所	尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町
奈良県	奈良国道事務所	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町、大淀町、吉野町、下市町、山添村、黒滝村、下北山村、上北山村、東吉野村
	大和川河川事務所	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、上牧町、王寺町、河合町
	木津川上流河川事務所	曽爾村、御杖村
	紀伊山地砂防事務所	天川村、野迫川村、十津川村
	紀の川ダム統合管理事務所	川上村
	国営飛鳥歴史公園事務所	高取町、明日香村
和歌山県	和歌山河川国道事務所	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町
	紀南河川国道事務所	御坊市、田辺市、新宮市、美浜町、日高川町、みなべ町、印南町、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村



(3) 発注者間の連携について

～ 当面の支援内容等 ～

■ 各府県ブロック協議会の構成の強化(案)

各府県管内事務所に地方公共団体支援窓口(副所長、工物品質管理官等)を設置

■ 当面の支援内容等(案)

1) 入札契約に関する事項

- ・ 多様な入札契約方式の選定に関する助言
- ・ 企業及び技術提案の評価に関する助言 等

2) 発注に関する仕様書・システムに関する事項

- ・ 関係仕様書、積算システムの普及拡大に関する援助
- ・ 地域の実情を反映した積算方式等に関する助言 等

3) 監督・検査・成績評定等に関する事項

- ・ 監督、検査に係る諸要領の普及拡大に関する援助
- ・ 監督、検査に関する助言 等

4) 市町村職員の育成に関する事項

- ・ 研修、出前講座、講習会の開催 等

5) その他

- ・ 市町村が支援を必要とする事項に関する支援



(3) 発注者間の連携について

近畿ブロック発注者協議会での検討・実施内容の提案

- 連携・支援ニーズの把握
- 支援内容・支援ルールの調整
- 標準化、共有化が必要な要領、基準、データ等の整備促進
- 運用指針に基づく発注関係事務の実施状況の把握、情報共有、公表



近畿地整における地方公共団体との連携の取組（講習会の開催）

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とし、地方公共団体職員を対象に品質確保対策の取り組み状況や総合評価落札方式等に関する講習会を近畿ブロック発注者協議会主催で開催
- ・ 平成26年度は9月16日に開催し、88名が参加

◆主 旨

平成23年度より、公共工事の品質確保向上を目的とし、地方自治体の職員を対象に講習会を開催。

今年度は「品質確保向上に向けた講習会」と題して開催

◆開催日

平成26年9月16日（火） <於 近畿地方整備局会議室>

◆プログラム

- (1)公共工事の品質確保（品確法の改正等）について
- (2)近畿地方整備局における品質確保対策の取り組みについて
- (3)総合評価落札方式に関する評価方法等について
- (4)自治体における総合評価落札方式等の取り組みについて
 - ①兵庫県の『公共工事の品質確保の促進』及び『総合評価落札方式』について
 - ②奈良県の総合評価落札方式について
- (5)品質確保および総合評価落札方式に関する意見交換会

◆参加者

府県政令市担当者	19名（9機関）
市町村担当者	69名（54機関）

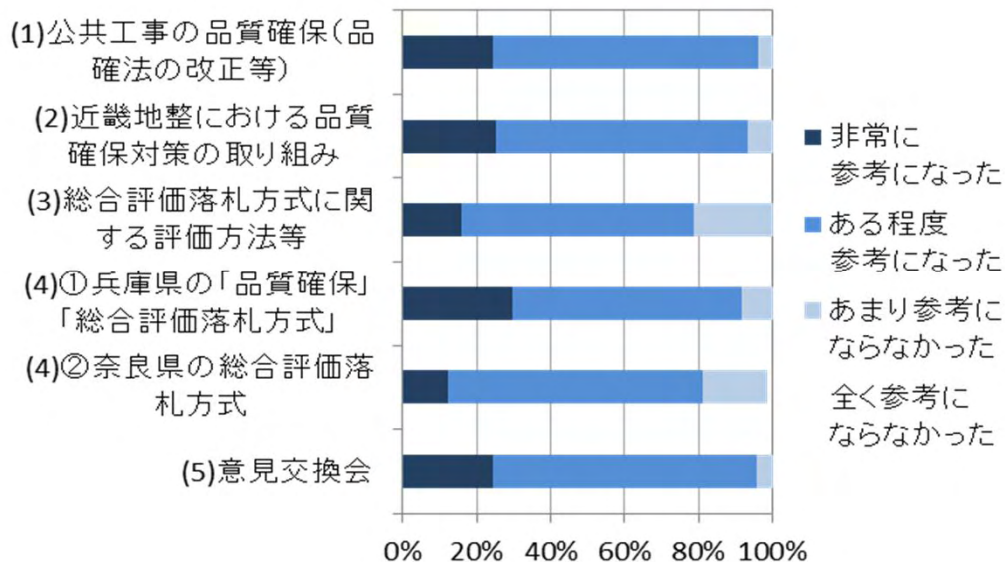


近畿地整における地方公共団体との連携の取組（講習会の開催）

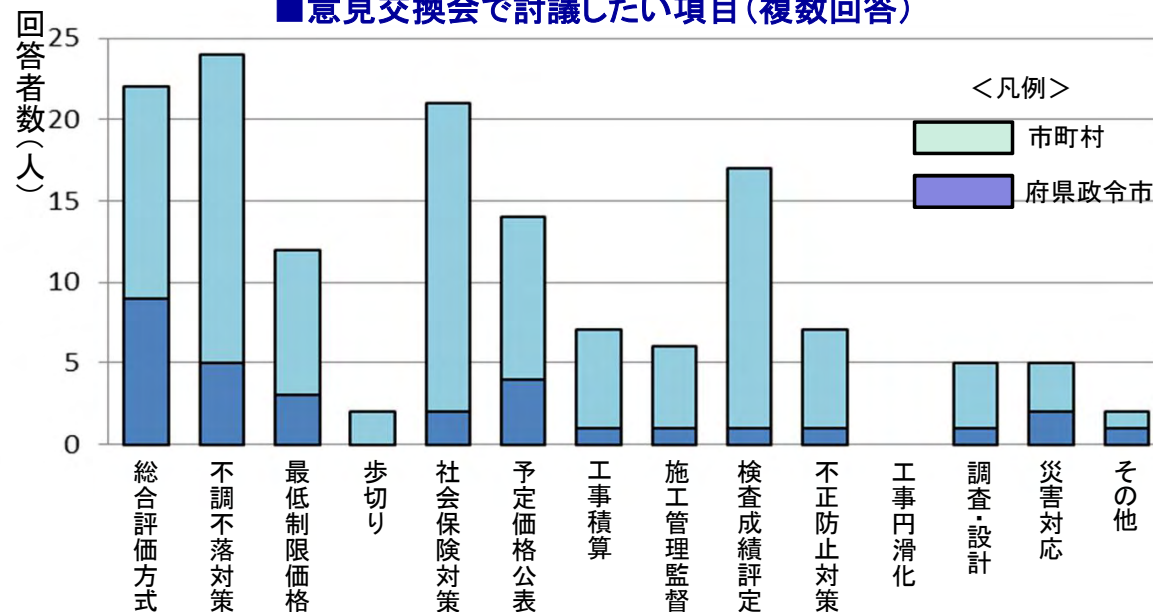
◆講習会アンケート結果

今後の連携等に向け、地方公共団体の意見・ニーズを把握するため、アンケート調査を実施

■プログラム毎の参考度



■意見交換会で討議したい項目（複数回答）



■講習会に関する意見（抜粋）

<講習会の意見・感想等>

- ・説明では、改善された背景（問題点や原因）や改善による効果等についても教えて欲しい
- ・様々な他機関の本音が聞ける機会を増やして欲しい

<今後の講習会への要望>

- ・実務的・具体的な内容等、テーマをしばった講習会
- ・自治体規模にあった講習会
- ・改正品確法に関する「運用指針」策定後の実務的な講習会
- ・府県別に開催の講習会
- ・工事検査に関する講習会



近畿地整における地方公共団体との連携の取組(総合評価委員会への派遣)

- ・ 地方公共団体が開催する総合評価委員会に近畿地方整備局職員が委員として出席
- ・ 技術提案項目内容、技術提案評価等を実施
- ・ 近畿地整管内の23自治体の委員会にのべ29事務所の職員を派遣

地方公共団体の総合評価委員会への近畿地方整備局職員の派遣状況

	府 県	政令市	市町村	備 考
福井県	福井県(福井河川国道)		福井市(福井河川国道) 勝山市(九頭竜川ダム統管)	
滋賀県	滋賀県(営繕部、琵琶湖河川、滋賀国道)			
京都府	京都府(京都国道)		宇治市(京都国道) 亀岡市(京都国道) 木津川市(京都国道) 城陽市(京都国道) 舞鶴市(福知山河川国道) 京丹波市(福知山河川国道)	
大阪府		大阪市<水道>(大阪国道) 堺市(営繕部、大和川河川)	高槻市(大阪国道) 泉大津市(大阪国道) 柏原市(大和川河川) 交野市(浪速国道)	
兵庫県		神戸市(兵庫国道)	芦屋市(兵庫国道) 姫路市(姫路河川国道) 赤穂市(姫路河川国道)	
奈良県	奈良県(大和川河川、奈良国道、京都営繕)			
和歌山県	和歌山県(和歌山河川国道、紀南河川国道)			
計	5府県(10事務所)	3政令市(4事務所)	15市(15事務所)	29



近畿地整における地方公共団体との連携の取組(研修生の受入れ)

- 「建設生産システム」研修をはじめ、近畿地方整備局主催の研修に地方自治体の受講生を受入れ
- 平成26年度は、18の研修(255名)に受入れ枠を設けており、平成25年度の8コース(35名)から大幅に拡大

機関別・研修コース別受講希望人数表

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	神戸市	堺市	池田市	向日市	八尾市	尼崎市	加古川市	泉大津市	岸和田市	富田林市	宇治市	八幡市	和歌山市	橋本市	有田川町	神河町	日高川町	水資源機構	阪神高速	本四高速	大阪広域	合計	受け入れ枠	備考
河川管理		1				1	1																							3	5		
ダム・砂防	1																													1	5		
環境技術					2		1									1														4	5		
道路管理			1					1		1		1	1	1	2			1			1									9	5		
建設生産システム(監督員級)								1	1						1					1										4	5		
建設生産システム(事務所係長級)															1													1	2	5			
広域・都市計画							2														1									3	5		
橋梁技術(初級Ⅰ)Ⅰ期	1		1		1		1	1				1			1			1			1	1		2		1				14	35		
橋梁技術(初級Ⅰ)Ⅱ期			2			1						1			1							1	1		1	1				9	35		
橋梁技術(初級Ⅰ)Ⅲ期		1	1				1						1			1						1								6	35		
橋梁技術(初級Ⅰ)Ⅳ期	1						1								1		1			1	1	1								7	35		
橋梁技術(初級Ⅱ)					1														2											3	30		
道路土工					1						1																			2	20		
トンネル	1				1																									2	10		
新技術・情報化施工															1															1	5		
河川技術(上級)			1		1	1	3																							6	5		
構造物設計			1		1										1			1												4	5		
建設生産システム(主任監督員級)		1																												1	5		
合計	4	3	7	0	8	3	10	2	3	0	2	2	2	1	9	1	1	4	2	2	3	3	3	2	1	2	0	0	0	1	81	255	



近畿地整における地方公共団体との連携の取組(参考事例集の作成)

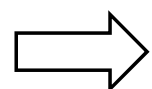
- ・ 市町村からの要望を受け、平成25年度に近畿ブロック発注者協議会として総合評価落札方式の事例集を作成
- ・ 平成26年度も事例を追加し、関係機関に配布済

<平成25度作成の事例>

1. 施工能力評価型(Ⅱ型)(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例(4事例を紹介)
2. 事後審査型の活用事例(2事例を紹介)

<平成26度作成の事例>

1. 総合評価落札方式の取り組み状況と活用
2. 入札・契約制度の拡充(①品質確保 ②担い手確保 ③不正根絶への取組)
3. 自己評価方式の運用
4. 地域企業・若手技術者の育成
5. 企業の施工能力等に係る評価基準例
6. 条件付一般競争入札(実績申告型)の取組



市町村等の総合評価方式導入・拡大のための参考資料として活用

近畿管内府県・政令市における基準・要領等の運用状況

近畿管内
(府県+市町村)

222

結果概要:概ね国交省基準(および運用)を各組織の実情に合わせて準用(改変)。
 改変内容としては、総則や施工規模などを勘案した運用となっている。
 (或いは施工パッケージ未導入のため現時点で積上歩掛を残さざるを得ない場合も有り)
 なお、工事監督・検査基準、成績要領などは独自基準或いはほぼ独自に近い基準としている事例有り。

基準類(国土交通省)	使 用 状 況								市町村(政令市除く)での実態把握状況 【211市町村での実態】
	2 府 5 県 4 政 令 市				市 町 村 (政 令 市 除 く)				
	準用	準用 (改変)	非準用 (独自基準)	基準無し	準用	準用 (改変)	非準用 (独自基準)	基準無し	
土木積算システム	各府県は独自契約により積算システムを運用 (JACIC以外の業者(富士通・日立・NECなど))				府県のシステムに準じたシステムを運用している模様				-
土木工事標準積算基準書	1	10	0	0	19	192	0	0	国の基準をベース100%、独自基準0%、基準なし0%
土木工事標準積算基準書(参考資料) (国土交通省 近畿地方整備局)	1	10	0	0	19	192	0	0	国の基準をベース100%、独自基準0%、基準なし0%
土木工事標準積算基準書(積算資料) (国土交通省 近畿地方整備局)	1	10	0	0	19	192	0	0	国の基準をベース100%、独自基準0%、基準なし0%
土木工事共通仕様書	2	9	0	0	38	172	1	0	国の基準をベース99%、独自基準1%、基準なし0%
土木工事施工管理基準及び規格値	3	8	0	0	58	152	1	0	国の基準をベース99%、独自基準1%、基準なし0%
写真管理基準(案)	3	8	0	0	58	151	2	0	国の基準をベース99%、独自基準1%、基準なし0%
工事監督基準関係	1	6	3	1	20	137	47	7	国の基準をベース74%、独自基準23%、基準なし3%
工事検査基準関係	1	7	2	1	13	138	53	7	国の基準をベース72%、独自基準25%、基準なし3%
工事成績評定	1	9	1	0	46	42	49	74	国の基準をベース42%、独自基準23%、基準なし35%
請負工事成績評定要領 (工事成績を付けている場合のみ)	1	9	1	0	9	114	66	22	国の基準をベース58%、独自基準32%、基準なし10%

	2 府 5 県 4 政 令 市			市 町 村 (政 令 市 除 く)			市町村(政令市除く)での実態把握状況 【211市町村での実態】
	H25実施	過去に導入 実績あり	導入実績なし	H25実施	過去に導入 実績あり	導入実績なし	
総合評価落札方式の実施	11	11	0	48	154	57	H25年度実施 23% 過去に導入実績あり 73%、導入実績なし 27%



発注関係事務に係る基準・要領等〈例〉

発注関係事務の段階	基準・要領等	策定機関	URL
(1) 調査及び設計段階	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html
	設計便覧(案)	近畿地方整備局	http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html
	設計図書の照査ガイドライン(案)		http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/plan/planning/03_gijutsukanri.html
(2) 工事発注準備段階	土木工事共通仕様書(案)	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html
	標準積算基準書および同(参考資料)		http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html
	直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	近畿地方整備局	http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/sougouhyoukakankei.html
	条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)		http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/conditionguide/index.html
	土木工事数量算出要領(案)		http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/plan/planning/03_gijutsukanri.html
(3) 入札契約段階	公共工事標準請負契約約款	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html
(4) 工事施工段階	施工体制の点検要領	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html
	土木工事施工管理基準及び規格値(案)		
	写真管理基準(案)		
	工事施工調整会議(三者会議)ガイドライン(案)	近畿地方整備局	http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/plan/planning/03_gijutsukanri.html
	工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)		
	工事一時中止に係るガイドライン(案)		
(5) 完成後	工事技術検査要領・基準	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html
	請負工事成績評定要領		
	監督・検査・工事成績の手引き		



- 本県が開催している各種技術系職員研修に、市町担当職員も参加
 - ・採用1年目(初任者研修)、2年目(初級監督者研修)、3年目(監督者研修)
 - ・部門別研修(道路、河川、ダム、港湾、砂防、都市計画、下水道、建築・設備等)
 - ・道路メンテナンス研修(年間12回、定期点検基準に対応した研修)
 - ・国土交通大学研修の周知・推薦 等

- 公益財団法人・福井県建設技術公社(県100%出資)による社会資本整備支援業務
 - ・発注者支援業務(設計積算、設計監理、総合評価、現場管理)
 - ・橋梁長寿命化支援(県・市町職員が点検したデータの照査・入力・計画策定等)
 - ・県内外からの優秀な講師による多岐にわたる講演会・講習会等の開催

- 市町職員との情報共有(各種会議の開催)
 - ・福井県公共工事品質確保協議会(福井県ブロック発注者協議会)
毎年開催、入札契約制度・総合評価等の情報共有
 - ・積算基準改定説明会
毎年開催、積算基準書・共通仕様書等改正等の情報共有

今後、改正品確法改正に伴う「発注事務の運用に関する指針」に基づき、公共工事の品質確保に係る支援、情報共有・連携等を強化していく予定である。



滋賀県公共工事契約業務連絡協議会 定期総会(平成26年6月23日)

- ◆公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整および必要な調査研究を行う
- ◆各発注機関において公共工事に関する契約業務の適正な執行を図る



◎入札・契約制度の改善に関する申し合わせ

(1)一般競争入札の導入・拡大について

入札の公平性や透明性を高め、より一層の競争原理を働かせるため、指名競争入札から一般競争入札への移行を推進し、その適用範囲の拡大を図る

(2)総合評価方式の積極的な導入・拡充について

価格品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、価格およびその他の条件により落札者を決定する総合評価方式について、年度毎の実施目標を設定し、積極的に導入・拡充を図る(平成26年度においては3件以上を目標とし、段階的、計画的な取組を推進する)

(3)入札契約適正化法の遵守について

入札契約適正化法において全ての発注者に義務付けられている項目について速やかな実施を図る

(4)予定価格等の公表の適正化について

予定価格・最低制限価格の事前公表の取りやめ等の対応を行う。予定価格・最低制限価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表する

(5)最低制限価格および低入札価格調査基準価格の適切な見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、算定方式の改定等により適切に見直すこと

(6)前払金・中間前払金の拡大の促進および地域建設業経営強化融資制度の普及・拡大の促進について

前払金は円滑な公共工事の施工を確保するためにも、40%が支払い対象となるよう適切な運用を図ること。中間前払金についても、20%を超えない範囲で支払い対象となるよう適正な運用を図ること

また、地域建設業経営強化融資制度の導入および迅速な運用を図ること

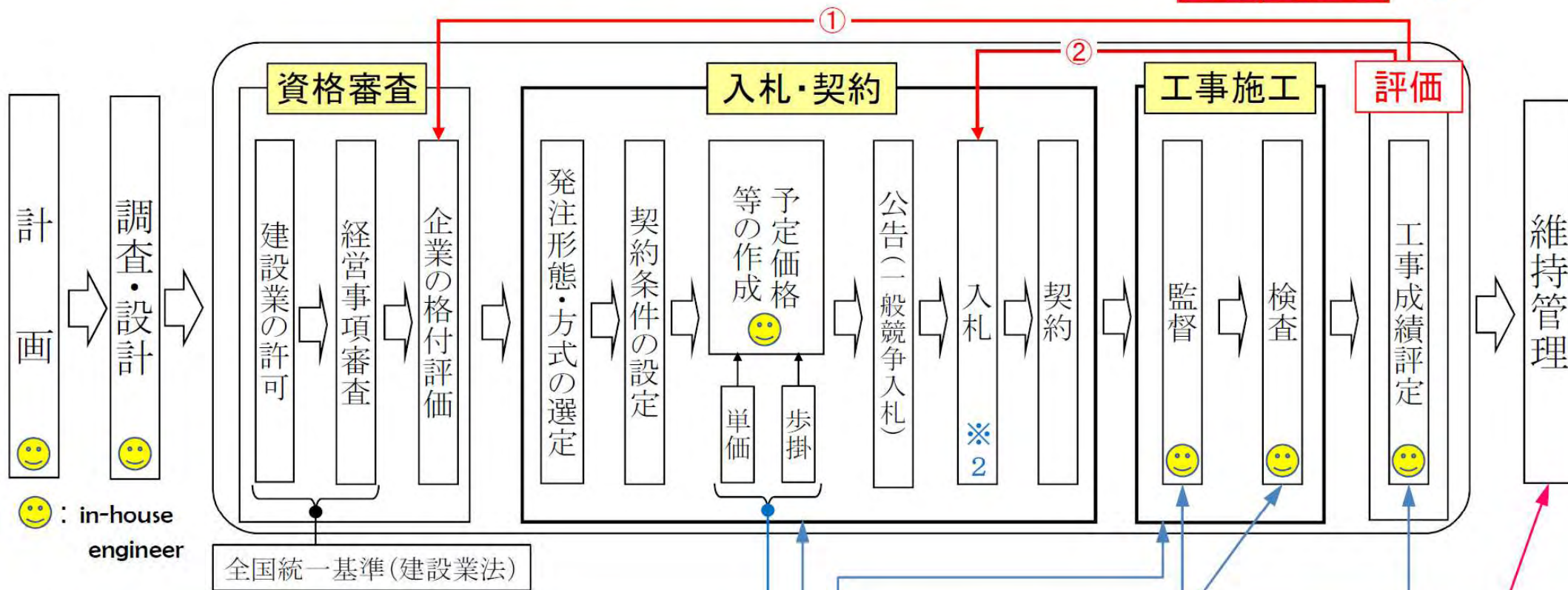
(7)その他

- ①「発注者支援データベースシステム」による専任性確認の強化
- ②地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の設置の促進
- ③工事の監督・検査基準、工事成績評定要領の策定・公表

公共工事の品質確保に係る京都府の市町村支援について

工事発注に係る建設生産システム

評価① 主観点評価
 評価② 総合評価等 …※1



市町村支援状況 (Municipal Support Status)

- ※1 委員参画等 (Committee participation, etc.)
- ※2 電子入札システム 共同利用10/25 (Electronic bidding system joint use 10/25)
- 年2回入札契約制度、施工管理等について情報提供、意見交換(公契連・発注者協議会) (Information provision and opinion exchange regarding the 2-year bidding contract system, etc. (Public Contractors Association/Ordering Agency Association))
- 府単価・歩掛を準用(全市町村) (Adopting prefectural unit prices/step rates (all municipalities))
- 府要領を準用 21/25市町村 (Adopting prefectural guidelines 21/25 municipalities)
- 府検査に臨場受入 (Accepting on-site inspection by the prefecture)
- 府要領を準用 10/25市町村 (Adopting prefectural guidelines 10/25 municipalities)

将来の支援 (Future Support)

- インフラ長寿命化計画策定等 (Infrastructure long-life plan formulation, etc.)
- 工事成績評定のデータベース化 (Database for construction performance evaluation)
- 公共施設点検等の一括発注 (Lump-sum bidding for public facility inspections, etc.)

(想定) (Assumed)



大阪府における市町村との連携の取り組みについて

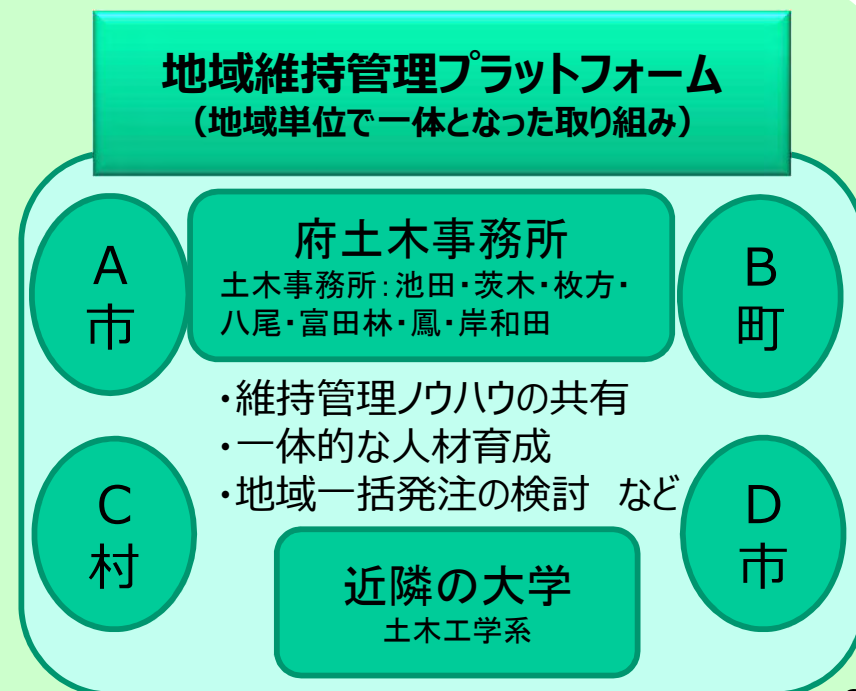
自らの発注体制の整備が困難な管内各市区町村への協力・支援のあり方

管内の市町村には十分な人数の技術者が確保できない団体や、一人の技術者で道路や河川などの事業を掛け持ちで担当している団体などがあり、積極的な技術的支援が必要であると考えている。

①情報交換を行う場として、公共工事入札・契約事務に関し府内市町村が参加する「**公共工事入札・契約事務連絡協議会**」などを活用する。

②都市整備部では、府内の土木事務所が中心となって、地域単位で市町村等が情報共有を行う「**地域維持管理連携プラットフォーム**」を今後構築する予定。

このプラットフォームでは、維持管理ノウハウの共有や技術研修を通じて、技術連携・人材育成を図るとともに、府、市町村双方の業務効率化を進めるため、橋梁点検などの**維持管理業務の地域一括発注**の検討も行っている。



公共工事の品質確保に係る市町支援（兵庫県）

1 これまでの取り組み実績

（1）技術的支援

設計・積算・工事監理や総合評価の実施に係る支援を、（公財）兵庫県まちづくり技術センターにおいて実施

（2）兵庫県公共工事契約業務連絡協議会

毎年度1回開催する「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」（公契連）において、各市町の取組状況や国通知の周知に努めつつ、入札・契約制度の更なる改善（総合評価方式の拡充を含む。）について要請。

（3）総合評価方式の実施に対する支援

①学識経験者への就任

国土交通省の出先事務所（副所長対応）と連携して、総合評価方式を実施しようとする市町に対して、県土木事務所副所長（技術）等が学識経験者に就任し、市町が落札者決定基準を定める際の意見聴取に対応。

②相談窓口の設置等

市町における総合評価方式の実施に関する相談やアドバイスに対応。県の要領や様式、研修会資料等を提供。

2 今後の取り組み予定など

運用指針を踏まえ、引き続き、上記の取り組みを継続する。

これまでの取組内容

【奈良県公共工事契約業務連絡協議会での情報共有】
全市町村の契約担当者を対象に年1回開催
・奈良県の入札契約制度、電子入札制度、建設業法等の説明

【奈良県発注者協議会での情報共有】
奈良県公共工事契約業務連絡協議会と共に、平成20年度より年1回開催
・近畿ブロック発注者協議会内容の情報提供
・総合評価落札方式の導入拡大等の説明と導入目標設定
・奈良県の総合評価の取組の事例の紹介

【総合評価における技術支援】
・落札者決定基準、技術提案の評価等について県が助言
・学識経験者の意見聴取において、平成21年度より県が一元的に学識経験者として対応（年間50件程度）

【道路管理の業務・工事の受託】
市町村が管理する橋梁やトンネルの点検・計画策定業務及び補修工事について県が一部受託
・橋梁点検、長寿命化修繕計画の策定、道路ストック総点検
・市町村職員の派遣と補修工事の委託を同時に実施

【積算における技術支援・情報提供】
・土木積算標準歩掛改正の説明会
・各種単価、歩掛等の情報提供
・質問・問い合わせ等への対応

【工事の施工に係る技術支援・情報提供】
・質問・問い合わせ等への対応

【市町村職員への研修の実施】
・県職員対象の土木技術職員研修への参加
検査員・監督員研修、橋梁の設計・計画及び杭基礎設計研修
・県への派遣による実務研修

今後の取組予定・方向性

【協議会における情報共有】
・新たな制度や取組についての迅速な情報提供・説明
・品確法改正に関する情報提供
・重要な情報提供の場合は説明会等適宜開催

【総合評価における技術支援】
・近年の動向を踏まえた適当な助言・対応を実施

【道路管理の業務・工事の受託】
・実績を踏まえ技術的支援方法の充実を図る

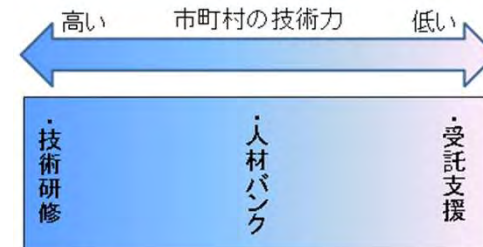
【積算における技術支援・情報提供】
・新たな制度や取組についての迅速な情報提供・説明

【工事の施工に係る技術支援・情報提供】
・新たな制度や取組についての迅速な情報提供・説明

【市町村職員への研修の実施】
・県主催の技術研修に参加を呼びかけ技術力の継承を図る

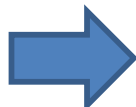
○支援体制の整備

- ・職員の技術力向上、管内市町村への技術支援を目的とした**検査・技術支援課**を設立
- ・市町村への技術支援 ⇒ **公共インフラ点検研修**の開催
 - ・**人材バンク**の活用
 - ・**公共インフラ点検**の受託

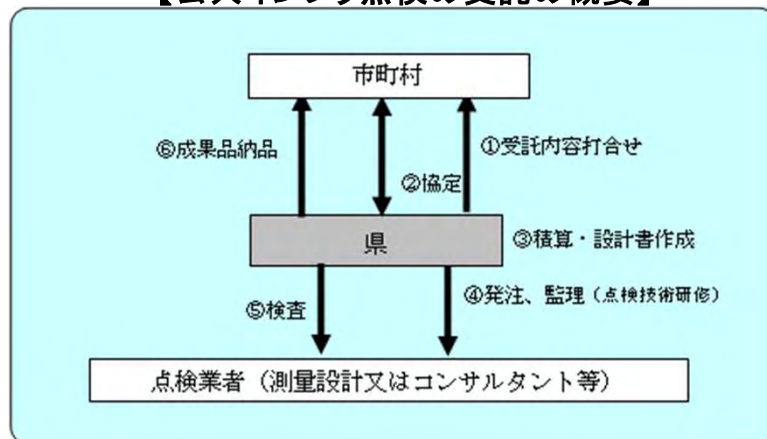


市町村の技術者の減少・多様な業務

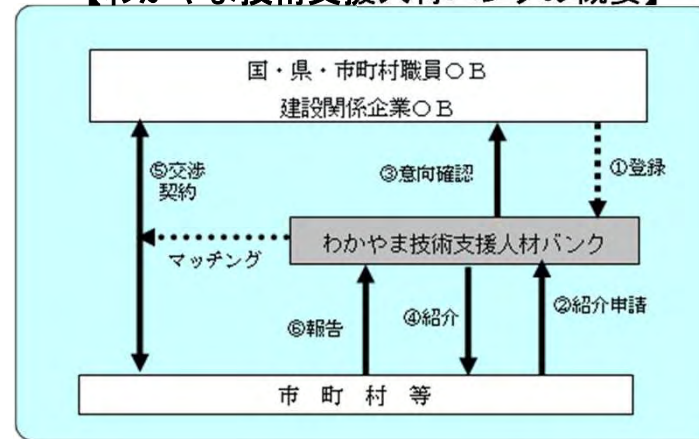
適正な品質確保のためには
技術的支援が必要



【公共インフラ点検の受託の概要】



【わかやま技術支援人材バンクの概要】



- ・今後の取り組み⇒ **市町村検査職員向けの研修の実施**
- ・**人材バンクの活用に必要な市町村の費用負担を一部補助** (H27新政策として要望)

○総合評価落札方式の導入促進、品質確保に係る情報共有

- ・総合評価落札方式の意見聴取に**県設置の第三者機関を活用**
- ・総合評価落札方式の評価項目に県発注工事の工事成績評定点を設定した場合、**県の工事成績評定点を提供**
- ・今後の取り組み⇒ **既存協議会を活用**による品確法や総合評価落札方式等の意見交換

3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
- (2) 協議会参画機関における低入札対策について
- (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について
- (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について
- (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会



総合評価方式の実施状況

総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注件数ベース】

H26.10時点

＜工事発注件数に占める総合評価導入率＞

- ◆近畿各府県における平成25年度実績は15%強であり、平成24年度と比較し微少だが減少している。
また、協議会目標値(20%以上)を達成した府県は、奈良県、和歌山県の2県となっている。
平成26年度の実施予定は平均で発注件数の20%強となっており、目標を上回っている。
- ◆政令市においては、導入率の低迷が顕著である。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成25年度 総合評価方式 実施件数	平成25年度 工事発注件数	総合評価 実施率		平成25年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成26年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成26年度 工事発注件数 (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	達成率	A	B	A/B	
近畿	福井県	346件	2084件	(14.6%)	16.6%	20%以上	83.0%	450件	2000件	22.5%
	滋賀県	125件	1249件	(7.8%)	10.0%		50.0%	140件	1400件	10.0%
	京都府	194件	1530件	(14.9%)	12.7%		63.0%	200件	1460件	13.7%
	大阪府	79件	1146件	(3.5%)	6.9%		34.0%	101件	1056件	9.6%
	兵庫県	86件	1857件	(4.4%)	4.6%		23.0%	250件	1850件	13.5%
	奈良県	399件	1454件	(29.4%)	27.4%		137.0%	400件	820件	48.8%
	和歌山県	632件	2505件	(30.0%)	25.2%		126.0%	708件	2456件	28.8%
	府県小計	1861件	11825件	(15.8%)	15.7%		79.0%	2249件	11042件	20.4%
	京都市	19件	461件	(4.7%)	4.1%		21.0%	22件	629件	3.5%
	大阪市	2件	1624件	(0.1%)	0.1%		1.0%	5件	2014件	0.2%
	堺市	26件	536件	(5.0%)	4.9%		24.0%	27件	361件	7.5%
	神戸市	25件	1062件	(4.5%)	2.4%		12.0%	25件	967件	2.6%
	政令市小計	72件	3683件	(2.4%)	2.0%		10.0%	57件	3342件	1.7%
	近畿合計	1933件	15508件	(12.4%)	12.5%		62.0%	2306件	14384件	16.0%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

(カッコ書き)はH24年度

※H26年度の予定について京都市が未定のため除外して集計している



総合評価方式の実施状況

総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注金額ベース】

H25.4時点

＜工事発注金額に占める総合評価導入率＞

◆近畿各府県における平成25年度実績は48%弱であり、平成24年度と比較し6%以上増加しているが、協議会目標値(50%以上)を下回っている。協議会目標値を達成した府県は、福井県、大阪府、奈良県、和歌山県の4府県となっており、昨年度の3県より増加。

平成26年度の実施予定は、府県による差はあるものの、平均で50%以上の予定となっている。

◆政令市において、京都市が協議会目標値を達成。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成25年度 総合評価方式 に係る金額(億円)	平成25年度 工事発注金額(億 円)	総合評価 実施率		平成25年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成26年度 総合評価方式 に係る金額 (億円)予定	平成26年度 工事発注金額(億 円)予定	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	達成率	A	B	A/B	
近畿	福井県	376	667	(53.0%)	56%	50%以上	113.0%	350	500	70.0%
	滋賀県	160	447	(40.1%)	35.8%		72.0%	178	500	35.6%
	京都府	94	701	(19.5%)	13.5%		27.0%	95	670	14.2%
	大阪府	693	1279	(35.5%)	54.2%		108.0%	679	1481	45.9%
	兵庫県	225	813	(18.4%)	27.6%		55.0%	437	810	53.9%
	奈良県	326	435	(65.6%)	74.9%		150.0%	319	357	89.4%
	和歌山県	558	732	(78.5%)	76.3%		153.0%	566	718	78.8%
	府県小計	2,432	5,074	(41.5%)	47.9%		96.0%	2,624	5,036	52.1%
	京都市	284	450	(47.1%)	63.1%		126.0%	70	未定	
	大阪市	15	1,135	(1.2%)	1.4%		3.0%	220	未定	
	堺市	58	380	(11.3%)	15.3%		31.0%	75	284	26.4%
	神戸市	98	551	(18.4%)	17.8%		36.0%	84	648	13.0%
	政令市小計	456	2,516	(13.1%)	18.1%		36.0%	159	932	17.1%
	近畿合計	2,888	7,590	(32.5%)	38.0%		76.0%	2,783	5,968	46.6%

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

(カッコ書き)はH24年度

※H26年度の予定について京都市・大阪市が未定のため両市以外の集計としている



総合評価方式の実施状況

総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

- ◆過年度実施を含む累計導入率（協議会目標値80%以上）は、平成25年度末で73%となっており、平成26年度新たに総合評価方式を行う予定としているのは1自治体という状況である。
- ◆実施自治体の増加が見込まれなくなったため、各府県ブロック発注者協議会等を活用し、未実施の自治体への支援を行うなど、導入を促す必要がある。

地整	府県名	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成25年度実施結果		平成26年度見込み(10月時点)		
		府市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C=B/A)	平成23年度協議会目標導入率	協議会目標に対する達成率	府市町村数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	103%	17	14	82%
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	9	35%	26	9	35%	26	11	42%		53%	26	11	42%
	大阪府	43	16	37%	43	17	40%	43	17	40%		50%	43	18	42%
	兵庫県	41	30	73%	41	30	73%	41	31	76%		95%	41	31	76%
	奈良県	39	35	90%	39	36	92%	39	37	95%		119%	39	37	95%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
	近畿管内	215	152	71%	215	154	72%	215	158	73%		80%以上	90%	215	159

近畿7府県計:215市町村(4政令市含む)における総合評価方式導入状況 H26. 10月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



総合評価方式の実施状況

総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

- ◆平成25年度近畿地方の市町村(215市町村)における総合評価方式の実施率(協議会目標値50%)は、平成25年度末で24%(52市町村)と平成24年度末の28%(60市町村)から減少している。また、平成26年10月での実施見込みは23%で平成25年度実績を下回る予定となっており、導入率は下がってきている。
- ◆府県ブロック発注者協議会等を活用し、未実施の自治体での導入に限らず、過年度実績があるが現在実施されていない自治体についても継続した実施に向けての取り組みの強化が必要である。

地整	府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			平成26年度見込み(10月時点)		
		市 総 導 入 割 合	町 総 導 入 割 合	村 総 導 入 割 合	市 総 導 入 割 合	町 総 導 入 割 合	村 総 導 入 割 合	府 市 町 村 内 数 (A)	うち 導 入 割 合 (B)	総合 評 価 割 合 (C = B / A)	府 市 町 村 内 数 (A)	うち 導 入 割 合 (B)
近畿	福井県	65%	47%	41%	35%	29%	17	4	24%	17	4	24%
	滋賀県	73%	42%	53%	42%	32%	19	3	16%	19	6	32%
	京都府	23%	23%	19%	19%	19%	26	7	27%	26	3	12%
	大阪府	19%	23%	23%	23%	19%	43	6	14%	43	7	16%
	兵庫県	44%	46%	37%	27%	15%	41	9	22%	41	6	15%
	奈良県	77%	74%	59%	51%	64%	39	21	54%	39	17	44%
	和歌山県	77%	53%	33%	13%	17%	30	2	7%	30	6	20%
	近畿管内	52%	45%	37%	30%	28%	215	52	24%	215	49	23%

近畿7府県計:215市町村(4政令市含む)における総合評価方式導入状況 H26. 10月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
- (2) 協議会参画機関における低入札対策について**
- (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について
- (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について
- (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の変遷について

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

H25.5～ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.55		

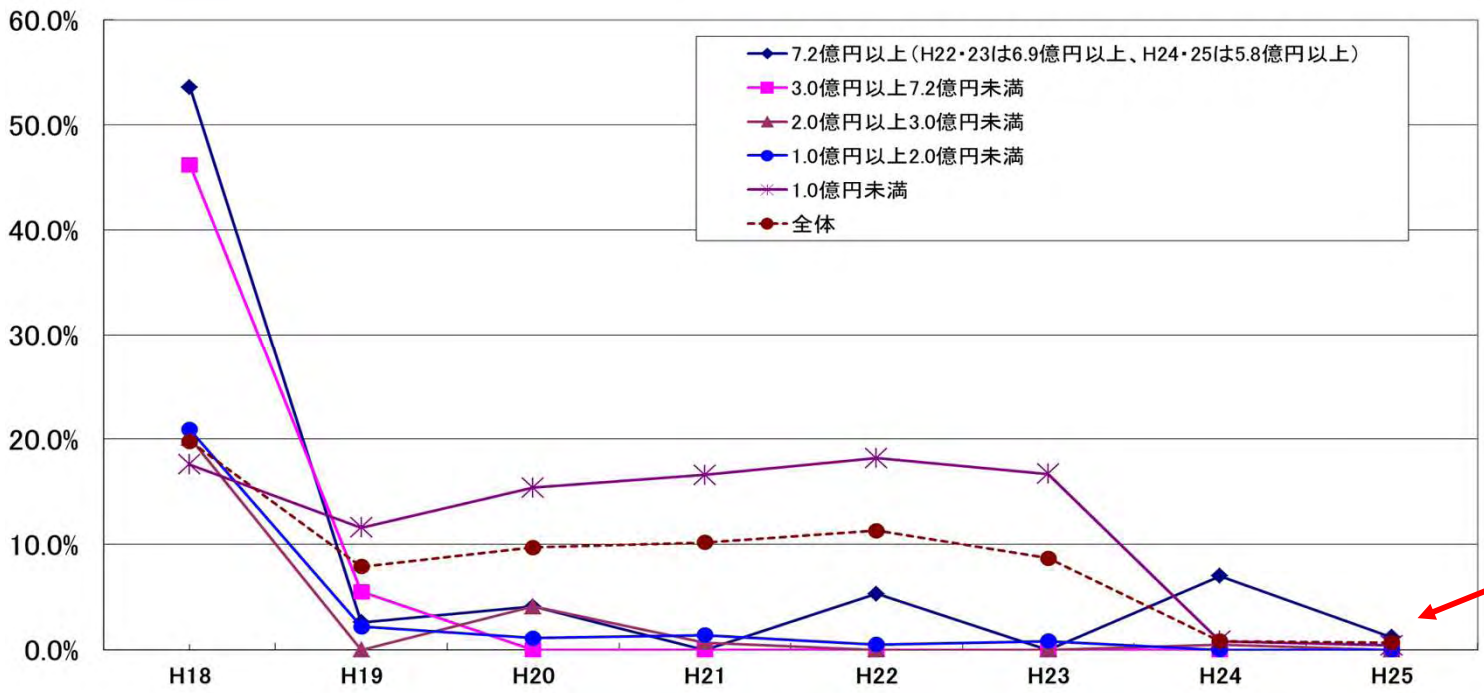
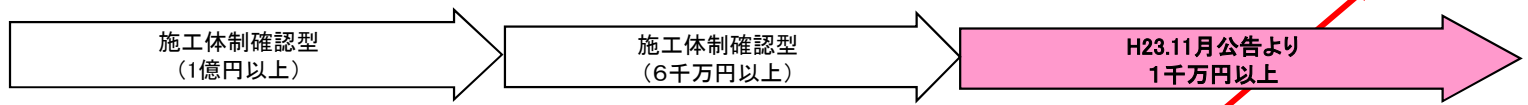
※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

■近畿地方整備局における低入札（調査基準価格を下回る入札での落札）件数の推移

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度									
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数								
7.2億円以上 (H22・23は6.9億円以上、H24・25は5.8億円以上)	15	53.6%	28	1	2.6%	39	3	4.1%	73	0	0.0%	30	1	5.3%	19	0	0.0%	38	4	7.0%	57	1	1.2%	82
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46.2%	26	3	5.5%	55	0	0.0%	61	0	0.0%	41	0	0.0%	40	0	0.0%	38	0	0.0%	36	0	0.0%	71
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20.1%	139	0	0.0%	155	7	4.1%	169	1	0.7%	141	0	0.0%	135	0	0.0%	183	1	0.5%	219	0	0.0%	363
1.0億円以上 2.0億円未満	45	20.9%	215	5	2.2%	228	3	1.1%	282	4	1.4%	291	1	0.5%	205	2	0.8%	264	0	0.0%	267	0	0.0%	334
1.0億円未満	157	17.6%	891	90	11.6%	774	116	15.4%	751	120	16.6%	721	114	18.2%	625	90	16.7%	538	4	0.8%	524	2	0.4%	517
(0.6億円未満)										(114)	(21.6%)	(527)	(110)	(24.8%)	(444)	(88)	(23.7%)	(371)	(4)	(1.1%)	(360)	(2)	(0.7%)	(307)
計	257	19.8%	1,299	99	7.9%	1,251	129	9.7%	1,336	125	10.2%	1,224	116	11.3%	1,024	92	8.7%	1,061	9	0.8%	1,103	3	0.2%	1,367



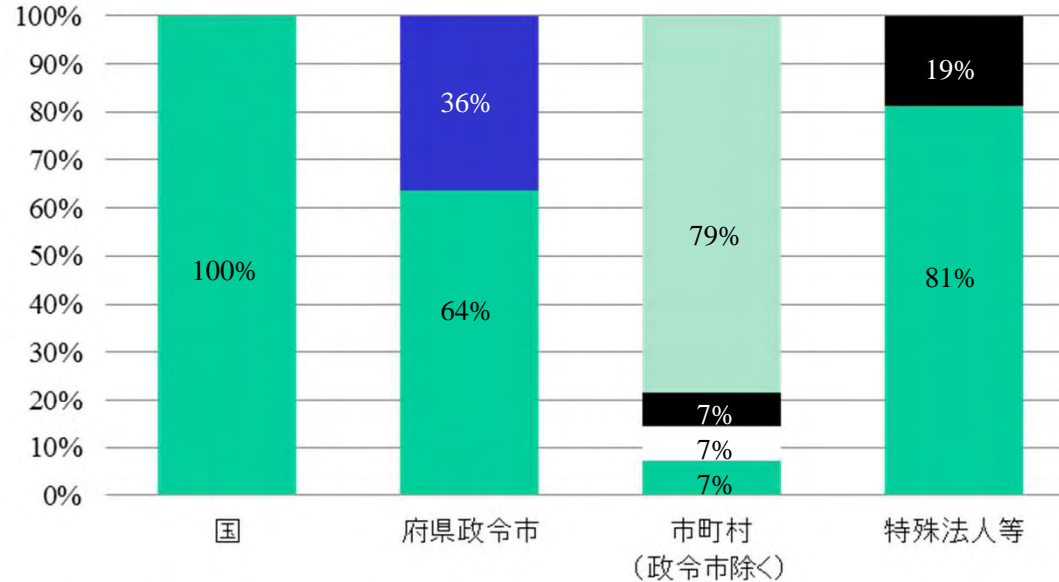
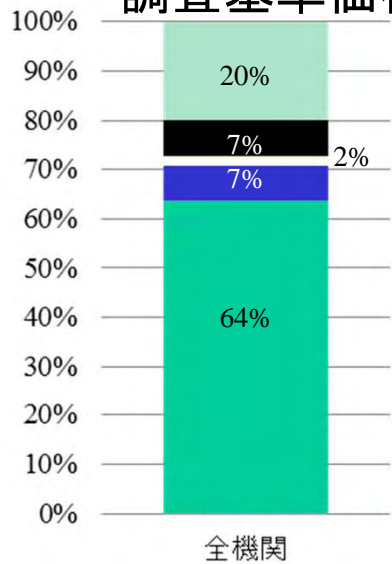
全体件数の内、1千万円以上6千万未満の工事は326件(全体の約24%)。1千万未満の工事34件(全体の約2%)を除き、概ね98%の工事が施工体制確認型となった。

H25年度において、低入札案件は3件。
一般土木(WTO) 1件(入札参加者:2者)
通信設備 2件 (入札参加者:2者、1者)

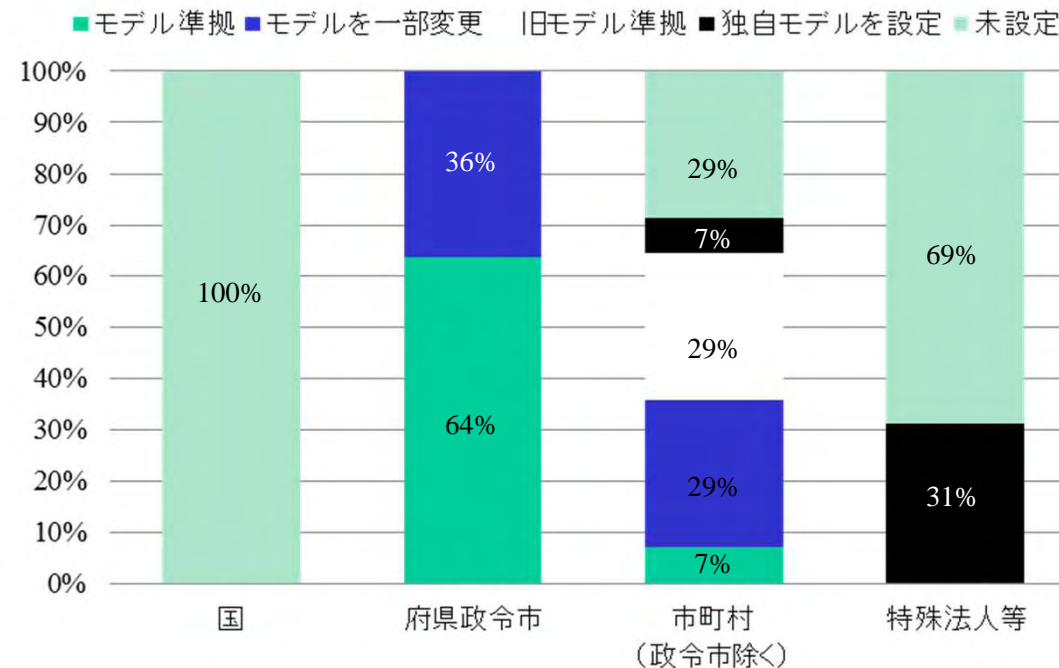
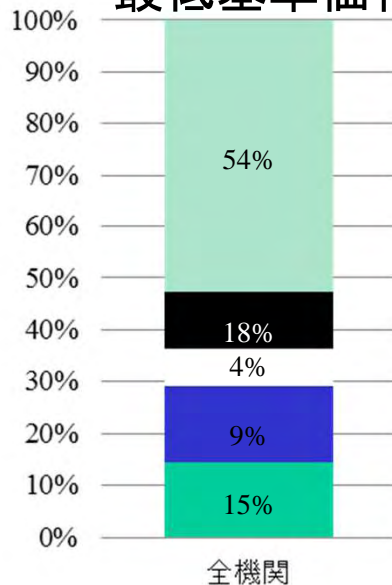


協議会参画機関(55機関)における新公契連(H25)モデルの導入状況

調査基準価格



最低基準価格

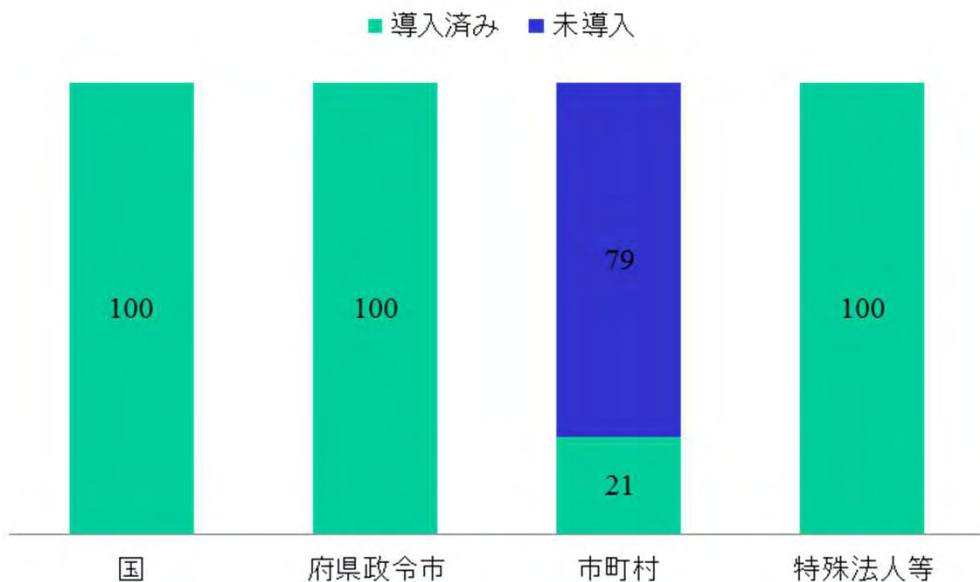


・独自に一部変更されているところがあるものの、全ての国及び府県政令市において、新公契連(H25)モデルを導入済み

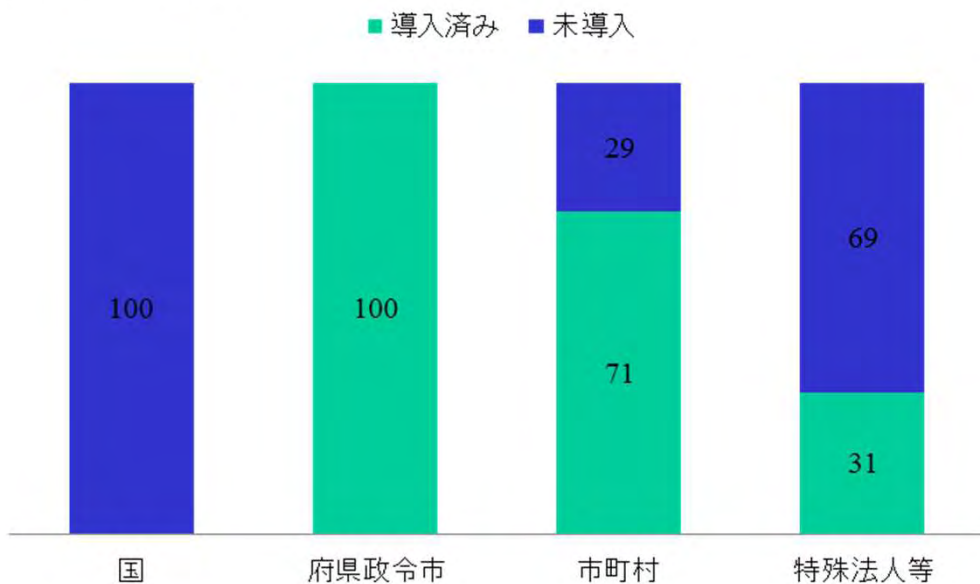
・政令市を除く市町村においては、調査基準価格を設けてない機関が8割近く、最低基準価格を設けていない機関が3割近くあることから、市町村における導入促進を図る必要がある

※表中の数値の単位は、%

低入札調査の実施状況

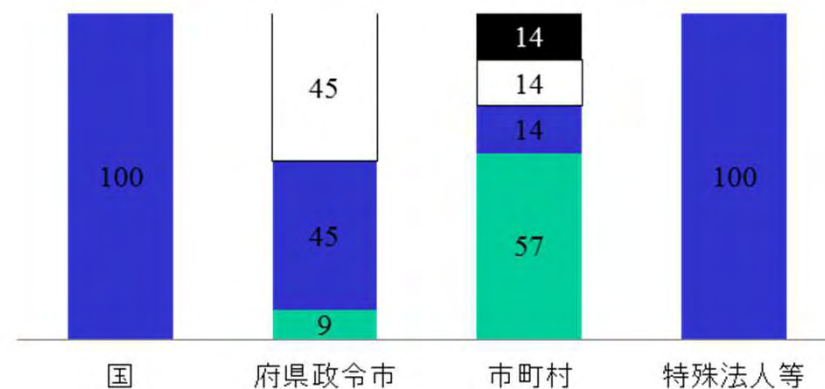


最低制限価格の実施状況



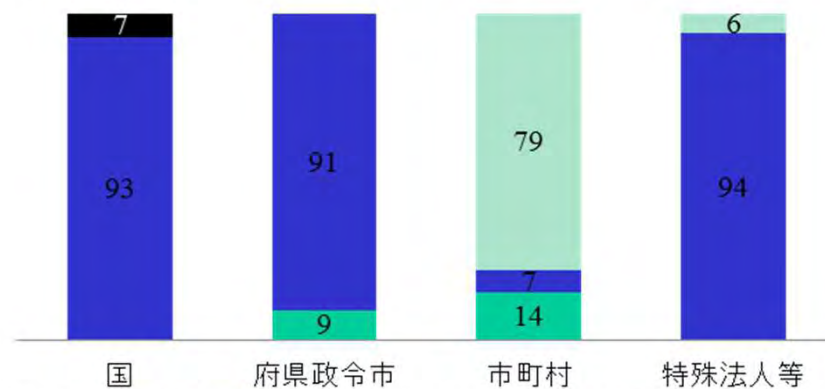
予定価格の公表

■事前 ■事後 □併用 ■非公表



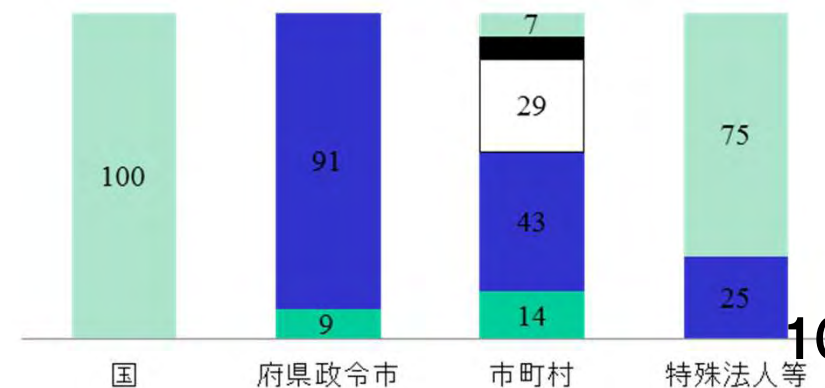
調査基準価格の公表

■事前 ■事後 □併用 ■非公表 ■設定無し



最低制限価格の公表

■事前 ■事後 □併用 ■非公表 ■設定無し等





低入札対策

国機関①の実施状況

府県市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
国土交通省 大阪航空局	予定価格3.0億円以上の土木 工事及び建築工事、450万 SDR以上の専門工事。(施設 等の機能保持又は原状回復 のための維持工事を除く。)	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第五管区海上保 安本部	今後検討予定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第八管区海上保 安本部	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
農林水産省 近畿農政局	2億円以上の工事で導入	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
林野庁 近畿中国森林管 理局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
防衛省 近畿中部防衛局	・一式工事 予定価格5億円 以上 ・その他工事 予定価格3億円 以上	予定価格1千万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—



低入札対策

国機関②の実施状況

府県市町 各機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
警察庁 近畿管区警察局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	非公表	—
財務省 近畿財務局	未定	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
財務省 大阪国税局	未定	予定価格1千万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
経済産業省 近畿経済産業局	・実績なし ・未定	予定価格1千万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
環境省 近畿地方環境事務所	未定	予定価格1千万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—



低入札対策

府県の実施状況

府県市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
福井県	5億円以上の工事で導入	2億円超の工事	《独自モデル》 H25.6.10～新公契連(H25) モデルの内、直接工事費 の算定式を従前(H25.4.1)より 「直接工事費×1.0」採用	2億円以下の工事	《独自モデル》 調査基準価格算定式と同じ	事後	事後	事後
滋賀県	今後検討	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	新公契連(H25)モデル	低入札調査制度を適用しない案件	新公契連(H25)モデル	事後	事後	事後
京都府	今後検討	1億円以上	新公契連(H25)モデル	1億円未満	調査基準価格を参考に設定	事前 ※予定価格が4,500万円以上の工事で事後公表を試行	事後	事後
大阪府	今後検討	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	新公契連(H25)モデル	低入札調査制度を適用しない案件	新公契連(H25)モデル	事後	事後	事後
兵庫県	・WTO対象工事で導入	5億円以上	新公契連(H25)モデル	5億円未満	新公契連(H25)モデル	事後	事後	事後
奈良県	予定価格7億円以上の建設工事に適用(平成22年4月1日～)	予定価格5千万円以上の建設工事 予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事	《独自モデル》H25.6.1～新公契連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に読み替え	低入札調査制度を適用しない案件	《独自モデル》H25.6.1～調査基準価格算定式と同じ	事前	事前	事前
和歌山県	・WTO対象工事で導入(H23.1～)	原則として1億円以上の工事	新公契連(H25)モデルに準拠 ※予定価格の7/10以上	1億円未満	(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08 ※予定価格の7/10以上	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



低入札対策

政令市の実施状況

府県市町 各機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
京都市	4億円以上の工事で 試行中	20.2億円以上	新公契連(H25)モデル	20.2億円未満	新公契連(H25)モデル	事前 (ただし、20.2億円以上 の工事は事後公表)	事後	事後 (ただし、5千万円以下 の工事は事前公表。6 月1日以降入札公告 から)
大阪市	検討中	6億円以上	新公契連モデル H25.12より適用	6億円未満	新公契連モデル H25.12より適用	事後	事後	事後
堺市	今後検討	6千万円以上	新公契連(H25)モデル H25.7より適用	250万円超 6千万円未満	新公契連(H25)モデル H25.7より適用	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	導入の予定なし	5億円以上	新公契連(H25)モデル	5億円未満	新公契連(H25)モデル	事前・事後併用	事後	事後



低入札対策

代表市町村①の実施状況

府県市町各機関名	入札バンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
福井市	導入予定なし	—	—	予定価格130万円超	建築一式工事:設計金額の88~90%間でコンピュータによるランダム設定 建築一式以外の工事:設計金額の86~88%間でコンピュータによるランダム設定	事後	—	事後
池田町	実施予定無し	—	—	—	—	非公表	—	—
近江八幡市	導入予定なし	—	—	設計金額130万円以上	70%~90%の間で、中央公契連モデルを準用した計算式を用いて算出する	300万円未満 事前公表 300万円以上 事後公表	—	300万円未満 事前公表 300万円以上 事後公表
豊郷町	導入予定なし	—	—	—	—	事前	—	非公表
向日市	導入予定なし	—	—	設計金額130万円以上	新公契連(H25)モデルを基礎とした独自の算定式	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり	—	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり
井手町	未定	設計金額 5,000万円以上	予定価格の60%	工事全て	旧公契連モデルを参照とした独自算定	事前	事前	事後



低入札対策

代表市町村②の実施状況

府県市町 各機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
摂津市	未導入 ※制限付き一般競争 入札で一部導入	—	—	工事	・土木一式工事 (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理 費×70%+一般管理費×30%)× 1.08 ・建築一式工事 (直接工事費×92%+共通仮設費×87%+現場管理 費×67%+一般管理費×30%)× 1.08 ・その他工事 予定価格(税込)×85% ※新公契連(H25)モデルの適用の予定はないが、状 況により検討	事前	—	事後
千早赤阪村	—	—	—	建設工事一式	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用を検討中	事前	—	原則、事前(指名競争 入札) 原則、事後(一般競争 入札)
芦屋市	導入予定なし	＝	＝	工事	新公契連(H25)モデル	事前	＝	事後
多可町	今後検討	予定価格1億円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設 費×0.9+現場管理費× 0.8 + 一般管理費×0.3)×1.08 ※新公契連(H25)モデルの適用 予定なし	予定価格一億円未満 130万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費 × 0.8 +一般管理費×0.3)×1.08 ※新公契連(H25)モデルの適用 予定なし	事後	事後	事後
御所市	未導入	—	—	—	—	事前	—	総合評価のみ設定 事前
高取町	未定	＝	＝	工事一式	奈良県の算定方法に準ずる	非公表	事後	事後
新宮市	導入の予定なし	予定価格土木一式5 千万円、建築一式8千 万円、その他工事5千 万円以上	新公契連(H25)モデル	予定価格土木一式5 千万円、建築一式8千 万円、その他工事5千 万円未満 130万円以上の建設 工事	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費 × 0.8 +一般管理費×0.55)×0.9×1.08 ※新公契連(H25)モデルの適用 予定なし	事前	事前	事前 (調査基準価格)
上富田町	導入予定なし	—	—	—	—	事前	—	事前



低入札対策

関係機関①の実施状況

府県市町 各機関名	入札バンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
西日本高速道路株式会社 関西支社	未導入(予定なし)	予定価格が250万円 以上	新公契連(H25)モデル (当社においては『低入札基準価格』)	価格落札方式(4億円未 満)の土木工事系工種 ※土木工事系工種: 土木・土木補修・舗装・PC 橋上部工・鋼橋上部工・建 築・電気・管・区画線・のり 面処理・防護さく・遮音壁・ 標識・道路保全土木・道路 保全施設	最低制限価格(率(%)) = $[P-0.5-\sqrt{(100.25-P)}]/100$ P:低入札基準価格(率(%))	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路 株式会社	現在、導入予定なし	予定価格1千万円以 上	新公契連(H25)モデル	条件付一般競争入札のう ち、一般落札方式(1億円 未満)の土木・建築系工事	最低制限価格=工事費×0.7	事後	事後	事後
阪神高速道路株式会社	未導入(予定なし)	・契約制限価格が250 万円超	・新公契連(H25)モデル (工種が「電気、電気通信及び機械器具設置 以外」に係る工事)H25.5.16から適用 契約制限価格の70%から90%の範囲で (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08 (工種が「電気、電気通信及び機械器具設 置」に係る工事)H25.5.16から適用 契約制限の70%から90%の範囲で (直接工事費【製品費を除く】×0.95+直接工 事費【製品費】×0.875+共通仮設費×0.9+ 現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)× 1.08	—	—	事後	事後	—
新関西国際空港株式会社	今後検討	配賦予算額(税抜)が 3千万円以上で、競争 に付する工事	調査基準額は、契約制限価格の10分の7.5 ~3分の2 調査基準価格=契約制限価格算出の基礎額 の(直接工事費+共通仮設費+現場管理費 相当額×0.2)	—	—	事後(随意契約の場 合を除く。)	調査の有無のみ	—
独立行政法人 京都国立博物館	今後検討	予定価格1千万円以 上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	=



低入札対策

関係機関②の実施状況

府县市町 各機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 京都国立近代美術館	今後検討	予定価格が1千万超	予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額	予定価格が2億円超	文教施設部の基準に準拠する。	事後	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	予定価格が1千万超	予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額	予定価格が2億円超	文教施設部の基準に準拠する。	事後	事後	事後
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	予定価格が2億円超	文教施設部の基準に準拠する。	事後	事後	—
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	なし	予定価格が250万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 国鉄清算事業 西日本支社	なし	予定価格が250万円超	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—



府県市町 各機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	・無し ・今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格が2億円以上で本社契約となる工事	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
日本下水道事業団 近畿・中国 総合事務所	実施予定なし	予定価格1千万円以上	新公契連(H25)モデル	—	—	原則事後	事後	—

3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
- (2) 協議会参画機関における低入札対策について
- (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について**
- (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について
- (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

平成29年度を目途に目標を達成するため、これまで以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制の整備
- ②建設業担当部局における建設業許可・更新時等の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報、経営事項審査での減点措置の厳格化
- ③法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(本人負担分・事業主負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用
(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

- ①社会保険等への加入状況:企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

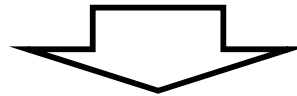
第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示

「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

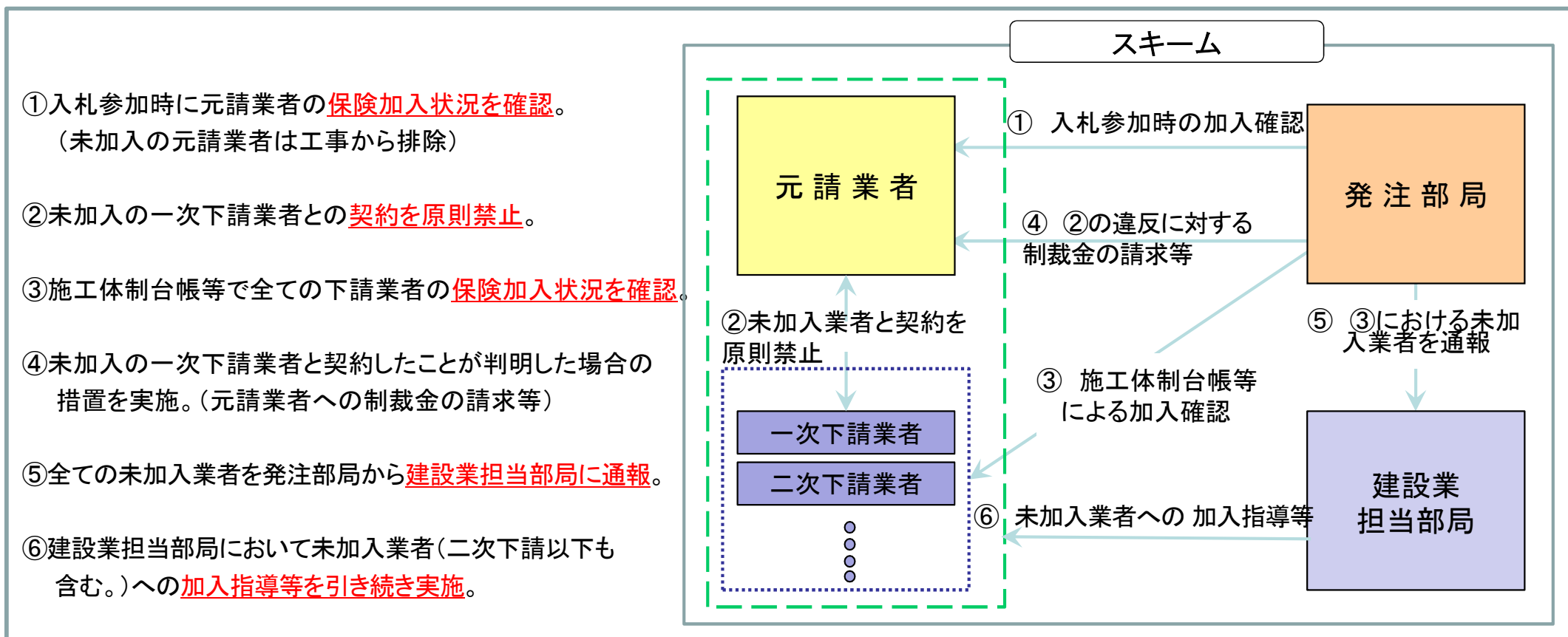
- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
- ・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。

平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。

地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※)建築一式工事の場合は4500万円

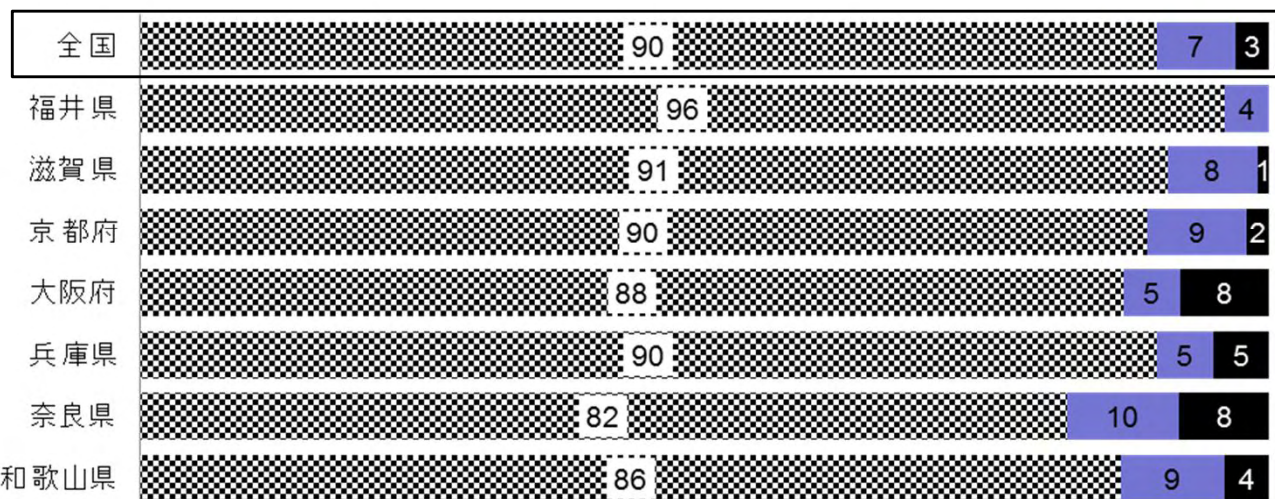


- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容につき、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を发出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

3保険

☒ 3保険加入 ■ 3保険いずれか加入 ■ 未加入



<3保険>

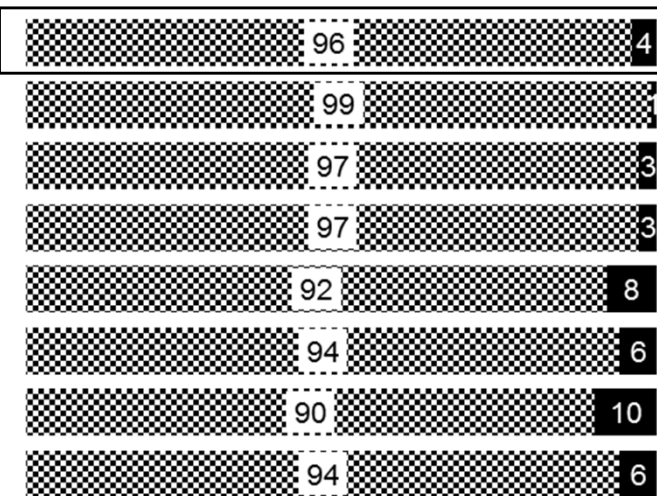
・全国平均との比較では、福井県は加入率が上回っているが、奈良県、和歌山県、大阪府等、やや下回る府県が見られる

<個別保険>

・3保険と同様の傾向が見られる

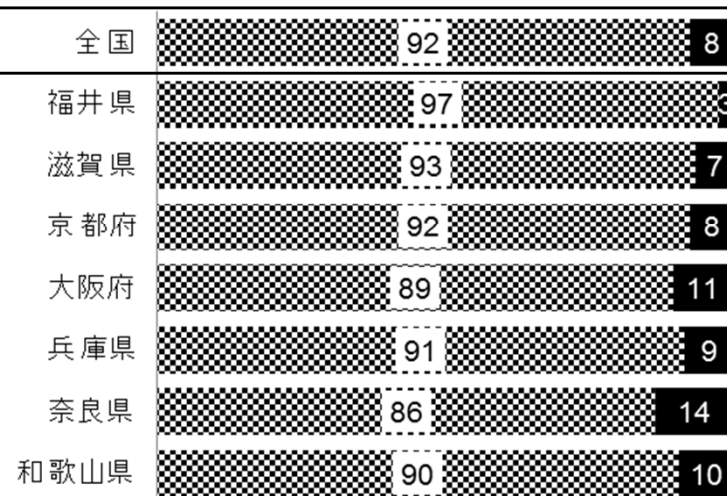
雇用保険

☒ 加入 ■ 未加入



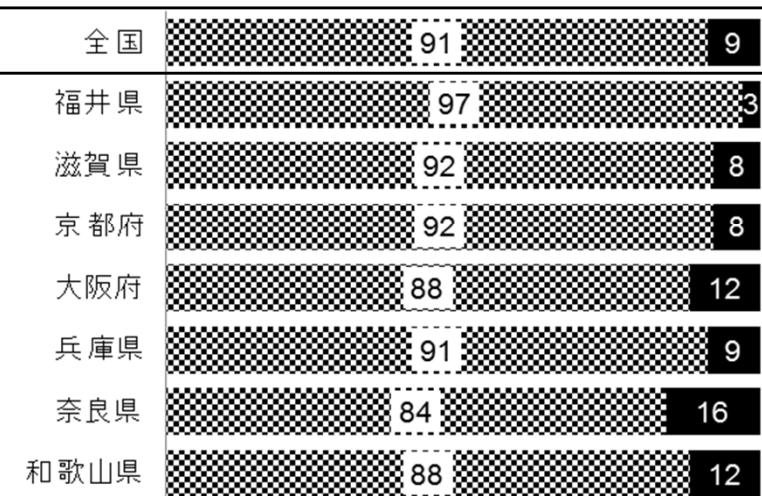
健康保険

☒ 加入 ■ 未加入



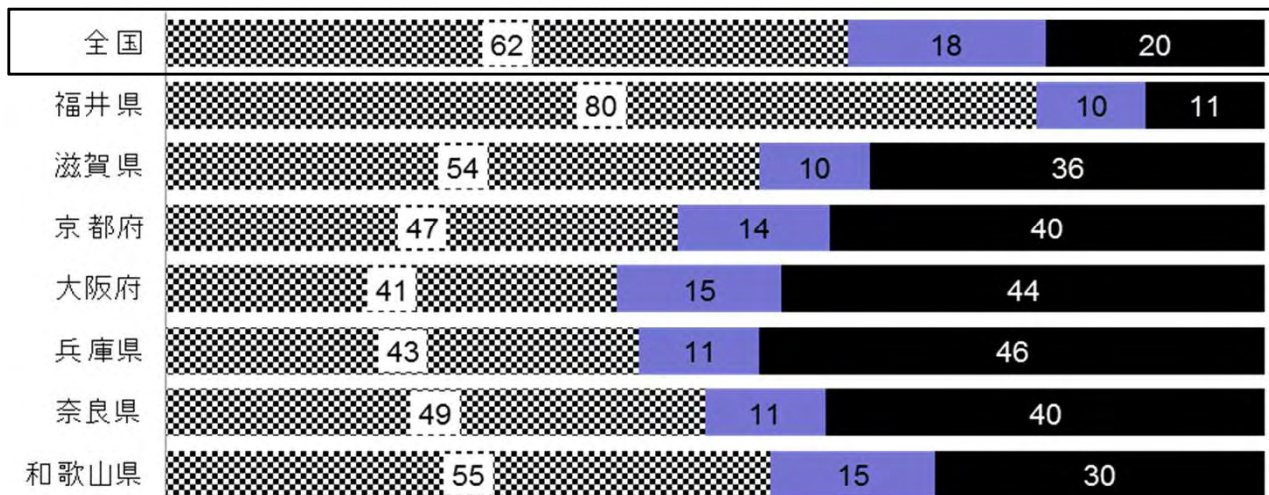
厚生年金

☒ 加入 ■ 未加入



3保険

☒ 3保険加入 ■ 3保険いずれか加入 ■ 未加入



<3保険>

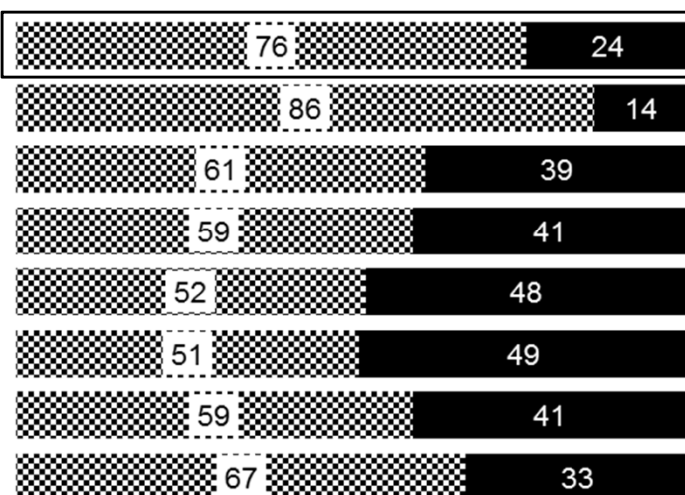
・全国平均との比較では、企業別同様、福井県の加入率は上回っているが、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県等、顕著に下回っている

<個別保険>

・3保険と同様の傾向が見られる

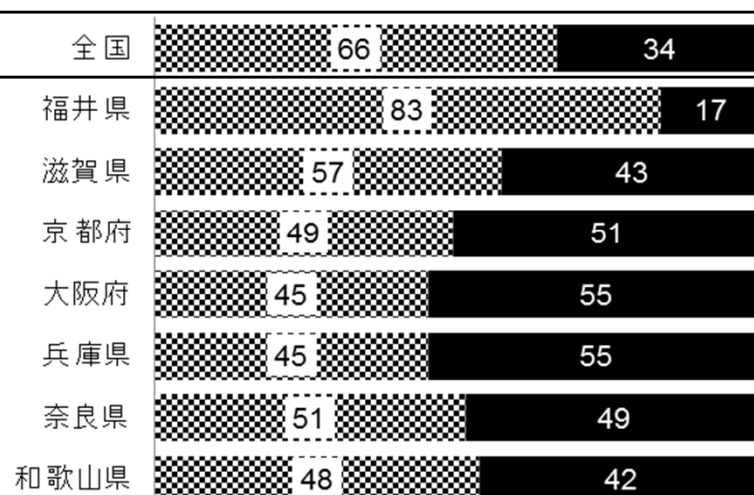
雇用保険

☒ 加入 ■ 未加入



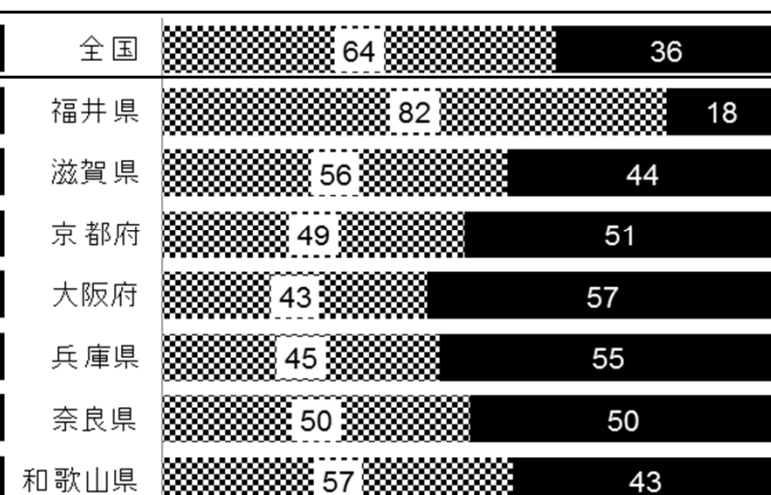
健康保険

☒ 加入 ■ 未加入



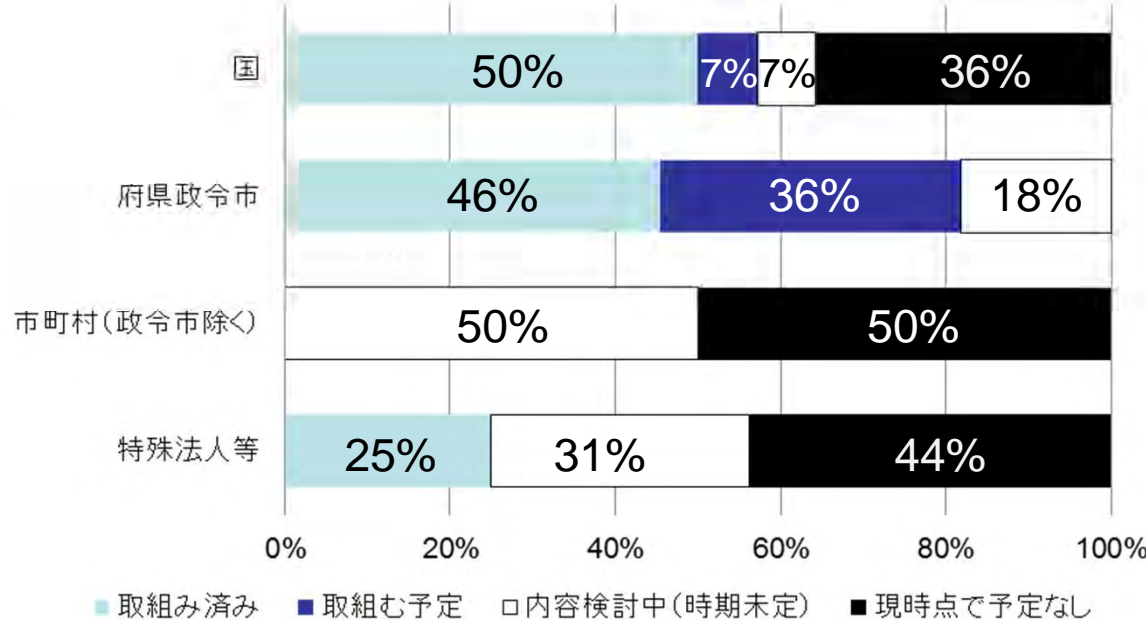
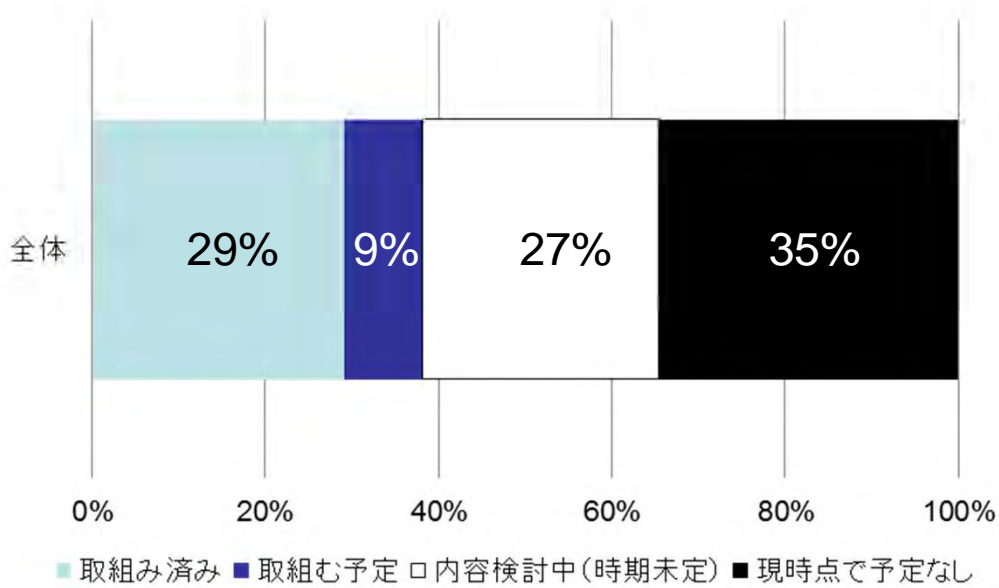
厚生年金

☒ 加入 ■ 未加入



取組みの予定についてアンケートを実施

協議会参画機関の内、60%以上の機関において、取組み済み・予定、内容検討している国の機関
 府県政令市 : 全ての機関において、取組み済み・予定、内容検討している
 市町村(政令市除く) : 50%の機関において、内容検討している
 特殊法人 : 50%以上の機関において、取組み済み、内容検討している



現時点で予定をしていない発注機関においても、国土交通省等のスキームを参考に同様の取り組みを検討していただきたい

社会保険等未加入対策の取組状況

近畿地方整備局及び府県政令市での取組状況

機関名	実施状況	適用時期	対象工事	実施内容	備考
近畿地方整備局	実施済	H26.8.1以降に入札手続きを開始する工事	全ての工事	<ul style="list-style-type: none"> 元請事業者は加入業者に限定 下請金額総額3千万円(建築:4.5千万円)以上の工事の一次下請事業者との契約を原則禁止 二次以下の下請事業者が未加入の場合は、建設業担当部局が指導 	・経営事項審査により、平成27年度から、未加入事業者は競争参加資格を得られない
福井県	実施済	H26.6.1以降に公告する工事	全ての工事	・元請負人及び全ての下請負人は、社会保険等に加入していない者または保険料に未納がある者でないこと	・「福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱」を作成
滋賀県	検討中	未定	検討中	検討中	
京都府	実施済	H25.7.1以降に公告又は入札通知する工事	全ての建設工事	・未加入の元請業者は工事から排除	
大阪府	実施済	H25.11.1以降に公告する工事	全ての建設工事	・入札参加に必要な資格として、社会保険の加入を条件とする	・H27年度からは、社会保険の加入を入札参加資格審査申請の条件とする
		H26.4.1以降に公告する工事	全ての建設工事	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、社会保険加入者を下請負者とするよう努める旨の誓約書を提出 未加入の下請負者は社会保険担当機関に通報 	
兵庫県	実施予定	H28.4(予定)	—	H28年度入札参加資格者名簿から、社会保険の加入を登録要件とする	
奈良県	実施予定	H27.4(予定)	<公契約条例において> 予定価格3億円以上の建設工事	検討中	H26.7 公契約条例を制定
和歌山県	実施予定	未定	国に準じる(予定)	国に準じる(予定)	
京都市	実施済	H26.6.1以降に公告する工事	全ての工事	・社会保険の加入を入札参加資格とする	
大阪市	実施済	H25.11.1以降に公告する工事	全ての建設工事	・入札参加に必要な資格として、社会保険の加入を条件とする	・H27年度からは、社会保険の加入を入札参加資格審査申請の条件とする
		H26.4.1以降に公告する工事	全ての建設工事	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、社会保険加入者を下請負者とするよう努める旨の誓約書を提出 未加入の下請負者は社会保険担当機関に通報 	
堺市	実施予定	H26.12以降に発注する工事から段階的に実施予定	全ての建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ○元請業者について ・平成26年12月発注分～:本市案件を受注不可 ○下請業者について ・平成26年12月～:社会保険担当機関に通報(段階的に対象を拡大予定) 	
神戸市	検討中	未定	検討中	検討中	・落札者に配布するパンフレットにより社会保険加入を啓発している

3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
- (2) 協議会参画機関における低入札対策について
- (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について
- (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について**
- (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）**
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

府県政令市での取り組み状況

対策	最新単価適用の徹底	見積りを活用した単価設定	資材等の遠隔地調査に対する精算	施工箇所点在の積算方法の活用	維持修繕工事の歩掛かり新設・見直し	積算条件明示の徹底	若手技術者の積極的活用	配置予定技術者(主任技術者)兼任の要件緩和
機関名	実施時期	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
近畿地方整備局	H26.2.1以降	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
福井県	H26.2.1以降	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
滋賀県	H26.2.1以降	×	×	×	○	◎	◎	◎
京都府	H26.2.1以降	×	×	◎	◎	◎	△	◎
大阪府	H26.2.1以降	×	×	×	◎	◎	△	◎
兵庫県	H26.2.1以降	×	×	×	○	◎	◎	◎
奈良県	H26.2.1以降	×	△	◎	◎	◎	◎	◎
和歌山県	H26.2.1以降	◎	×	◎	○	◎	◎	◎
京都市	H26.2.1以降	×	×	×	◎	◎	◎	◎
大阪市	H26.2.1以降	◎	×	×	○	◎	△	◎
堺市	H26.2.1以降	×	×	×	○	◎	◎	◎
神戸市	H26.2.1以降	×	×	○	○	◎	◎	◎

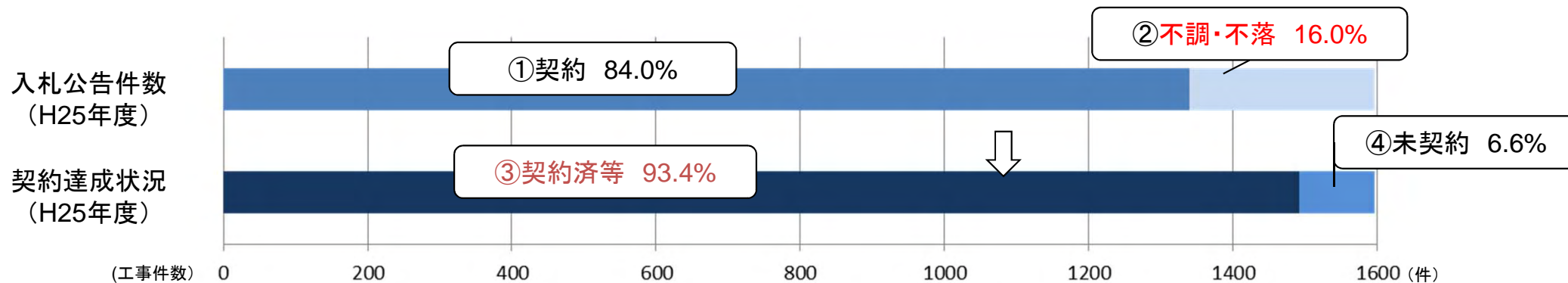
H26.10時点

実施状況の凡例

実施済み	◎
実施予定(年度内)	○
実施検討中(時期未定)	△
現時点で実施予定なし	×

近畿地方整備局における不調不落発生状況

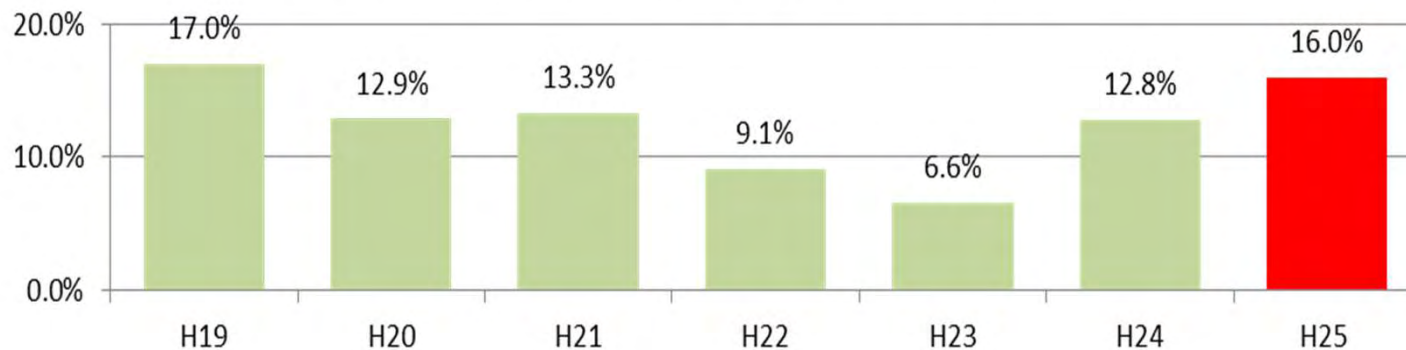
●不調・不落の発生状況及び契約達成状況（H25年度）



未契約についてはH26年度に再公告等を行い対応

●年度別 不調・不落の発生状況推移

近畿の不調・不落工事の発生状況(件数ベースの発生率)



公共工事の発注見通しの一元化

①

近畿地方整備局ホームページ



②

発注・入札情報

国土交通省近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure and Transport
Kinki Regional Development Bureau

- ご意見お問合せ |
- サイトマップ

- 近畿地方整備局TOP>
- 発注・入札情報

発注・入札情報(港湾空港関係を除く)

港湾空港関係の発注・入札情報はこちらをクリックしてください

発注・入札情報

発注の見通し

- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見通し(入札情報サービス(PPD))
- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見通し(入札情報)
- 国・府県政令市(近畿地方整備局管内)の公共工事の発注見通し**
- 入札公告等又は契約書の募集等
- 建設工事及び建設コンサルタント等の入札公告等(PPD)
- 建設工事及び建設コンサルタント等の入札公告等(賞金関係)
- 物品・役務の一般競争入札公告
- 参加者の有無を確認する公募手続(建設コンサルタント業務等及び物品・役務)
- 企画競争(役務)

②クリック
※新たに追加

③

府県政令市の発注見通し

国・府県政令市(近畿地方整備局管内)の公共工事の発注見通し

国の公共工事の発注見通し

- 近畿地方整備局 [近畿地方整備局ホームページ内]

府県の公共工事の発注見通し

- 福井県 [福井県ホームページ内]
- 滋賀県 [滋賀県ホームページ内]
- 京都府 [京都府ホームページ内]
- 大阪府 [大阪府ホームページ内]
- 兵庫県 [兵庫県ホームページ内]
- 奈良県 [奈良県ホームページ内]
- 和歌山県 [和歌山県ホームページ内]

③クリック
※近畿地方整備局・府県政令指定都市の
公共工事の発注見通しの公表ページに!

政令市の公共工事の発注見通し

- 京都市(上下水道局、交通局除く) [京都市ホームページ内]
- 京都市(上下水道局) [京都市上下水道局ホームページ内]
- 京都市(交通局) [京都市交通局ホームページ内]
- 大阪市(交通局除く) [大阪市ホームページ内]
- 大阪市(交通局) [大阪市交通局ホームページ内]
- 堺市 [堺市ホームページ内]
- 神戸市 [兵庫県電子入札共同運営システム(e-bidding)]

アドレス

各自治体の公共工事の発注見通しに関するお問合せについては、各々の自治体にお問合せください。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html

近畿地方整備局
資料配布

配布日時 平成26年6月12日
14時00分

件名 近畿地方整備局のホームページで『管内7府県・4政令指定都市の公共工事の発注見直し』が見られます

概要 国土交通省近畿地方整備局では、「近畿ブロック発注者協議会」に参画している管内7府県・4政令指定都市が個別に公表している『公共工事の発注見直し』を近畿地方整備局ホームページ内に一元化（リンクを張り統合）を行います。
これにより異なる発注者の公共工事の発注見直しが一元的に見られるようになり、建設業に携わる方々の計画的な技術者の配置や円滑な資機材調達に役立つことが期待されます。
なお、今後も皆様のご意見を取り入れながら、より良いものに改良していく予定です。

○掲載時期及び掲載ホームページ
・平成26年6月12日
・ホームページアドレス
http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html

○参画機関
近畿地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
京都市、大阪市、堺市、神戸市

<近畿ブロック発注者協議会>
本協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について、情報交換や情報共有などを行い、連携強化や発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として、平成20年度から設立しています。



府県・政令市の対応状況

団体名	国土交通省近畿地方整備局HPリンクを府県HPへリンク対応する状況	所属市町村HPリンクページを府県HPへリンク対応する状況
福井県	対応済み	対応済み
滋賀県	対応済み	対応予定
京都府	対応予定	対応予定
大阪府	対応済み	対応予定
兵庫県	対応済み	対応予定
奈良県	対応済み	対応予定
和歌山県	対応済み	対応予定
京都市	対応済み	
大阪市	対応済み	
堺市	対応済み	
神戸市	対応予定	

取扱い -

配布場所 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

問い合わせ 近畿地方整備局
企画部 技術管理課 課長 西本 信弘 (内線 3311)
建設専門官 小林 正治 (内線 3158)
電話 06-6942-1141 (代表)
06-6942-0207 (夜間直通)

《近畿地方整備局管内における公共工事の発注見通しのリンク先》

国の公共工事の発注見通し

- 国土交通省近畿地方整備局 別ページにリンク
- 他の発注機関

福井県の公共工事の発注見通し

- 福井県
- 福井県下の市町村

滋賀県の公共工事の発注見通し

- 滋賀県
- 滋賀県下の市町村

京都府の公共工事の発注見通し

- 京都府
- 京都市(上下水道局、交通局除く) 京都市上下水道局 京都市交通局
- 京都府下の市町村(京都市除く)

大阪府の公共工事の発注見通し

- 大阪府
- 大阪市(交通局除く) 大阪市交通局
- 堺市
- 大阪府下の市町村(大阪市・堺市除く)

兵庫県の公共工事の発注見通し

- 兵庫県
- 神戸市
- 兵庫県下の市町村(神戸市除く)

奈良県の公共工事の発注見通し

- 奈良県
- 奈良県下の市町村

和歌山県の公共工事の発注見通し

- 和歌山県
- 和歌山県下の市町村

- 国土交通省近畿運輸局
- 国土交通省大阪航空局
- 海上保安庁第五管区海上保安本部
- 海上保安庁第八管区海上保安本部
- 農林水産省近畿農政局
- 林野庁近畿中国森林管理局
- 防衛省近畿中部防衛局
- 警察庁近畿管区警察局
- 財務省近畿財務局
- 財務省大阪国税局
- 経済産業省近畿経済産業局
- 環境省近畿地方環境事務所
- 最高裁判所大阪高等裁判所

その他機関の公共工事の発注見通し

- 特殊会社、独立行政法人及び地方共同法人

別ページにリンク

- 独立行政法人水資源機構関西支社
- 西日本高速道路株式会社
- 本州四国連絡高速道路株式会社
- 阪神高速道路株式会社
- 新関西国際空港株式会社
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社
- 独立行政法人都市再生機構西日本支社
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部業務統括部
- 日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

凡例
現在公表内容
予定公表内容

県により、リンク完了

府県により、準備中

近畿地方整備局により、準備中

3. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 地方公共団体における総合評価方式の実施について
- (2) 協議会参画機関における低入札対策について
- (3) 府県政令市における社会保険等未加入対策について
- (4) 府県政令市における公共事業の円滑な施工確保対策について
- (5) 近畿地方整備局における品質確保対策について



H26. 10. 22

近畿ブロック発注者協議会

① 工事競争参加資格要件の緩和

●目的

競争参加資格要件として同種工事の実績を求めているが、要件を緩和し参加者を増やすことで不調不落の防止対策とする。

●対象

技術者不足等により競争参加企業数が多く見込めないと推測される分任官工事

●緩和の事例

	今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)		<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例 1	道路改良工事 (掘削80,000m ³)	(現状)	道路工事における掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の 土量が80,000m ³ 以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	掘削(又は切土)の施工実績	
例 2	河川築堤工事 (築堤盛土53,000m ³)	(現状)	河川堤防における築堤盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が 53,000m ³ 以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	路体(築堤)盛土の施工実績	
例 3	橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状)	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台又は橋脚の施工実績	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台高さが15m以上であれば加点。
			↓	
		(緩和)	鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く) の施工実績	
例 4	橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状)	道路橋における橋梁補修の施工実績	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が 200m以上であれば加点
			↓	
		(緩和)	コンクリート構造物補修の施工実績	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

② 地元企業活用審査型の評価

H20年度から地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、**一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施している。**

○実施件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	3	7	3	14	11	6

○評価手法：固有の下請企業名を記載させない

・1次下請企業の工事成績(5点)

→下請比率が10%以上の地元企業すべてを対象とし、当該企業の同種工事における過去の平均工事成績評定点が**一定の点数以上であることを確約できる場合に加点**

・地元企業の活用比率(5点)

→元請企業を含む地元企業の**入札金額に対する予定活用割合に応じて加点**

(※上記2項目についての履行確認は契約後に行う。)

○入札説明書記載例

分類	評価項目		評価基準	配点	加算点	総合評価落札方式
						加算点の評価方法
地元企業 (地元一次 下請企業) の活用について	地元一次 下請企業の 工事成績	過去2ヶ年 の地元企業 工事成績評定 の平均	平成23年度及び平成24年度に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が70点以上であること。上記実績がない場合は、平成24年度に元請として完成し、引渡し完了した〇〇県の当該工事と同じ種別の工事における工事成績評定の平均点が〇点以上であること。	5	10	予定する下請比率が入札金額に対し10%以上の企業すべてを対象とする。 直轄70点以上、当該府県の平均点〇点以上が確約できる場合は5点。 地元企業(元請が地元企業の場合を含む。)を当該工事において、入札金額に対し総額で10%以上活用することが確約できる場合に、予定活用割合を記載すること。 地元企業の活用比率が40%以上の場合は5点、25%以上40%未満の場合は3点、10%以上25%未満の場合は1点、10%未満の場合は0点とする。
	地元企業の 活用状況	地元企業の 活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む。)で評価	5		

③ 段階選抜方式の試行案件一覧

◆ 平成24年度において下記の10件の試行を実施

試行 番号	工事名	発注タイプ	工種	選抜方式	
				1次審査	2次審査
①	丹波綾部道路桧山高架橋上部工事	高度技術提案型(AⅢ型)	鋼橋	技術提案により5社を選定	高度技術提案
②	近畿自動車道紀勢線右会津川橋上部工事				
③	近畿自動車道紀勢線田野井第二トンネル工事	WTO標準型(I型)	土木	技術提案により5社を選定	技術提案+ヒアリング
④	近畿自動車道紀勢線周参見改良工事		鋼橋		
⑤	近畿自動車道紀勢線左会津川橋上部工事				
⑥	近畿自動車道紀勢線西津浦トンネル工事	WTO標準型(Ⅱ型)	土木	技術提案により5社を選定	ヒアリング
⑦	大和御所道路玉手1号橋鋼上部工事		鋼橋		
⑧	紀北東道路中津川地区改良工事	非WTO標準型(Ⅱ型)	土木	企業の施工能力等により10社を選定	技術提案+ヒアリング
⑨	紀北東道路窪谷川橋鋼上部工事		鋼橋		
⑩	紀北東道路堂田川橋鋼上部工事				

◆ 平成25年度において下記の1件の試行を実施

大和御所道路水泥トンネル工事(WTO S I型)

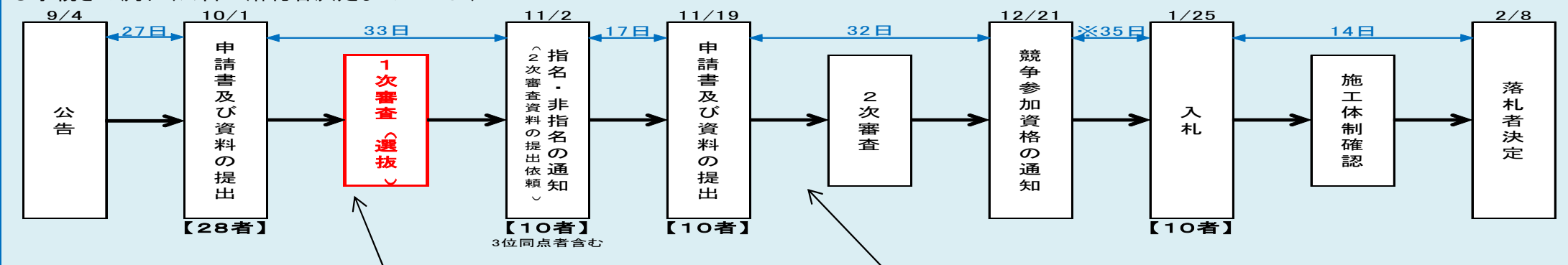
1次審査:技術提案より5社選定

2次審査:技術提案(2テーマ目)

③ 段階選抜方式の試行例

工事名	近畿自動車道紀勢線周参見改良工事	工種	一般土木	発注タイプ	WTO 標準I型	公告日	H24年9月4日
-----	------------------	----	------	-------	-------------	-----	----------

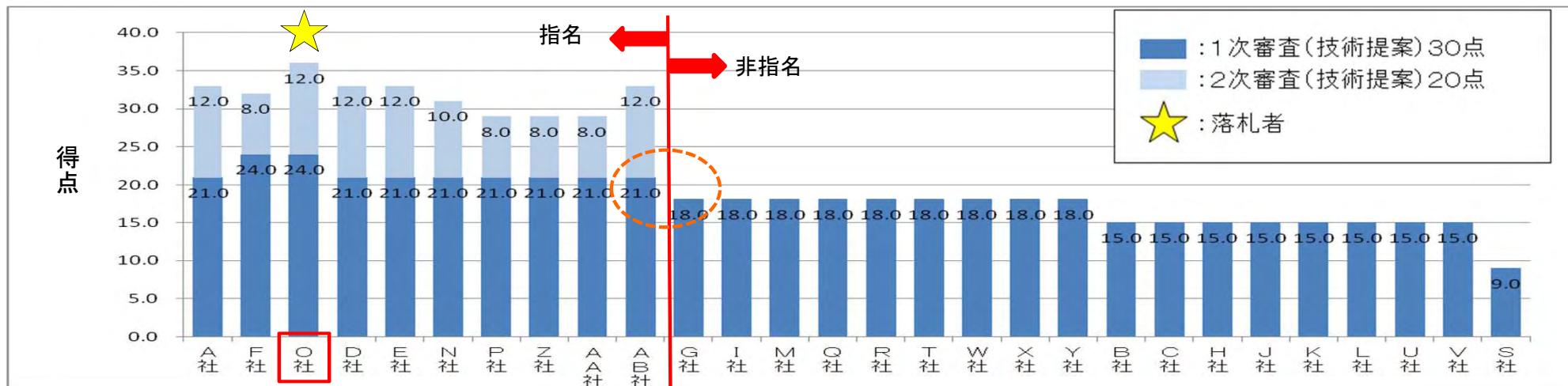
● 手続きの流れ(公告～落札者決定まで158日)



● 評価結果

	提案を求める内容	配点
1次審査項目 (技術提案)	切土の安定性の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	30点

	提案を求める内容	配点
2次審査項目 (技術提案) (ヒアリング)	鉄筋コンクリート函渠及び地盤改良(函渠部)の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	20点
	ヒアリング(技術提案に対する理解度)	—



- ・申請者28者の内、1次審査で上位10者を選抜。(2位同点者含む)
- ・指名者と非指名者の得点差は3点。
- ・2次審査におけるヒアリングでは評価率が全社1.0(減点無し)であった。

③ 段階選抜方式の試行結果を踏まえた平成26年度実施方針

【WTO工事（SI型）】

＜1次審査：技術提案（上位5者を選定）、2次審査：技術提案＋ヒアリング＞

競争参加者数が20者以上見込まれる工事は絞り込みのメリットが大きい。

適用にあたっては、施工箇所等も検討のうえ、競争参加者が20者以上見込まれる工事（「トンネル」、「改良」）において、引き続き試行を行う。

試行にあたっては公告から落札決定まで、極力手続き期間の短縮を図るものとして、2次審査以降の審査期間を短縮するよう努める。

また、ヒアリングについては、H25年度と同様の方式にて引き続き実施する。

④ 一括審査方式の試行

目的

総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

概要

競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める**技術資料の提出は1つのみ**とし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。また落札は**1抜け方式**を採用し、提出できる配置予定技術者は**1名のみ**とする。

また、求めるテーマ、施工計画については一括で審査する**各工事に共通する項目に限定**する。

適用条件

以下の条件をすべて満たす2以上の工事。ただし分任官発注で難易度が低い工事については、イ)からホ)までの条件をすべて満たせばよい。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、**技術力審査・評価の項目が同じ**工事
- ハ) **工事種別及び等級区分が同じ**工事
- ニ) **施工地域が近接**する工事
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて**同日に行う**こととしている工事
- ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)
- ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事

④ 一括審査方式の試行

＜手続の流れ＞

複数工事をまとめて1つの公告を行う

工事①、工事②、工事③を1つにまとめて公告

参加希望者は希望する工事に対し申請書を提出する。技術資料はいずれか1つの工事に対してのみ提出すればよい。
ただし1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみとする。

申請

A者 ①希望 ②希望 ③希望	B者 ①希望 ②希望 ③希望	C者 ①希望 ②希望 ③なし	D者 ①希望 ②希望 ③希望	...
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----

技術資料の審査をおこなう。
申請者各々の加算点は、希望された工事すべて同じ点数。

加算点

A者 ①50点 ②50点 ③50点	B者 ①40点 ②40点 ③40点	C者 ①30点 ②30点 ③—	D者 ①40点 ②40点 ③40点	...
----------------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------	-----

入札を希望する工事のみ札を入れる。

入札価格

A者 ①500 ②200 ③100	B者 ①300 ②300 ③200	C者 ①400 ②300 ③—	D者 ①500 ②200 ③200	...
----------------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------	-----

あらかじめ入札説明書に示した順番に開札をおこない、工事ごとに最も評価点の高い者が落札。
落札者は配置予定技術者の専任が必要なので、今回公告の他工事を無効することを要件として課す。(1抜け方式)

工事①
▼
工事②
▼
工事③

A者 10.0 →2位	B者 13.3 →落札	C者 7.5 →4位	D者 8.0 →3位	...
A者 25.0 →落札	B者 辞退	C者 10.0 →3位	D者 20.0 →2位	...
A者 辞退	B者 辞退	C者 希望なし	D者 20.0 →落札	...

評価点例 =
加算点/入札価格
× 100
(40点/500 × 100 = 8.0)

■ 企業チャレンジ評価型

- 府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業にも、国交省への入札参加を促すことを目的に試行工事の実施
- 総合評価は、企業・技術者の能力等は求めずに、技術提案（施工計画）のみの評価を実施

- ・ 配置予定技術者の同種工事の施工経験は問わない
- ・ 競争参加資格要件として、同種工事の施工実績として、近畿地方整備局及び、近畿地方整備局工事成績評定実施要領（7項目）と同等の工事成績評定を行っている福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の発注工事に限る
- ・ 同種工事の実績の成績が、近畿地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点が65点未満（低入工事は70点未満）でないこと。また福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の工事である場合は、工事成績評定点が76点未満でないこと

※同種工事の設定例

・一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」「河川堤防における築堤盛土の施工実績」

■ 対象工種＝比較的、技術難易度の低い工事

- ・ 一般土木C：盛土、切土などを主とする単一的な工事
- ・ AS舗装、PCについても検討

■ 企業チャレンジ評価型

■ 競争参加資格

【施工能力評価型】

競争参加資格要件	
近畿地方整備局における平成25・26年度一般競争(指名競争)参加資格「一般土木工事,〇等級」の認定を受けていること	
建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けている本店が〇〇府県(施工箇所の府県)にあること、又は、本店、支店又は営業所が上記府県の〇〇地域にあること	
<p>平成11年度以降の同種工事の施工実績(発注機関は問わない)</p> <p>なお、同種工事の実績が、国土交通省大臣官房営繕部又は各地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点が65点未満(低入工事は70点未満)でないこと。</p> <p>【同種工事の設定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」、「河川堤防における築堤盛土の実績」 As舗装:「アスファルト系舗装の道路舗装の施工実績」 	
技術者の資格、 経験等	1級土木施工管理技士(監理技術者を配置できる場合)、2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る。)(主任技術者を配置できる場合)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
	平成11年度以降の同種工事の施工経験(発注機関は問わない)
平成23年度及び平成24年度の近畿地方整備局の発注工事において、各年度の工事成績評定の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。	

※ 上記は競争参加資格要件を一部抜粋したもの

【企業チャレンジ評価型】

競争参加資格要件
変更無し
変更無し
<p>平成11年度以降の同種工事の施工実績。ただし国土交通省近畿地方整備局及び、近畿地方整備局工事成績評定実施要領(7項目)と同等の工事成績評定を行っている福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の発注工事に限る。</p> <p>なお、同種工事の実績の成績が、国土交通省近畿地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点が65点未満(低入工事は70点未満)、福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の工事である場合は、工事成績評定点が76点未満でないこと。</p>
変更無し
対象外
変更無し

■ 若手チャレンジ評価型

■ 若手技術者(40歳以下)に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませること。及び企業による育成を促すことを目的に試行工事の実施

- 配置予定技術者は40歳以下とする
また、同種工事の施工経験は問わない
- 総合評価は、企業の施工能力と技術提案(施工計画)のみで評価
- 競争参加資格要件として、同種工事の施工実績があること
(発注機関は問わない)
- 同種工事の実績の成績が、近畿地方整備局発注の工事である場合は、工事成評定点が65点未満(低入工事は70点未満)でないこと

※同種工事の設定例

・一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」「河川堤防における築堤盛土の施工実績」

■ 対象工種＝比較的、技術難易度の低い工事

- ・一般土木C：盛土、切土などを主とする単一的な工事
- ・AS舗装についても検討

■ 若手チャレンジ評価型

■ 競争参加資格

【施工能力評価型】

競争参加資格要件	
近畿地方整備局における平成25・26年度一般競争(指名競争)参加資格「一般土木工事,○等級」の認定を受けていること	
建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けている本店が〇〇府県(施工箇所の府県)にあること、又は、本店、支店又は営業所が上記府県の〇〇地域にあること	
平成11年度以降の同種工事の施工実績(発注機関は問わない) なお、同種工事の実績が、国土交通省大臣官房営繕部又は各地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点が65点未満(低入工事は70点未満)でないこと。 【同種工事の設定例】 ・一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」、「河川堤防における築堤盛土の実績」 ・As舗装 :「アスファルト系舗装の道路舗装の施工実績」	
技術者の 経験等 の資格	1級土木施工管理技士(監理技術者を配置できる場合)、2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る。)(主任技術者を配置できる場合)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
	平成11年度以降の同種工事の施工経験(発注機関は問わない)
平成23年度及び平成24年度の近畿地方整備局の発注工事において、各年度の工事成績評定の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。	

【若手チャレンジ評価型】

競争参加資格要件
変更無し
変更無し
変更無し
変更無し
同種工事の経験は求めない。ただし、配置予定の監理(主任)技術者は40歳以下とする。
変更無し

※ 上記は競争参加資格要件を一部抜粋したもの

■ 若手チャレンジ評価型

■ 総合評価

【施工能力評価型】

【技術提案(施工計画)】

事項	配点	加算点
①工事施工上の留意点(テーマ設定なし)	6 (2×3項目)	10
②留意点に対する検討事項及びその理由		
③工程表の作成	4	

【施工能力等】

分類	評価項目	配点	加算点		
施工能力等	同種性の高い施工実績	2	20		
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	3			
	表彰	最大2			
	有用な新技術の活用	最大1			
	情報化施工技術の活用	最大1			
	現場従事技能者の配置	最大4			
	ISO9000シリーズ認証取得	1			
	アスファルト舗装工事施工体制(※当該工事の工事種別がAs舗装の場合)	(3)			
	地域内工事の実績	2			
	災害協定の締結の有無	1			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1			
	災害活動に対する表彰	2			
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-			
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無		4	20
		同種性の高い施工経験		4	
		同種工事の経験についての工事成績評定		6	
技術者表彰		4			
継続学習制度(CPD)		2			
舗装施工管理技術者資格(※当該工事の工事種別がAs舗装の場合)		(4)			

【若手チャレンジ評価型】

【技術提案(施工計画)】

事項	配点	加算点
①工事施工上の留意点(1項目は企業の支援体制について記載すること)	6 (2×3項目)	10
②留意点に対する検討事項及びその理由		
③工程表の作成	4	

【施工能力等】

評価項目	配点	加算点
評価対象	3	20
評価対象	4	
評価対象外	-	
評価対象	最大1	
評価対象	最大1	
評価対象	最大4	
評価対象	1	
評価対象	(3)	
評価対象	2	
評価対象	1	
評価対象	1	
評価対象	2	
評価対象	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	
評価対象外	-	

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）

0. 本指針の位置づけについて

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定に基づき、同法第3条の現在及び将来の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり定めるものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめる。

例えば、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対して、各発注者による発注関係事務の適切な運用に資することを目的とする。

また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

I. 発注関係事務の適切な実施について**1. 発注関係事務の適切な実施**

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、（1）調査及び設計（2）工事発注準備（3）入札契約（4）工事施工（5）完成後 の各段階で、以下の事項について考慮する。

（1）調査及び設計段階**①事業全体の工程計画の検討等**

- ・関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの条件等を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理に努める。

②調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

- ・調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、次のいずれかの入札契約方式から適切に選択するよう努める。

① 価格競争方式

競争参加資格として、一定の資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という）等の企業情報を適切に活用することにより品質を確保できる業務。

② 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針

と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

③ プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

(※参考：「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成23年6月国土交通省策定))

③技術者能力の資格等による評価・活用等

＜技術者能力の資格等による評価・活用＞

- ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。
- ・業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施する。
- ・業務の性格等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、業務実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定する。

＜その他調査及び設計業務の品質確保＞

- ・債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底や年度末の業務の集中を避ける等により、適正な工期を確保しつつ業務実施時期の平準化に努める。
- ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。
- ・低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるときなどの場合には、その者を落札者とししない。
- ・適切に設計図書(仕様書及び設計書)を作成し、業務履行に必要な設計条件等を明示するとともに、受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行う。
- ・受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかな回答の推進等に努める。
- ・業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
- ・調査及び設計業務の適正な履行を確保するため、発注者として指示・承諾・協議等や実施の確認のための検査を適切に行う。
- ・調査及び設計業務の成果を適切な期間、保存する。

(2) 工事発注準備段階

④工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

- ・工事の発注に当たっては、本指針を踏まえるとともに、別途国土交通省が策定するガイドライン※も参考にし、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式

を選択するよう努める。

(※参考：国土交通省において平成26年度内に「入札契約方式の適用ガイドライン」を作成予定)

- ・自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

⑤ 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

- ・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

⑥ 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）を作成する。

(※参考：「条件明示について」（平成14年3月国土交通省通達）)

⑦ 適正利潤の確保のための予定価格の設定

- ・最新の労務単価、資材等の実勢価格を予定価格に適切に反映する。
- ・積算に当たっては、最新の積算基準を適用する。
- ・積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、必要に応じて見積り等の妥当性を確認した上で、単価等を設定することも検討する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは行わない。
- ・適正な利潤の確保を可能とするため、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用するよう努める。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意する。

⑧ 発注や工事施工時期の平準化

- ・地域の実情等を踏まえ、各発注者が連携して発注見通しを地方ブロックなど地区単位で統合し公表するよう努める。
- ・債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等により、適正な工期を確保しつつ施工時期の平準化に努める。
- ・工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定に努める。

(3) 入札契約段階

⑨適切な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等

<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての資格審査>

- ・各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。
- ・法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、地域要件や工事の経験、工事成績（以下「施工実績」という。）などの競争参加資格を適切に設定する。
- ・施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定する。
- ・施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは施工実績として認めないこととするなど施工能力の適切な審査に努める。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、施工実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど適切な競争参加資格を設定する。
- ・災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者との災害協定の締結に努める。
- ・退職金制度の確立、社会保険等への加入等、労働条件の改善に努めることについて元請業者を指導し、不良不適格業者の排除に努める。

<予定価格の事後公表等>

- ・予定価格は原則として事後公表とする。
- ・予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行う。
- ・低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるときなどの場合には、その者を落札者としないうことにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。
- ・低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格については入札の前には公表しないものとする。
- ・入札に参加しようとする者に対し、工事の入札に係る申込みの際、入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

⑩工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し技術提案を求めるときには、技術提案に係る負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定しなければならない。
- ・競争参加者に対し技術提案を求めるときには、技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないよう留意する。
- ・競争参加者に対し高度な技術等を含む技術提案を求めるときは、最も優れた提案を評価できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価にあたり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求めるときには、技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準、得点配分に従い評価を行うとともに、落札者の決定に際しては、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取り扱いには留意する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求めるときには、落札者の決定に際し、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておく。

⑪競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績など競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術的能力を適切に評価項目に設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域の精通度等を評価項目に設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、担当技術者の配置を評価するなど適切な評価項目を設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式の適切な活用に努める。
- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。
- ・総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴くこととする。一方、個別工事の評価方法や落札者決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くこととする。
- ・必要に応じ配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、競争参加者の評価を適切に行う。

- ・品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施に努め、ダンピング受注の排除を図る。

⑫入札不調・不落時の見積徴収方式の活用等

- ・標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。
 - ① 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離していると想定される場合は、見積り等の妥当性を確認した上で、積算内容を見直す方法
 - ② 設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合は、その見直しを行う方法
- ・例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度入札後でその実施が困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、随意契約の活用も検討する。

⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除

- ・公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後早期に評価の結果を公表しなければならない。
- ・談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等を厳正に実施することや談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る取組を実施しなければならない。
- ・入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に報告するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の提出や、入札参加者から事情聴取を行った場合にはその結果を報告する。
- ・入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第17条第1項に規定する公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、適切に公表する。
- ・入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努める。
- ・各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。
- ・入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等に

より中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

(4) 工事施工段階

⑭ 施工条件の変化等に応じた適切な契約変更

- ・ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行う。
- ・ スライド条項の適切な運用のため、労務、資材等の価格変動により受注者から申請があった場合は適切に対応するとともに、発注者としても適用について適切に判断する。

⑮ 工事中の施工状況の確認等

- ・ 建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施や現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表する。
(※参考：「施工体制の点検要領」（平成13年3月国土交通省策定）)
- ・ 策定した要領に基づき現場の施工状況を適切に確認し、違反行為（一括下請負禁止違反、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等）と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。
- ・ 一括下請負など建設業法（昭和24年法律第100号）違反防止を目的とした、建設業許可行政庁との情報交換等の連携を図る。
- ・ 監督及び給付の完了の確認を行うための検査、適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行う。
- ・ 監督について適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・ 技術検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施する。
- ・ 施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、書面により受注者に通知する。
- ・ 技術検査の結果を工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映させる。

⑯ 施工現場における労働環境及び労働条件の改善

- ・ 労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入等、労働環境及び労働条件の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者を指導する。
- ・ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁や社会保険等担当部局へ通報する措置を講

ずる。

- ・下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の拡充、中間前金払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。
- ・既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

⑰受注者との情報共有や協議の迅速化等

- ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）の三者（専門工事業者も適宜参画）が一堂に会する会議を必要に応じて開催するよう努める。
 - ・受注者からの協議等について、速やかな回答に努める。
 - ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行う。
 - ・変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要となる書類等についてとりまとめた指針の策定及びその活用を努める。
- （※参考：「工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」（平成26年3月国土交通省関東地方整備局策定））
- ・設計変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

（5）完成後

⑱適切な技術検査・工事成績評定等

- ・工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。
- （※参考：「請負工事成績評定要領」（平成22年3月国土交通省策定））
- ・技術検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、適切に実施する。（再掲）
 - ・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、書面により受注者に通知する。（再掲）
 - ・技術検査の結果を工事成績評定に反映させる。（再掲）

⑲完成後一定期間を経過した後も含めた完成時の施工状況の確認・評価

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

⑩発注者自らの体制の整備

- ・公共工事の品質確保を図るため、発注関係事務の実施に際しての自らの発注体制を十分に把握し、不足すると認められる場合には当該事務を適切に実施することができる体制の整備とともに、国及び都道府県の協力・支援も得ながら職員の育成に積極的に取り組むよう努める。
- ・国及び都道府県が実施する講習会、研修への職員の参加などにより、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に努める。

⑪外部からの支援体制の活用

- ・発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及び活用の促進や適切な評価及び選定に関する協力等の支援を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

(2) 発注者間の連携強化

⑫工事成績データの共有化・相互活用等

- ・技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間において要領・基準類の標準化・共有化に努める。
- ・入札契約制度の円滑かつ適切な運用に資するため、入札契約制度に係る要領等の各発注者間における共有化に努める。
- ・最新の積算基準等の適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。
- ・新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。
- ・工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。
- ・調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を進める。
- ・各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

⑬発注者間の連携体制の構築

- ・各発注者が本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会に協力し、発注者間の情報交換や連絡

- ・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。
- ・地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行う。
- ・支援を必要とする市町村等の発注者は地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

(3) その他配慮すべき事項

Ⅱ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

① 契約方式の概要

- ・ 契約の対象とする業務及び施工の範囲に応じ、以下の契約方式がある。

① 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により施工を単独で発注する方式

設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計業務は設計者と別途契約）

維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

② 工事の発注単位に応じた契約方式

包括発注方式

既存施設の維持管理において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

③ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

CM方式

対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式

事業促進PPP方式

事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

②契約方式の選択の考え方

- ・契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

プロジェクトの複雑度

対象とするプロジェクト・工事の持つ制約条件への対応を考えた場合に、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか。

また、対象とするプロジェクト・工事において、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決が図れる可能性があるか。

施工の制約度

困難な施工場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することがプロジェクトの利益となるか。

また、施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか。

設計の細部事項の確定度

対象とする工事において、施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか。

工事価格の確定度

現地の詳細な状況が把握できず、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか。

発注者の体制

選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

①競争参加者の設定方法の概要

- ・契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲に応じ、以下の方式がある。

一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

随意契約

緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式

地方公共団体は、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときなどのほか地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式

②競争参加者の設定方法の選択の考え方

- ・競争参加者の設定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

一般競争入札選択の原則

以下に示す考慮事項がない場合、原則的に一般競争入札を選択する。

発注の緊急度

災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合には随意契約の活用を考慮する。

その他

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが国に不利となる場合には随意契約の活用を考慮する。

また、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、一般競争に付することが国に不利となる場合には指名競争入札の活用を考慮する。

地方公共団体は、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき、競争入札に付することが不利と認められるときなどのほか、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約の活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

①落札者の選定方法の概要

- ・落札者の選定方法（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）に応じ、以下の方式がある。

① 落札者の選定の基準に関する方式

価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

総合評価落札方式

設計及び施工方法等に関する提案（技術提案）を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式

技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

② 落札者の選定の手続きに関する方式

段階的選抜方式*¹

競争参加者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から技術提案を求め落札者を決定する方式

*¹選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

②落札者の選定方法の選択の考え方

- ・落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

施工者の能力の工事品質への影響

施工者の能力による工事品質への影響が大きな工事か小さな工事か。

工事価格以外の評価項目の必要性

工事品質の確保のために、設計及び施工方法等に関する提案（技術提案）を求めて、

価格と性能等を総合的に評価するのが望ましいか。

工事価格以上に考慮すべき工事品質・工事目的の有無

工事価格以上に考慮すべき工事品質・工事目的がある工事か。

(4) 支払い方式の選択

① 支払い方式の概要

- ・ 支払い方式（業務及び施工の対価を支払う方法）に応じ、以下の方式がある。

総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式

総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式

コスト＋フィー契約・オープンブック方式

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式

単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

② 支払い方式の選択の考え方

- ・ 支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

工事進捗に応じた支払い

工事の進捗に応じた支払いを実施するか。

煩雑な設計変更手続き

設計変更が煩雑に発生することが想定されるか。

工事費の透明性確保

工事における支払い内容の透明性の確保や契約後における工事価格の抑制を図る必要があるか。

2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

(1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど適切な競争参加資格を設定
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域の精通度等を評価項目に設定
 - 複数年契約、包括発注、共同受注等の地域インフラの維持管理に資する方式を活用

(2) 若手技術者の配置を促す方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者の配置も考慮し、施工実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者の配置も考慮し、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、担当技術者の配置を評価するなど適切な評価項目を設定

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
 - 補修設計を実施した者の工事段階での関与
 - 施工と維持管理の一体的な発注

(4) 発注者を支援する方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 発注関係事務の一部について知識・経験を有している外部の者の活用

地方公共団体における発注関係事務に関するアンケート調査票

【調査の目的等】

国土交通省では、本年6月に改正された「公共工事の品質確保の推進に関する法律（品確法）」を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針の策定を進めているところです。

行政ニーズの多様化や定員削減等により発注者の業務負担が増大しており、加えて改正品確法による発注者責務の明確化等により、今後業務負担は増えることが予想されています。こうした背景の中、現在、地方公共団体において発注関係事務の体制を整備出来ない発注者に対する支援のあり方について検討を行っています。今回、貴団体における発注関係事務の体制の整備状況や実施状況などの実態をお聞きし、また、どのような支援が望まれているのかなどの御意見をいただくことにより、支援の内容等を検討させていただきたいと考えています。

回答いただいた地方公共団体に対しては、調査結果を報告させていただくとともに、各地方ブロックの発注者協議会等を通じて「発注関係事務」を適切に実施していくための具体的方策等を検討する際の基礎資料とさせていただきます。また回答いただいた地方公共団体等の固有名詞や回答内容等をそのまま公表することはいたしません。

【アンケート調査の概要】

本調査は、貴団体の公共工事等（調査・設計を含む）の発注関係事務に関する実施体制や実施状況について調査を行うものです。アンケート調査票の設問構成は次のとおりです。

設問Ⅰ 回答者の属性について

設問Ⅰ－1 回答者の属性

設問Ⅰ－2 回答する対象部署の範囲

設問Ⅱ 発注関係事務に係る体制等について

設問Ⅱ－1 公共工事等に係る平成25年度の契約額・契約件数

設問Ⅱ－2 公共工事等の発注関係事務に係る職員数

設問Ⅱ－3 公共工事等の発注関係事務に係る職員の資格保有状況

設問Ⅱ－4 職員の資格取得に向けた支援策

設問Ⅱ－5 職員の技術力の確保・向上を図るための技術研修・講習会等への参加状況

設問Ⅲ 発注関係事務の実施状況等について

設問Ⅲ－1 公共工事等の発注関係事務に係る事務量の割合

設問Ⅲ－2 公共工事等の発注関係事務の実施状況

(1)調査・設計団体、(2)工事発注準備段階、(3)入札契約段階、(4)工事施工段階、(5)完成後段階の各発注関係事務ごとの実施状況、外部支援者の活用状況、等

設問Ⅳ 発注関係事務に携わる職員の技術力向上に向けた要望等について

設問Ⅳ－1 国や都道府県からの支援を依頼したい発注関係事務の内容等

設問Ⅳ－2 発注者協議会等において共有、検討してもらいたい事項等

【アンケートに回答いただく上での留意点等】

アンケート調査票に回答いただくにあたっては、以下の点に留意してください。

(1) 1地方公共団体につき、1回答までとします。

(2) 「公共工事等」とは、道路、河川、港湾、空港、海岸、建築、都市計画、都市公園、ダム、下水等の公共工事に係る調査・設計、工事、維持管理を対象とします。

(3) 「公共工事等の担当部門」とは、公共工事等の調査・設計、工事、維持管理を所管する部署を指し、出先事務所・出張所等を含みます。

(4) 公共工事等の担当部門が複数の部署にまたがり、団体としての回答のとりまとめが困難な場合には、平成25年度の公共工事等の発注金額等が最も大きい部署が代表してご回答ください。

(5) 公共工事等を専門とする部署がない団体におきましては、公共工事等の発注・契約を行っている部署が代表してご回答ください。

(6) 「発注関係事務」とは、品確法第7条に規定されている「仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務」を指し、用地買収、公物管理、住民対応、議会対応等に係る事務は対象外とします。

(7) 「発注関係事務」の具体的内容については、別途『改正後の品確法第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について(依頼)』において配布しております「発注関係事務の運用に関する指針I(骨子案)」を参照してください。

(8) 調査基準日は、平成26年10月1日とします。

(9) アンケートの回答締切は、平成26年11月7日(金)とします。

【本調査に関するお問い合わせ先】

国土交通省 国土技術政策総合研究所 建設マネジメント技術研究室
 担当：
 大平 (TEL:029-864-7471、E-MAIL: oohira-k8310@nilim.go.jp)
 大野 (TEL:029-864-7469、E-MAIL: oono-m8312@nilim.go.jp)

設問 I 回答者の属性について

設問 I-1 回答者の所属

本調査に回答いただく回答者の属性をご記入ください。

所在する都道府県	
地方公共団体名	
所属部署	
役職	
氏名	
連絡先(TEL)	
メールアドレス	

設問 I-2 回答する対象部署の範囲

本調査に回答いただく対象部署の範囲を選択してください。

〔回答対象部署の範囲の選択肢〕

- ① 公共工事等の担当部門の全ての部署の回答
- ② 公共工事等の担当部門のうち、代表する部署のみの回答
- ③ 公共工事等を専門とする部署はなく、工事等の発注契約を行っている部署の回答

〔回答欄〕

→ ②または③を選択した場合、具体的な部署名をご記入ください。

部署名 ()

設問Ⅱ 発注関係事務に係る体制等について

設問Ⅱ-1 公共工事等に係る平成25年度の契約額・契約件数

貴団体の公共工事等に係る平成25年度の概ねの契約額(税込み)・契約件数をご記入ください。

平成25年度実績	契約金額(百万円)	契約件数
調査・設計委託に係る契約		
工事に係る契約		
維持管理に係る契約		
合計 [自動計算]	0 百万円	0 件

注)土木部門を専門とする部署がない場合には、団体全体における公共工事等について回答ください。

設問Ⅱ-2 公共工事等の発注関係事務に係る職員数

貴団体の公共工事等の発注関係事務に係る職員の人数、さらに民間企業等からの中途採用された職員の人数について、部門・職員の区分ごとにご記入ください。

なお、

・「技術職員」とは、土木技師、建築技師等の技師として採用された一般行政職員を指し、「事務職員」とは技師以外の職員を指します。「技術職員」や「事務職員」の区分がない場合には、「事務職員」として回答してください。

・「左記以外の部門の職員」とは、公共工事等の担当部門以外の部署に所属し、発注関係事務を行っている職員を指します。

・臨時職員(非常勤職員等)については、発注関係事務に携わっている場合には計上してください。

(以下の設問においても同様です。)

職員数	公共工事等の担当部門				左記以外の部門の職員
	管理職		管理職以外の職員		
	技術職員	事務職員	技術職員	事務職員	
うち、中途採用職員数 [自動計算]	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
前職が建設会社					
前職が建設コンサルタント					
前職が上記以外の民間会社					
前職が他公務					

設問Ⅱ-3 公共工事等の発注関係事務に係る職員の資格保有状況

設問Ⅱ-2にて挙げられた職員の保有資格について、貴団体としての把握状況を選択してください。

[職員の保有資格の把握状況の選択肢]

- ① 全ての職員の資格保有状況を把握している
 - ② 「公共工事等の担当部門」の職員の資格保有状況を把握している
 - ③ 「左記以外の部門の職員」の資格保有状況を把握している
 - ④ 職員の資格保有状況は把握していない

[回答欄]

①～③を選択した場合には、職員の資格保有状況を下表にご記入ください。

	公共工事等の担当部門				左記以外の部門の職員
	管理職		管理職以外の職員		
	技術職員	事務職員	技術職員	事務職員	
1. 国家資格保有者数 ^{注1)}					
2. 民間資格保有者 ^{注2)} 【上記1以外】					
3. その他技術系の資格保有者【上記1・2以外】					
4. 資格を保有していない職員 [自動計算]	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注1)以下のいずれかの国家資格を有している職員数を記入してください。

・技術士、技術士補 ・一級建築士、二級建築士、木造建築士 ・一級技術検定、二級技術検定(土木、建築、造園、管、電気、機械)

注2)以下のいずれかの民間資格を有している職員数を記入してください。

・土木学会認定技術者(特別上級、上級、一級、二級) ・公共工事事質確保技術者(I・II)

設問Ⅱ-4 職員の資格取得に向けた支援策

職員の資格取得に向けて、貴団体(または公共工事等の担当部門)が実施している支援策があれば、該当する支援策を選択【複数選択可】してください。

【職員の資格取得に向けた支援策】

<input type="checkbox"/>	資格に係る技術研修・講習会等の開催
<input type="checkbox"/>	受検費用等の支援
<input type="checkbox"/>	資格取得時の登録費用の支援
<input type="checkbox"/>	昇進・昇格等の参考指標として資格取得状況の活用
<input type="checkbox"/>	その他 ()

設問Ⅱ-5 職員の技術力の確保・向上を図るための技術研修・講習会等への参加状況

公共工事等に発注関係事務係る職員の技術力の確保・向上を図るための技術研修・講習会等への参加状況について、把握している範囲で構いませんので、技術研修・講習会等への参加・派遣の有無を選択【複数選択可】してください。

【職員の技術研修・講習会等への参加・派遣状況】

<input type="checkbox"/>	貴団体開催の技術研修・講習会等への参加
<input type="checkbox"/>	他の団体(国、他の地方公共団体等)開催の技術研修・講習会等への派遣

設問Ⅲ 発注関係事務の実施状況等について

設問Ⅲ－1 公共工事等の発注関係事務に係る事務量の割合

「品確法」における発注関係事務を次の(1)～(5)に大別した場合、貴団体の公共工事等の発注関係事務に係る職員、更に外部支援者の各事務に係る概ねの事務量(実施するに必要な人数及び時間の量)の割合(%)をご記入ください。事務量の把握が困難な場合でも、管理職にヒアリングする等によりご記入をお願いします。

ここで、

・「外部支援者」とは、発注関係事務を支援する外部機関の者(他の地方公共団体、建設技術センター、民間建設コンサルタント等)を指します。

〔各発注関係事務の事務量の割合〕

事務区分	事務量の割合	各事務区分毎の内	公共工事等の担当部門				左記以外の部門の職員	外部支援者	合計
			管理職		管理職以外の職員				
			技術職員	事務職員	技術職員	事務職員			
(1) 調査・設計段階		→						0.0%	
(2) 工事発注準備段階		→						0.0%	
(3) 入札契約段階		→						0.0%	
(4) 工事施工段階		→						0.0%	
(5) 完成後		→						0.0%	
合計	0.0%								

各事務区分ごとに、合計100%としてください。↑

↑各事務区分の事務量の合計は100%としてください。

・「発注関係事務」の例を以下に示しますが、具体的な内容は「発注関係事務の運用に関する指針」(骨子案)を参照してください。

(参考)

範囲	事務区分	発注関係事務の例
調査及び設計	(1) 調査・設計段階	事業目標の設定、事業全体の工程計画、業務の入札及び契約の方法の選択、仕様書及び設計書の作成、積算、技術審査、予定価格の作成、契約の相手方の決定、業務の監督、成果・業務状況の評価、検査、 など
	(2) 工事発注準備段階	工事発注計画(予算、工程、工区割り等)、工事の入札及び契約の方法の選択、仕様書及び設計書の作成、積算、予定価格の作成、技術提案審査項目の設定、 など
工事	(3) 入札契約段階	競争参加資格の設定、技術審査、低入札価格調査又は最低制限価格の設定、契約の相手方の決定、 など
	(4) 工事施工段階	工事の監督、工事中の施工状況の確認及び評価、 など
工事、維持管理	(5) 完成後	工事の検査、完成時の施工状況の確認及び評価、 など

設問Ⅲ-2 公共工事等の発注関係事務の実施状況

発注関係事務(1)～(5)について、それぞれの事務の実施状況等についてお答えください。

(1) 調査・設計段階の発注関係事務

1)「調査設計段階」における具体的発注関係事務(青字)について、次の選択肢の中からそれぞれ該当する実施状況を選択してください。また実施状況として「③あまり適切に実施できていない」または「④適切に実施できていない」を選択した場合、その実施できていない主な要因等を選択【複数選択可】してください。

なお、「発注関係事務の実施状況」及び「適切に実施できていない主な要因等」の選択肢は、全ての発注関係事務に共通して設定しているため、当該発注関係事務には不適切な選択肢も含まれていること、ご理解ください。

〔発注関係事務の実施状況の選択肢〕

- ①適切に実施できている
- ②概ね適切に実施できている
- ③あまり適切に実施できていない
- ④適切に実施できていない
- ⑤対象となる事案が発生していない
- ⑥制度として導入していない

① 事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成

①-1 関係機関調整、住民説明、用地取得などを踏まえた事業全体の工程の検討

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

② 調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択

②-1 調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③ 技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保

③-1 資格による技術者の能力の適切な評価の実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない

—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-2 業務の性格等に応じた技術者評価(業務経験や成績等)や技術提案評価など技術力による評価の実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-3 適正な技術者単価・歩掛の適用、見積り活用の活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-4 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-5 業務履行に必要な設計条件等の明示及び受発注者間での確認

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない

—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-6 適切な業務環境の整備(業務行程の共有、ワンデーレスポンスの推進、照査期間の確保等)

【発注関係事務の実施状況】

〔回答欄〕

【適切に実施できていない主な要因等】 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

③-7 調査・設計の成果及び業務状況の評価に関する資料の保存

【発注関係事務の実施状況】

〔回答欄〕

【適切に実施できていない主な要因等】 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

2)「調査設計段階」における発注関係事務を適切に実施するため、解決が困難な事項があった場合にどのように解決をしているかを以下より選択【複数選択可】してください。また、発注関係事務を適切に実施するため特筆すべき取り組みがあればその内容を紹介してください。

なお、「外部支援者を活用」を選択した場合には設問3)～5)に、「外部支援者を活用」を選択しない場合には設問6)にそれぞれお進みください。

—	国、都道府県等に相談
—	近隣の市区町村と連携
—	外部支援者を活用 ※設問Ⅲ-1における外部支援者の事務量を確認してください。
—	その他 ()

【特筆すべき取り組みの内容】

3)「調査設計段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者の団体区分を選択【複数選択可】した上で、可能な範囲で主要な外部支援者の団体・企業名等をお答えください。

—	建設技術センター(具体的な団体・企業名等1)
—	旧建設弘済会(具体的な団体・企業名等2)
—	(地域づくり協会など)
—	民間企業(具体的な団体・企業名等3)
—	他団体・企業等(具体的な団体・企業名等4)

4)「調査設計段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者に求めている資格・経験等を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に求めている保有資格〕

—	技術士（国家資格）
—	一級建築士（国家資格）
—	一級技術検定（土木、建築、造園、管、電気、機械）（国家資格）
—	発注関係事務に係る実務経験
—	その他（具体的な資格名称等1）
—	その他（具体的な資格名称等2）
—	その他（具体的な資格名称等3）
—	その他（具体的な資格名称等4）
—	その他（具体的な資格名称等5）
—	外部支援者に資格・経験は求めていない

5)「調査設計段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、支援を依頼している発注関係事務の具体的な内容を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に支援依頼している発注関係事務〕

—	①-1 関係機関調整、住民説明、用地取得などを踏まえた事業全体の工程の検討
—	②-1 調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択
—	③-1 資格による技術者の能力の適切な評価の実施
—	③-2 業務の性格等に応じた技術者評価（業務経験や成績等）や技術提案評価など技術力による評価の実施
—	③-3 適正な技術者単価・歩掛の適用、見積り活用の活用
—	③-4 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
—	③-5 業務履行に必要な設計条件等の明示及び受発注者間での確認
—	③-6 適切な業務環境の整備（業務行程の共有、ワンデーレスポンスの推進、照査期間の確保等）
—	③-7 調査・設計の成果及び業務状況の評価に関する資料の保存
—	その他1（具体的な内容）
—	その他2（具体的な内容）
—	その他3（具体的な内容）

→ 引き続き設問(2)にお進みください。

6)「調査設計段階」の発注関係事務において外部支援者を活用していない場合、その理由として最も影響の大きな項目を以下より選択してください。

〔外部支援を活用しない理由〕

- ①外部支援の必要性がない
- ②外部支援を活用したいが、支援を行う担い手がない
- ③外部支援を活用したいが、支援者の選定・契約方法等が分からない
- ④外部支援を活用したいが、支援者を調達する財源がない
- ⑤その他の理由

〔回答欄〕

〔外部支援を活用していない具体的な理由〕

→ 引き続き設問(2)にお進みください。

(2) 工事発注準備段階の発注関係事務

1)「**工事発注準備段階**」における具体の発注関係事務(青字)について、次の選択肢の中からそれぞれ該当する実施状況を選択してください。また実施状況として「③あまり適切に実施できていない」または「④適切に実施できていない」を選択した場合、その実施できていない主な要因等を選択【複数選択可】してください。

なお、「発注関係事務の実施状況」及び「適切に実施できていない主な要因等」の選択肢は、全ての発注関係事務に共通して設定しているため、当該発注関係事務には不適切な選択肢も含まれていること、ご理解ください。

〔発注関係事務の実施状況の選択肢〕

- ①適切に実施できている
- ②概ね適切に実施できている
- ③あまり適切に実施できていない
- ④適切に実施できていない
- ⑤対象となる事案が発生していない
- ⑥制度として導入していない

④ 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択

④-1 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 350px;" type="text"/>)

⑤ 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

⑤-1 予算、工程計画、工事費等を考慮し、工区割り、発注ロットを設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 350px;" type="text"/>)

⑥ 現場条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成

⑥-1 施工条件の明示

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)

— その他 ()

⑦ 担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定

⑦-1 最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑦-2 歩切りの禁止

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑦-3 担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため、最新の施工実態等を踏まえた積算基準をはじめとする積算体系の見直しと適用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑧ 工事の性格等に基づいた適切な技術提案審査項目の設定

⑧-1 工事の性格、工事的物性能等を踏まえた適切な評価項目の設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい

—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑨ 計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化

⑨-1 地区単位での発注見通しの統合・公表

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑨-2 年度当初からの予算執行の徹底

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑨-3 工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑨-4 工事開始前に労働者や建設資機材の確保等の準備を行うための余裕期間の設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している

—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑨-5 一定期間を越える工事における債務負担行為の活用など施工時期の平準化

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

2)「工事発注準備段階」における発注関係事務を適切に実施するため、解決が困難な事項があった場合にどのように解決をしているかを以下より選択【複数選択可】してください。また、発注関係事務を適切に実施するため特筆すべき取り組みがあればその内容を紹介してください。

なお、「外部支援者を活用」を選択した場合には設問3)～5)に、「外部支援者を活用」を選択しない場合には設問6)にそれぞれお進みください。

—	国、都道府県等に相談
—	近隣の市区町村と連携
—	外部支援者を活用 ※設問Ⅲ-1)における外部支援者の事務量を確認してください。
—	その他 ()

【特筆すべき取り組みの内容】

3)「工事発注準備段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者の団体区分を選択【複数選択可】した上で、可能な範囲で主要な外部支援者の団体・企業名等をお答えください。

—	建設技術センター (具体的な団体・企業名等1)
—	旧建設弘済会 (具体的な団体・企業名等2) (地域づくり協会など)
—	民間企業 (具体的な団体・企業名等3)
—	他団体・企業等 (具体的な団体・企業名等4)

4)「工事発注準備段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者に求めている資格・経験等を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に求めている保有資格〕

—	技術士 (国家資格)
—	一級建築士 (国家資格)
—	一級技術検定(土木、建築、造園、管、電気、機械) (国家資格)
—	発注関係事務に係る実務経験
—	その他 (具体的な資格名称等1)
—	その他 (具体的な資格名称等2)
—	その他 (具体的な資格名称等3)

—	その他（具体的な資格名称等4）
—	その他（具体的な資格名称等5）
—	外部支援者に資格・経験は求めていない

5)「**工事発注準備段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、支援を依頼している発注関係事務の具体的な内容を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に支援依頼している発注関係事務〕

—	④-1 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択
—	⑤-1 予算、工程計画、工事費等を考慮し、工区割り、発注ロットを設定
—	⑥-1 施工条件の明示
—	⑦-1 最新の単価、見積もり等を踏まえた予定価格の設定
—	⑦-2 歩切りの禁止
—	⑦-3 担い手の確保・育成に必要な適正利潤を確保するため、最新の施工実態等を踏まえた積算体系の見直しと適用
—	⑧-1 工事の性格、工事目的物の性能等を踏まえた適切な評価項目の設定
—	⑨-1 地区単位での発注見通しの統合・公表
—	⑨-2 年度当初からの予算執行の徹底
—	⑨-3 工事や地域の特性、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定
—	⑨-4 工事開始前に労働者や建設資機材の確保等の準備を行うための余裕期間の設定
—	⑨-5 一定期間を越える工事における債務負担行為の活用など施工時期の平準化
—	その他1（具体的な内容）
—	その他2（具体的な内容）
—	その他3（具体的な内容）

→ 引き続き設問(3)にお進みください。

6)「**工事発注準備段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用していない場合、その理由として最も影響の大きな項目を以下より選択してください。

〔外部支援を活用しない理由〕	①外部支援の必要性がない
	②外部支援を活用したいが、支援を行う担い手がない
	③外部支援を活用したいが、支援者の選定・契約方法等が分からない
	④外部支援を活用したいが、支援者を調達する財源がない
	⑤その他の理由

〔回答欄〕

【外部支援を活用していない具体的な理由】

→ 引き続き設問(3)にお進みください。

(3) 入札契約段階の発注関係事務

1)「入札契約段階」における具体的発注関係事務(青字)について、次の選択肢の中からそれぞれ該当する実施状況を選択してください。また実施状況として「③あまり適切に実施できていない」または「④適切に実施できていない」を選択した場合、その実施できていない主な要因等を選択【複数選択可】してください。

なお、「発注関係事務の実施状況」及び「適切に実施できていない主な要因等」の選択肢は、全ての発注関係事務に共通して設定しているため、当該発注関係事務には不適切な選択肢も含まれていること、ご理解ください。

〔発注関係事務の実施状況の選択肢〕

- ①適切に実施できている
- ②概ね適切に実施できている
- ③あまり適切に実施できていない
- ④適切に実施できていない
- ⑤対象となる事案が発生していない
- ⑥制度として導入していない

⑩ 競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

⑩-1 工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-2 予定価格の事後公表

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-3 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-4 工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定
(過去の工事実績要件の緩和、若手技術者の配置を要件に設定等)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-5 地域インフラの維持管理工事等において、競争性の確保の状況を踏まえて、
災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑪ 企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約

⑪-1 企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑪-2 地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約

-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 150px;" type="text"/>)

⑪-3 工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定(若手技術者の配置を評価項目に設定等)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 150px;" type="text"/>)

⑪-4 全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 150px;" type="text"/>)

⑪-5 入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約
-	議会や内部の意思決定等の手続き (<input style="width: 150px;" type="text"/>)
-	その他 (<input style="width: 150px;" type="text"/>)

⑪-6 不良不適格業者の排除(社会保険等未加入等)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

-	職員の人数が不足している
-	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
-	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
-	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
-	実施するための要綱・要領等が整備されていない
-	予算上の制約

—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

⑪-7 工事の難易度等に応じ、技術提案を求めず企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

⑪-8 時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

⑫ 不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策

⑫-1 官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し(見積もりの徴収、施工条件の見直し等)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

⑫-2 入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴収して積算

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない

—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑫-3 不落になった後の随意契約の活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬ 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

⑬-1 評価基準、得点配分の事前公表

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-2 不正行為に関する公正取引委員会への通知

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-3 談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為の建設業法に基づく処分や、その公表等を厳正に実施することで発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る取組を実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している

—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-4 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するための第三者機関や学識経験者の活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-5 技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-6 入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映し、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑬-7 入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明。不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
---	--------------

—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

2)「入札契約段階」における発注関係事務を適切に実施するため、解決が困難な事項があった場合にどのように解決をしているかを以下より選択【複数選択可】してください。また、発注関係事務を適切に実施するため特筆すべき取り組みがあればその内容を紹介してください。

なお、「外部支援者を活用」を選択した場合には設問3)～5)に、「外部支援者を活用」を選択しない場合には設問6)にそれぞれお進みください。

—	国、都道府県等に相談
—	近隣の市区町村と連携
—	外部支援者を活用 ※設問Ⅲ-1)における外部支援者の事務量を確認してください。
—	その他 ()

【特筆すべき取り組みの内容】

3)「入札契約段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者の団体区分を選択【複数選択可】した上で、可能な範囲で主要な外部支援者の団体・企業名等をお答えください。

—	建設技術センター(具体的な団体・企業名等1)
—	旧建設弘済会(具体的な団体・企業名等2) (地域づくり協会など)
—	民間企業 (具体的な団体・企業名等3)
—	他団体・企業等 (具体的な団体・企業名等4)

4)「入札契約段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者に求めている資格・経験等を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に求めている保有資格〕

—	技術士 (国家資格)
—	一級建築士 (国家資格)
—	一級技術検定(土木、建築、造園、管、電気、機械) (国家資格)
—	発注関係事務に係る実務経験
—	その他 (具体的な資格名称等1)
—	その他 (具体的な資格名称等2)
—	その他 (具体的な資格名称等3)
—	その他 (具体的な資格名称等4)
—	その他 (具体的な資格名称等5)
—	外部支援者に資格・経験は求めていない

5)「入札契約段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、支援を依頼している発注関係事務の具体的な内容を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に支援依頼している発注関係事務〕

—	⑩-1 工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定
—	⑩-2 予定価格の事後公表
—	⑩-3 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表
—	⑩-4 工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定

—	⑩-5 地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定
—	⑪-1 企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施
—	⑪-2 地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価
—	⑪-3 工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定
—	⑪-4 全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
—	⑪-5 入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除
—	⑪-6 不良不適格業者の排除(社会保険等未加入等)
—	⑪-7 工事の難易度等に応じ、技術提案を求めず企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用
—	⑪-8 時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用
—	⑫-1 官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し(見積もりの徴収、施工条件の見直し等)
—	⑫-2 入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴収して積算
—	⑫-3 不落になった後の随意契約の活用
—	⑬-1 評価基準、得点配分の事前公表
—	⑬-2 不正行為に関する公正取引委員会への通知
—	⑬-3 談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為の建設業法に基づく処分や、再発防止を図る取組を実施
—	⑬-4 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するための第三者機関や学識経験者の活用
—	⑬-5 技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表
—	⑬-6 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保
—	⑬-7 入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明。中立・公正に処理する仕組みを整備
—	その他1(具体的な内容)
—	その他2(具体的な内容)
—	その他3(具体的な内容)

→ 引き続き設問7)にお進みください。

6)「**入札契約段階**」の発注関係事務において**外部支援者を活用していない場合**、その理由として最も影響の大きな項目を以下より選択してください。

〔外部支援を活用しない理由〕

①外部支援の必要性がない
②外部支援を活用したいが、支援を行う担い手がない
③外部支援を活用したいが、支援者の選定・契約方法等が分からない
④外部支援を活用したいが、支援者を調達する財源がない
⑤その他の理由

〔回答欄〕

--

【外部支援を活用していない具体的な理由】

--

→ 引き続き設問7)にお進みください。

7)「**入札契約段階**」の発注関係事務のうち、設問1)の⑬-4及び⑬-6において活用等している第三者機関や学識経験者等について、第三者が専門としている分野等を選択【複数選択可】してください。

【**第三者の専門分野等**】

—	土木・建築を専門とする分野
—	土木・建築以外の工学・理学等を専門とする分野
—	法律や入札契約制度等を専門とする分野（弁護士等を含む）
—	経済学等を専門とする分野（公認会計士等を含む）
—	その他1()
—	その他2()
—	その他3()

第三者の活用等を行っていない

また、第三者機関や学識経験者等の第三者を活用するにあたっての課題等があれば、該当する課題等を選択【複数選択可】してください。

【第三者を活用するにあたっての課題等】

<input type="checkbox"/>	対象とする技術分野を専門とする第三者が不在、または少ない
<input type="checkbox"/>	法律や入札契約制度等を専門とする第三者が不在、または少ない
<input type="checkbox"/>	経済学等の分野を専門とする第三者が不在、または少ない
<input type="checkbox"/>	入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に対し、理解が薄い
<input type="checkbox"/>	その他 ()

→ 引き続き設問(4)にお進みください。

(4) 工事施工段階の発注関係事務

1)「工事施工段階」における具体的発注関係事務(青字)について、次の選択肢の中からそれぞれ該当する実施状況を選択してください。また実施状況として「③あまり適切に実施できていない」または「④適切に実施できていない」を選択した場合、その実施できていない主な要因等を選択【複数選択可】してください。

なお、「発注関係事務の実施状況」及び「適切に実施できていない主な要因等」の選択肢は、全ての発注関係事務に共通して設定しているため、当該発注関係事務には不適切な選択肢も含まれていること、ご理解ください。

〔発注関係事務の実施状況の選択肢〕

- ①適切に実施できている
- ②概ね適切に実施できている
- ③あまり適切に実施できていない
- ④適切に実施できていない
- ⑤対象となる事案が発生していない
- ⑥制度として導入していない

⑭ 施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施

⑭-1 設計図書の変更に伴う請負代金額と工期の適切な変更

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑭-2 スライド制度の適切な運用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑮ 施工体制台帳の確認等、工事中の施工状況の確認

⑮-1 現場の施工状況の確認、違反行為の建設業許可行政庁への通知 (一括下請負違反、技術者の専任制、施工体制台帳等の整備状況)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()

— その他 ()

⑮-2 建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し公表
〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑮-3 一括下請負など建設業法違反防止を目的とした、建設業許可行政庁との情報交換等の連携
〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑮-4 工事の施工中における監督体制等の充実

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑯ 施工現場における労働環境の改善

⑯-1 施工現場等における労務単価の周知徹底

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない

—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-2 建設業許可行政庁と連携した社会保険等加入の徹底

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑪ 受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保

⑪-1 三者会議(専門工事業者も適宜参画)により、設計思想等を施工者と共有

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑪-2 受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス(即日回答)に努める

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑪-3 設計変更ルールの適切な運用(設計変更ガイドライン、一時中止ガイドラインの活用)

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している

—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-4 契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、設計変更審査会等の設置・活用

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

2)「**工事施工段階**」における発注関係事務を適切に実施するため、解決が困難な事項があった場合にどのように解決をしているかを以下より選択【複数選択可】してください。また、発注関係事務を適切に実施するため特筆すべき取り組みがあればその内容を紹介してください。

なお、「外部支援者を活用」を選択した場合には設問3)～5)に、「外部支援者を活用」を選択しない場合には設問6)にそれぞれお進みください。

—	国、都道府県等に相談
—	近隣の市区町村と連携
—	外部支援者を活用 ※設問Ⅲ-1における外部支援者の事務量を確認してください。
—	その他 ()

【特筆すべき取り組みの内容】

3)「**工事施工段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者の団体区分を選択【複数選択可】した上で、可能な範囲で主要な外部支援者の団体・企業名等をお答えください。

—	建設技術センター(具体的な団体・企業名等1)
—	旧建設弘済会(具体的な団体・企業名等2) (地域づくり協会など)
—	民間企業 (具体的な団体・企業名等3)
—	他団体・企業等 (具体的な団体・企業名等4)

4)「**工事施工段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者に求めている資格・経験等を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に求めている保有資格〕

—	技術士 (国家資格)
—	一級建築士 (国家資格)
—	一級技術検定(土木、建築、造園、管、電気、機械) (国家資格)
—	発注関係事務に係る実務経験
—	その他 (具体的な資格名称等1)
—	その他 (具体的な資格名称等2)
—	その他 (具体的な資格名称等3)

—	その他（具体的な資格名称等4）
—	その他（具体的な資格名称等5）
—	外部支援者に資格・経験は求めていない

5)「**工事施工段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、支援を依頼している発注関係事務の具体的な内容を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に支援依頼している発注関係事務〕

—	⑭-1 設計図書の変更に伴う請負代金額と工期の適切な変更
—	⑭-2 スライド制度の適切な運用
—	⑮-1 現場の施工状況の確認、違反行為の建設業許可行政庁への通知
—	⑮-2 建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し公表
—	⑮-3 一括下請負など建設業法違反防止を目的とした、建設業許可行政庁との情報交換等の連携
—	⑮-4 工事の施工中における監督体制等の充実
—	⑯-1 施工現場等における労務単価の周知徹底
—	⑯-2 建設業許可行政庁と連携した社会保険等加入の徹底
—	⑰-1 三者会議(専門工事業者も適宜参画)により、設計思想等を施工者と共有
—	⑰-2 受注者からの協議等について、ワンデーレスポンス(即日回答)に努める
—	⑰-3 設計変更ルール of 適切な運用(設計変更ガイドライン、一時中止ガイドラインの活用)
—	⑰-4 契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、設計変更審査会等の設置・活用
—	その他1(具体的な内容)
—	その他2(具体的な内容)
—	その他3(具体的な内容)

→ 引き続き設問(5)にお進みください。

6)「**工事施工段階**」の発注関係事務において外部支援者を活用していない場合、その理由として最も影響の大きな項目を以下より選択してください。

〔外部支援を活用しない理由〕

- ①外部支援の必要性がない
- ②外部支援を活用したいが、支援を行う担い手がない
- ③外部支援を活用したいが、支援者の選定・契約方法等が分からない
- ④外部支援を活用したいが、支援者を調達する財源がない
- ⑤その他の理由

〔回答欄〕

【外部支援を活用していない具体的な理由】

→ 引き続き設問(5)にお進みください。

(5) 完成後段階の発注関係事務

1)「完成後段階」における具体的発注関係事務(青字)について、次の選択肢の中からそれぞれ該当する実施状況を選択してください。また実施状況として「③あまり適切に実施できていない」または「④適切に実施できていない」を選択した場合、その実施できていない主な要因等を選択【複数選択可】してください。

なお、「発注関係事務の実施状況」及び「適切に実施できていない主な要因等」の選択肢は、全ての発注関係事務に共通して設定しているため、当該発注関係事務には不適切な選択肢も含まれていること、ご理解ください。

〔発注関係事務の実施状況の選択肢〕

- ①適切に実施できている
- ②概ね適切に実施できている
- ③あまり適切に実施できていない
- ④適切に実施できていない
- ⑤対象となる事案が発生していない
- ⑥制度として導入していない

⑩ 適切な完成検査・工事成績評定

⑩-1 原則として技術検査や工事の施工状況の評価(工事成績評定)を実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-2 完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-3 施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き ()
—	その他 ()

⑩-4 技術検査の結果を工事成績評定に反映

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

⑪ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価

⑪-1 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

〔発注関係事務の実施状況〕

〔回答欄〕

〔適切に実施できていない主な要因等〕 ※③または④を選択した場合のみ回答してください

—	職員の人数が不足している
—	職員の技術的な能力(技術的な知識、経験等)が不足している
—	職員の事務的な能力(法制度等の知識、経験等)が不足している
—	実施頻度が少ないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
—	実施するための要綱・要領等が整備されていない
—	予算上の制約
—	議会や内部の意思決定等の手続き (<input type="text"/>)
—	その他 (<input type="text"/>)

2)「完成後段階」における発注関係事務を適切に実施するため、解決が困難な事項があった場合にどのように解決をしているかを以下より選択【複数選択可】してください。また、発注関係事務を適切に実施するため特筆すべき取り組みがあればその内容を紹介してください。

なお、「外部支援者を活用」を選択した場合には設問3)～5)に、「外部支援者を活用」を選択しない場合には設問6)にそれぞれお進みください。

—	国、都道府県等に相談
—	近隣の市区町村と連携
—	外部支援者を活用 ※設問Ⅲ-1における外部支援者の事務量を確認してください。
—	その他 (<input type="text"/>)

【特筆すべき取り組みの内容】

3)「完成後段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者の団体区分を選択【複数選択可】した上で、可能な範囲で主要な外部支援者の団体・企業名等をお答えください。

—	建設技術センター (具体的な団体・企業名等1)
—	旧建設弘済会 (具体的な団体・企業名等2) (地域づくり協会など)
—	民間企業 (具体的な団体・企業名等3)
—	他団体・企業等 (具体的な団体・企業名等4)

4)「完成後段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、外部支援者に求めている資格・経験等を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に求めている保有資格〕

—	技術士（国家資格）
—	一級建築士（国家資格）
—	一級技術検定（土木、建築、造園、管、電気、機械）（国家資格）
—	発注関係事務に係る実務経験
—	その他（具体的な資格名称等1）
—	その他（具体的な資格名称等2）
—	その他（具体的な資格名称等3）
—	その他（具体的な資格名称等4）
—	その他（具体的な資格名称等5）
—	外部支援者に資格・経験は求めていない

5)「完成後段階」の発注関係事務において外部支援者を活用している場合、支援を依頼している発注関係事務の具体的な内容を選択【複数選択可】してください。

〔外部支援者に支援依頼している発注関係事務〕

—	⑩-1 原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を実施
—	⑩-2 完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施
—	⑩-3 施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知
—	⑩-4 技術検査の結果を工事成績評定に反映
—	⑪-1 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施
—	その他1（具体的な内容）
—	その他2（具体的な内容）
—	その他3（具体的な内容）

→ 引き続き設問Ⅳにお進みください。

6)「完成後段階」の発注関係事務において外部支援者を活用していない場合、その理由として最も影響の大きな項目を以下より選択してください。

〔外部支援を活用しない理由〕

- ①外部支援の必要性がない
- ②外部支援を活用したいが、支援を行う担い手がいない
- ③外部支援を活用したいが、支援者の選定・契約方法等が分からない
- ④外部支援を活用したいが、支援者を調達する財源がない
- ⑤その他の理由

〔回答欄〕

〔外部支援を活用していない具体的な理由〕

→ 引き続き設問Ⅳにお進みください。

設問Ⅳ 発注関係事務に携わる職員の技術力向上に向けた要望等について

設問Ⅳ－1 国や都道府県からの支援を依頼したい発注関係事務の内容等

貴団体において国や都道府県からの支援を依頼したい発注関係事務の内容を各段階毎に選択するとともに、支援を望む具体的な内容等を選択【複数選択可】してください。

なお、①～⑯は、設問Ⅲ－2の発注関係事務①から⑯にそれぞれ対応しており、具体的な内容は「発注関係事務の運用に関する指針」(骨子案)を参照してください。

(1) 調査・設計段階

—	①事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成
—	②調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択
—	③技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保
—	その他 (具体的な内容)

〔支援を望む具体的な内容等〕 ※上記で選択した発注関係事務に対する支援内容等を選択して下さい。

—	a) 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
—	b) 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
—	c) 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
—	d) 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
—	e) 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
—	f) 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
—	g) 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
—	h) 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
—	i) その他 (具体的な内容)

(2) 工事発注準備段階

—	④工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択
—	⑤予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
—	⑥現場条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成
—	⑦担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定
—	⑧工事の性格等に基づいた適切な技術提案審査項目の設定
—	⑨計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化
—	その他 (具体的な内容)

〔支援を望む具体的な内容等〕 ※上記で選択した発注関係事務に対する支援内容等を選択して下さい。

—	a) 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
—	b) 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
—	c) 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
—	d) 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
—	e) 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
—	f) 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
—	g) 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
—	h) 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
—	i) その他 (具体的な内容)

(3) 入札契約段階

—	⑩競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保
—	⑪企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約
—	⑫不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策
—	⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除
—	その他 (具体的な内容)

〔支援を望む具体的な内容等〕 ※上記で選択した発注関係事務に対する支援内容等を選択して下さい。

—	a) 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
—	b) 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
—	c) 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
—	d) 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
—	e) 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
—	f) 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
—	g) 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
—	h) 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
—	i) その他(具体的な内容)

(4) 工事施工段階

—	⑭ 施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施
—	⑮ 施工体制台帳の確認等、工事中の施工状況の確認
—	⑯ 施工現場における労働環境の改善
—	⑰ 受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保
—	その他 (具体的な内容)

〔支援を望む具体的な内容等〕 ※上記で選択した発注関係事務に対する支援内容等を選択して下さい。

—	a) 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
—	b) 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
—	c) 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
—	d) 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
—	e) 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
—	f) 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
—	g) 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
—	h) 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
—	i) その他(具体的な内容)

(5) 完成後段階

—	⑱ 適切な完成検査・工事成績評定
—	⑲ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価
—	その他 (具体的な内容)

〔支援を望む具体的な内容等〕 ※上記で選択した発注関係事務に対する支援内容等を選択して下さい。

—	a) 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
—	b) 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
—	c) 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
—	d) 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
—	e) 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
—	f) 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
—	g) 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
—	h) 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
—	i) その他(具体的な内容)

設問Ⅳ-2 発注者協議会等において共有、検討してもらいたい事項等

設問Ⅳ-1において回答された支援を依頼したい内容等について、特に発注者協議会等において共有し、検討してもらいたい事項があれば、該当する発注関係事務の区分ごとにご記入ください。

(1) 調査・設計段階の発注関係事務に関する支援等の要望

(2) 工事発注準備段階の発注関係事務に関する支援等の要望

(3) 入札契約段階の発注関係事務に関する支援等の要望

(4) 工事施工段階の発注関係事務に関する支援等の要望

(5) 完成後の発注関係事務に関する支援等の要望

設問は以上です。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

平成26年9月16日

平成26年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)

発注関係事務の運用に関する指針について(参考資料)

地方公共団体

改正品確法に関する説明会（地方自治体向け）

運用指針策定に向けた市町村長との意見交換会

地方ブロック発注者協議会

地方ブロック監理課長等会議

文書による意見提出依頼

建設業団体

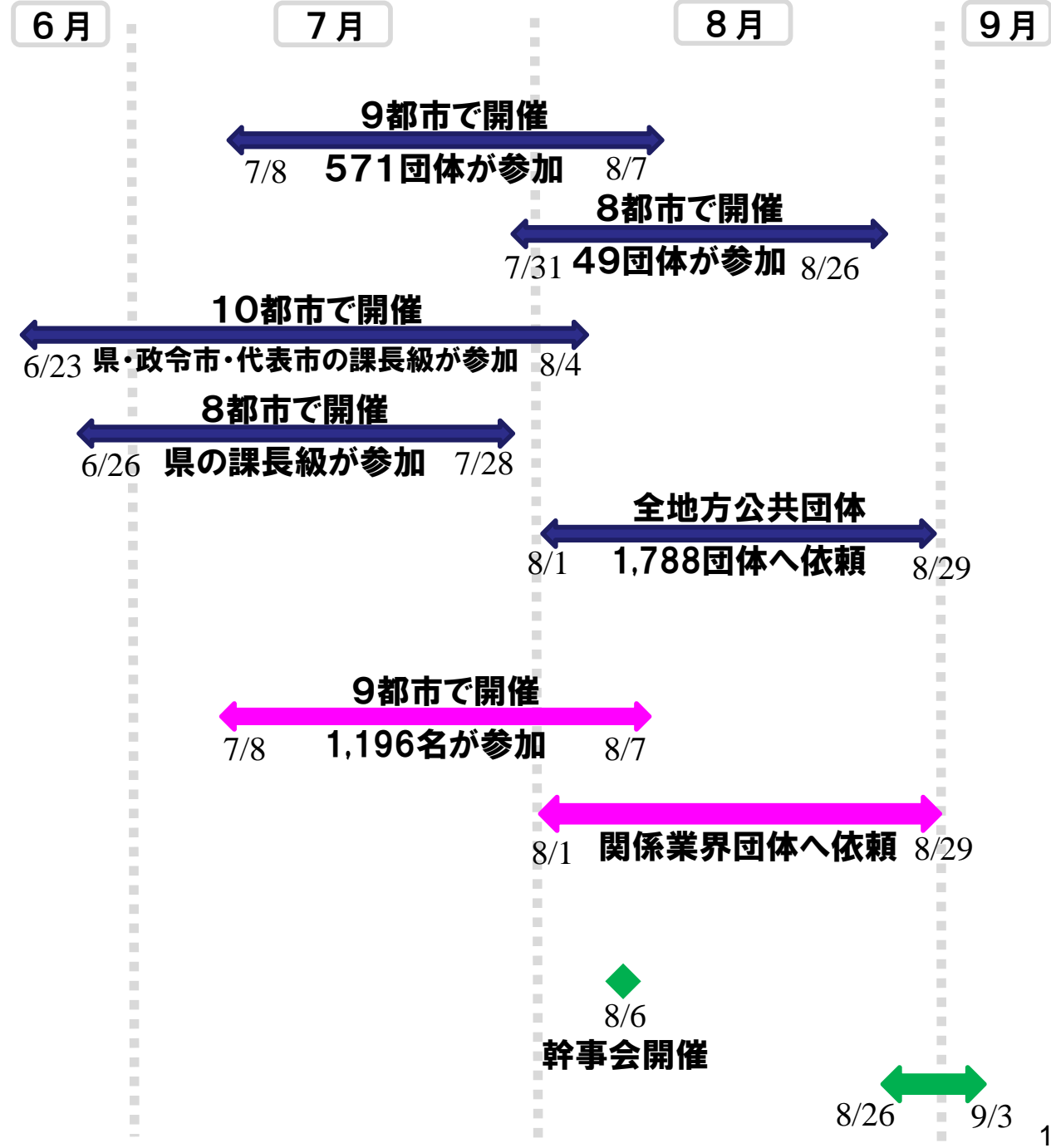
改正品確法に関する説明会（建設業団体向け）

文書による意見提出依頼

関係府省庁

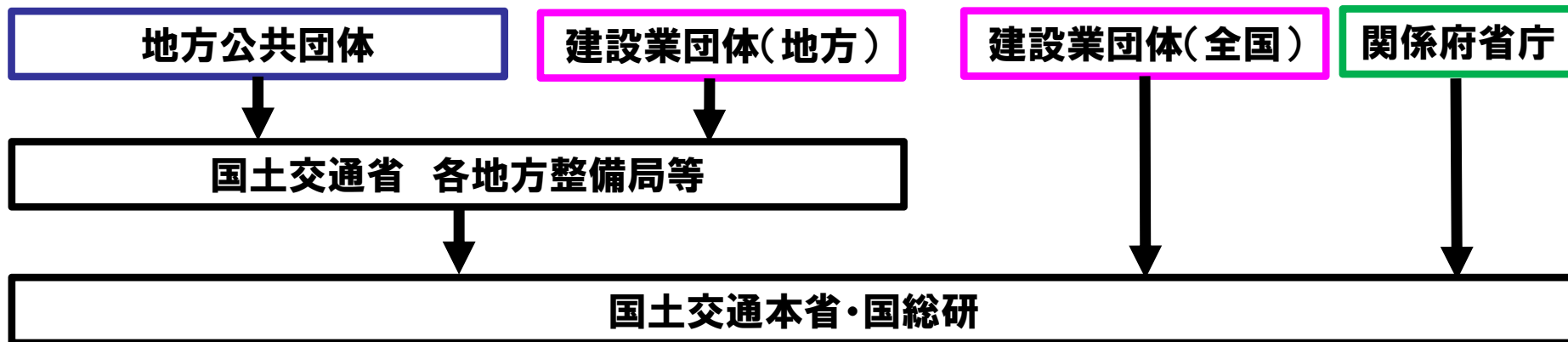
公共工事品質確保 関係省庁連絡会議

各省協議



意見提出依頼の概要

依頼文書発出
: 8月1日



提出期限
: 8月29日

意見等の提出状況(平成26年8月29日時点)

(1) 提出団体数

・全都道府県	45 / 47	団体 (95.7%)
・全政令指定都市	16 / 20	団体 (80.0%)
・全市区町村	186 / 1,721	団体 (10.8%)
計	247	団体 (13.8%)
・建設業団体	138	団体

(2) 提出意見数

・全都道府県	384件
・全政令指定都市	116件
・全市町村	542件
計	1,042件
・建設業団体	計 1,340件

地方公共団体及び建設業団体からの主な意見

骨子イメージ案 項目	地方公共団体意見	建設業団体意見
0. 本指針の位置づけについて		
指針の位置づけ、全般	<ul style="list-style-type: none"> 運用指針を発注者共通のルールとして強制するのではなく、各発注者の実情を踏まえた柔軟な運用を認めてほしい 運用指針での規定内容について、それが義務事項なのか努力事項なのか分かるように表現してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 運用指針を策定した後、各発注者の指針に規定する内容の実施状況を確認し、国によるフォローアップを実施してほしい 市町村発注工事でも対応可能な運用指針を作成してほしい
1. 発注関係事務の適切な実施について		
(1) 調査・設計段階		
①事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の工程の検討では、予算措置・法定手続き等も踏まえた方がいい 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で関係機関調整や用地取得等の工事の前裁きをしっかり実施することを明記してほしい
③技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保	<ul style="list-style-type: none"> 技術者能力の評価において、資格により評価する業務内容と具体的な資格を明確にほしい 	
(2) 工事発注準備段階		
④工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択	<ul style="list-style-type: none"> 各入札契約方式の選択の考え方、選択事例等を具体的に示してほしい 各発注者により弾力的に運用ができるように配慮してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域インフラを支える方式を積極的に導入してほしい
⑥現場条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成		<ul style="list-style-type: none"> 用地取得状況や関係機関調整等に関する施工条件の明示を徹底してほしい
⑦担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> 歩切りの定義を明確にほしい 必要に応じて積算基準の見直しを実施し、見直した場合は情報提供してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 歩切の禁止を関係機関へ周知徹底してほしい
⑨計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化		<ul style="list-style-type: none"> 計画的な発注や適正な工期設定、工事施工時期の平準化を推進してほしい
(3) 入札契約段階		
⑩競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の判断により予定価格の事前公表も選択が出来るようにしてほしい 	
⑪企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査基準、最低制限価格の設定は、「全ての工事」を対象とはしないでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術的能力をもっと積極的に評価してほしい 低入札価格調査基準又は最低制限価格を必ず設定するようにしてほしい
(4) 工事施工段階		
⑭施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の変更に伴う請負代金額、工期の適切な変更を徹底してほしい
⑰受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 三者会議や設計変更審査会は必要に応じて設置・活用すればよいのではないか 	
(5) 完成後		
⑲完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な確認・評価の対象や方法等を示してほしい 	
2. 発注体制の強化等		
(1) 発注体制の整備等		
⑳発注者自らの体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体への支援方法等を具体的に明示してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者自らもマンパワーの確保や技術力等の向上を進めてほしい
㉑外部からの支援体制の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の実施体制を踏まえて必要な支援をしてほしい 	
(2) 発注者間の連携強化		
㉒工事成績データの共有化・相互活用等	<ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定要領の標準化にあたっては、全国一律ではなく工事規模等に応じたものとしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 検査・評定要領の標準化、評価基準の統一、工事成績のデータベース化の推進を実施してほしい

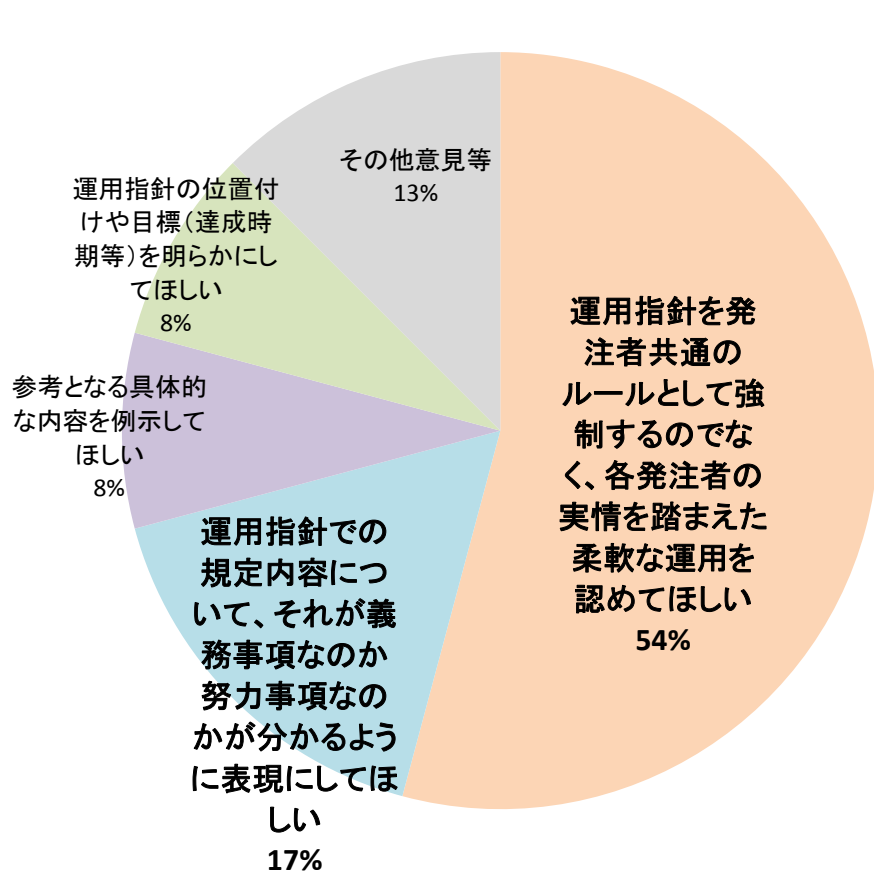
地方公共団体からの意見の詳細(1/8)

(対象：平成26年8月29日までに地方公共団体から提出された意見)

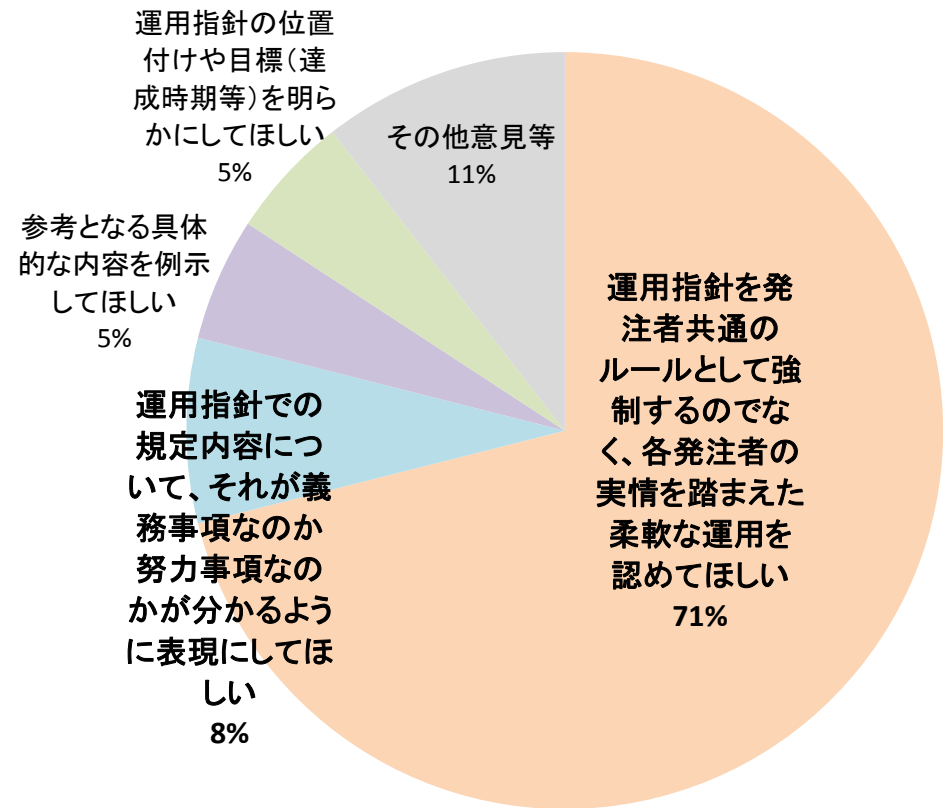
0. 本指針の位置づけについて

【主な意見】

- 運用指針を発注者共通のルールとして強制するのではなく、各発注者の実情を踏まえた柔軟な運用を認めてほしい
- 運用指針での規定内容について、それが義務事項なのか努力事項なのかが分かるように表現してほしい



【都道府県・政令市】

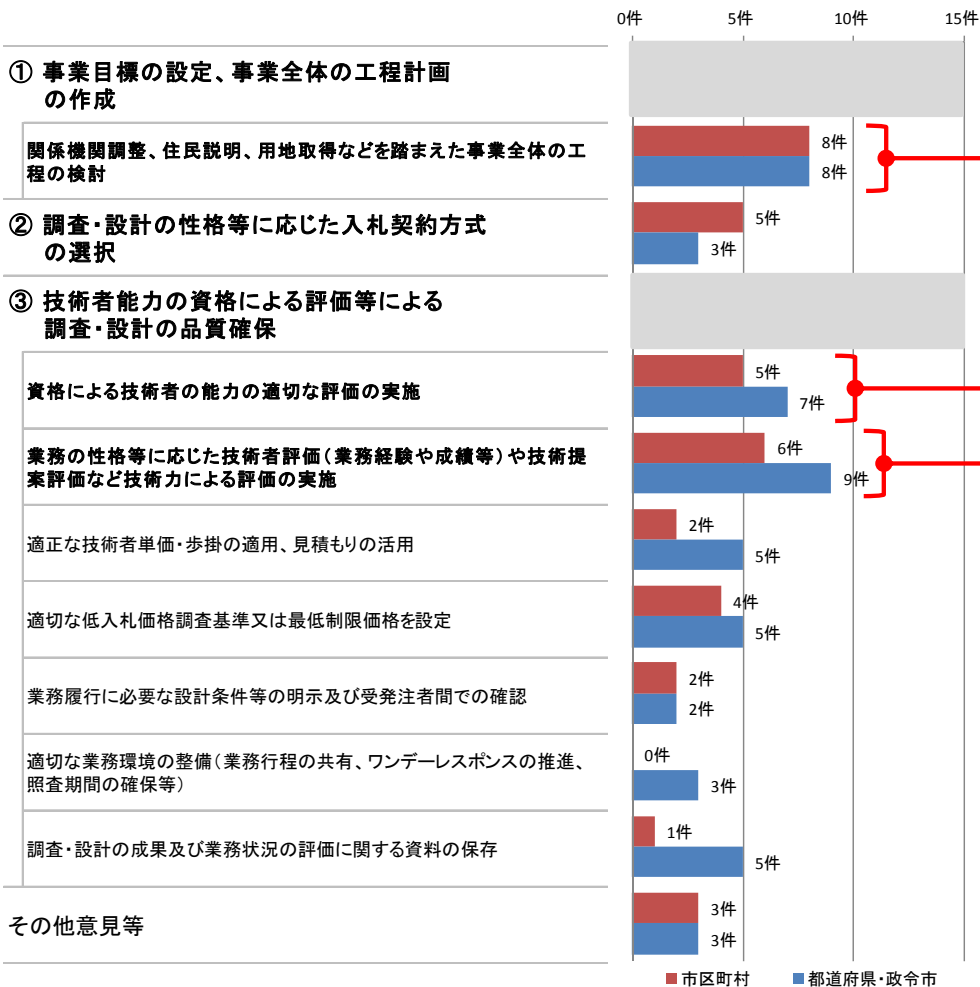


【市区町村】

地方公共団体からの意見の詳細(2/8)

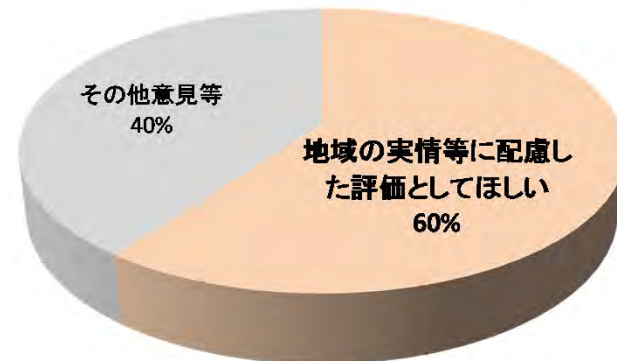
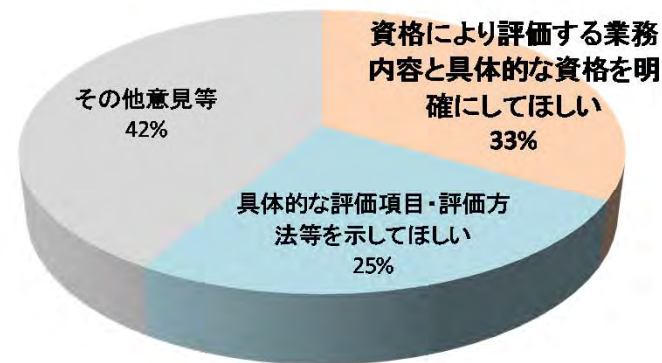
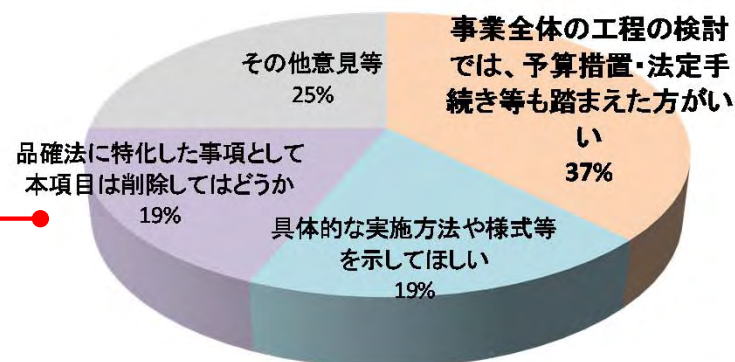
I.1 発注関係事務の適切な実施

(1) 「調査・設計段階」に関する意見



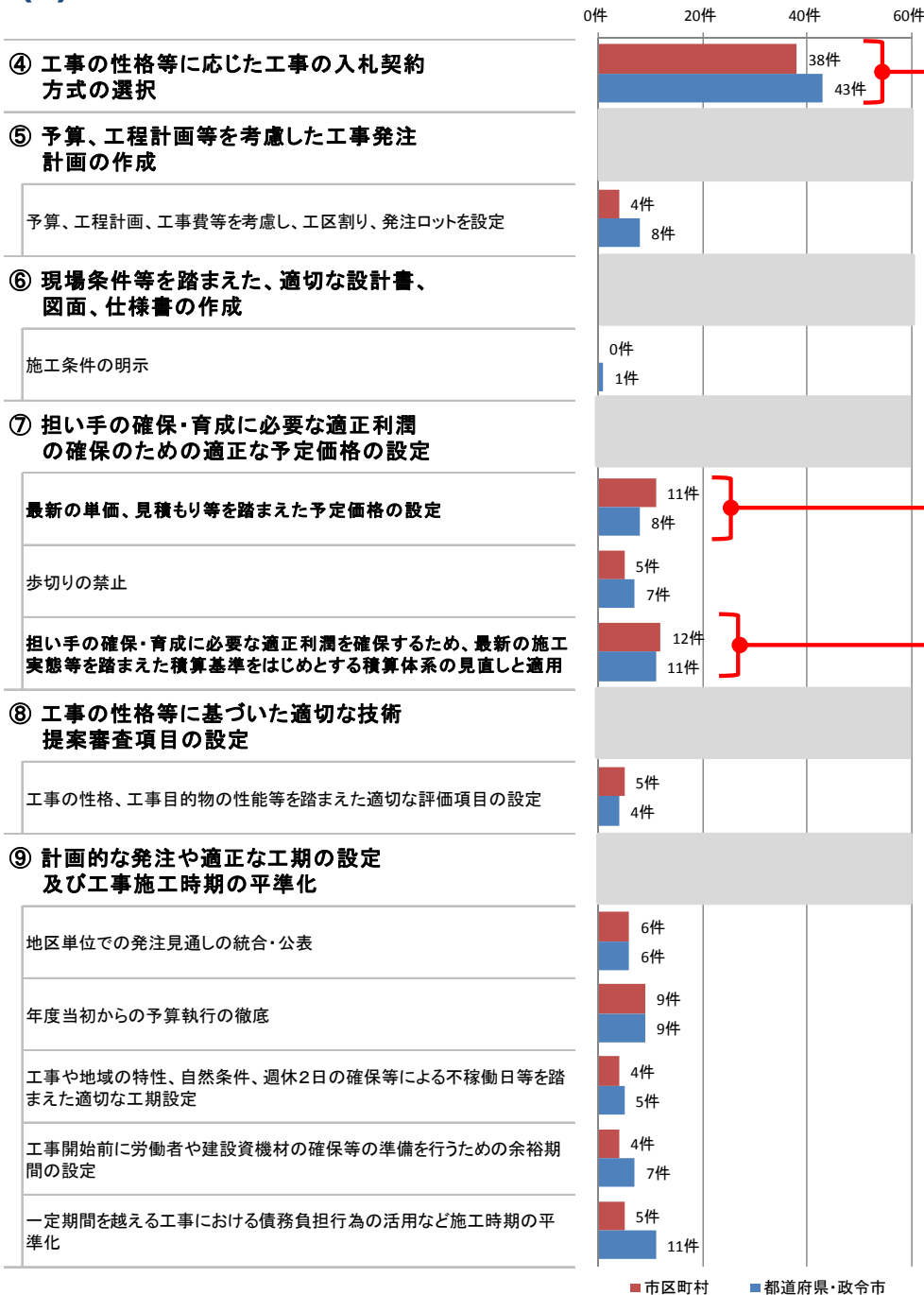
【主な意見】

- 事業全体の工程の検討では、予算措置・法定手続き等も踏まえた方がいい
- 技術者能力の評価において、資格により評価する業務内容と具体的な資格を明確にしてほしい



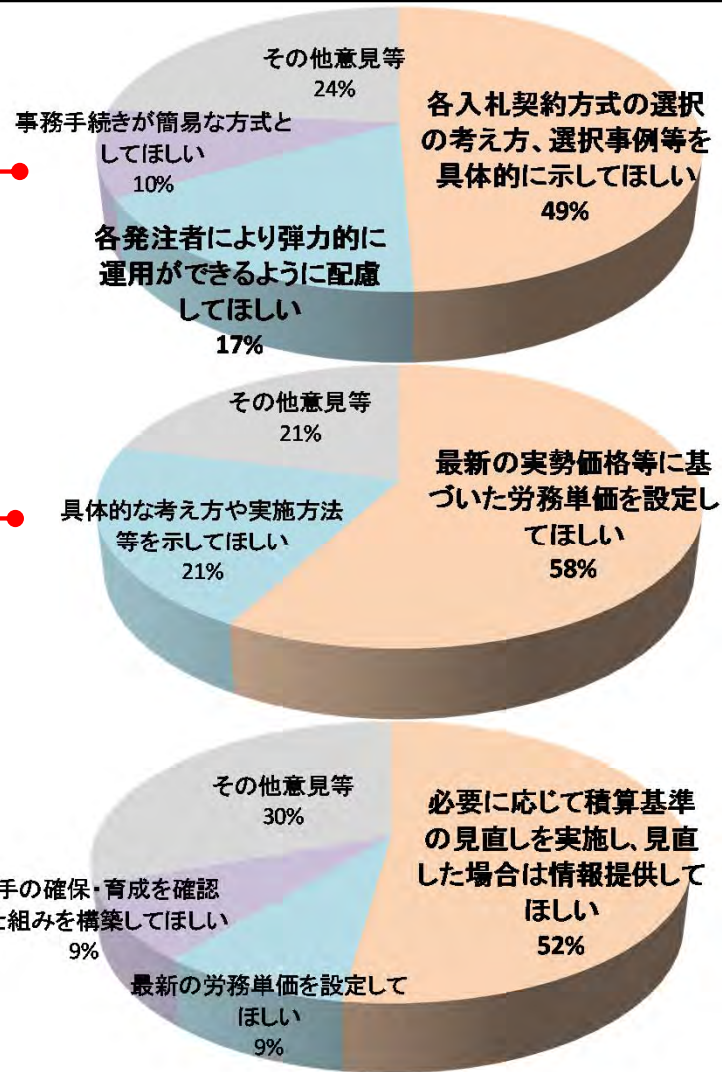
地方公共団体からの意見の詳細(3/8)

(2)「工事発注準備段階」に関する意見



【主な意見】

- 各入札契約方式の選択の考え方、選択事例等を具体的に示してほしい
- 各発注者により弾力的に運用ができるように配慮してほしい
- 最新の実勢価格等に基づいた労務単価を設定してほしい
- 必要に応じて積算基準の見直しを実施し、見直した場合は情報提供してほしい



地方公共団体からの意見の詳細(4/8)

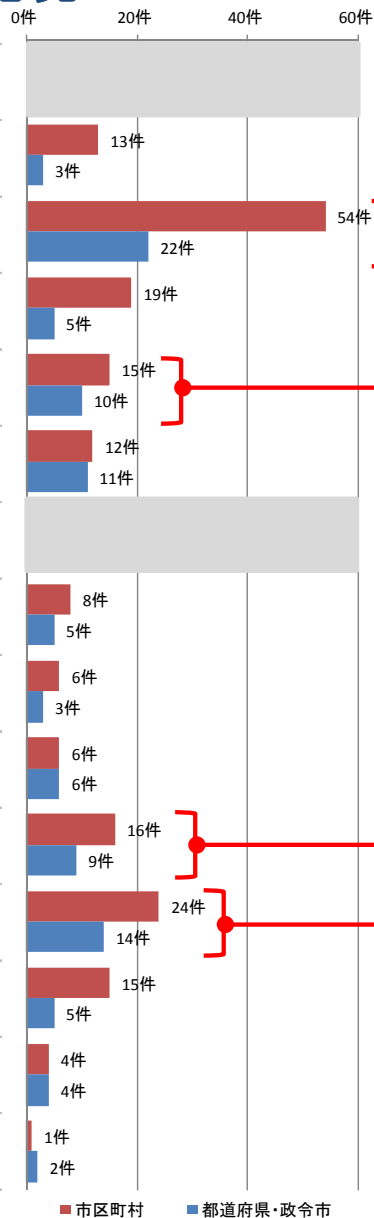
(3) 「入札契約段階」に関する意見

⑩ 競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定	13件	3件
予定価格の事後公表	54件	22件
最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表	19件	5件
工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定(過去の工事実績要件の緩和、若手技術者の配置を要件に設定等)	15件	10件
地域インフラの維持管理工事等において、競争性の確保の状況を踏まえて、災害活動実績や災害協定の締結を入札参加要件に設定	12件	11件

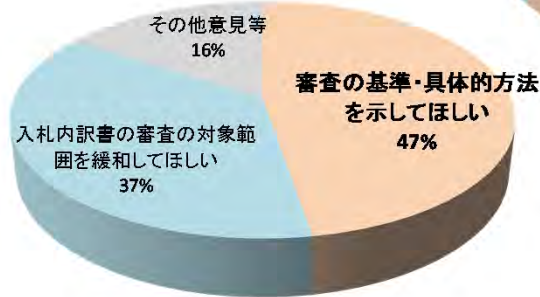
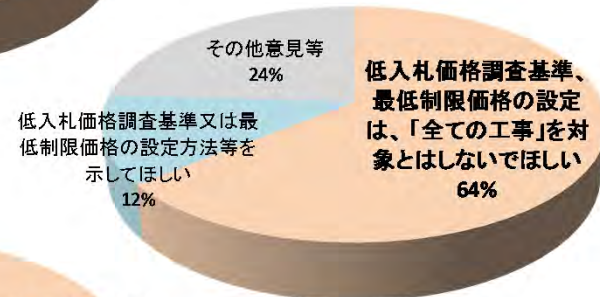
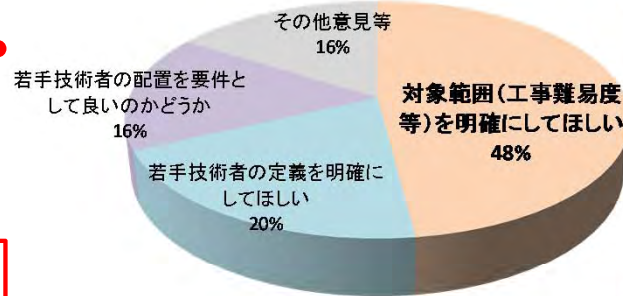
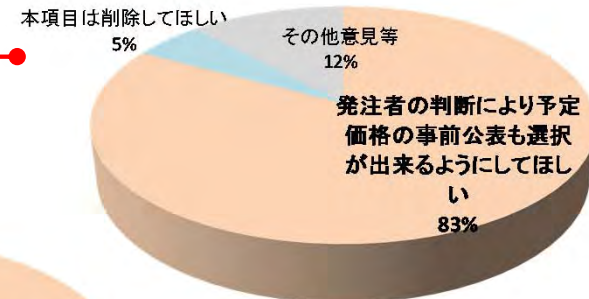
⑪ 企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約

企業・配置予定技術者の技術的能力に関する技術審査の適切な実施	8件	5件
地域インフラの維持管理工事等において、災害活動実績や災害協定の締結を評価	6件	3件
工事の難易度等に応じ、若手技術者の配置を考慮した評価項目の設定(若手技術者の配置を評価項目に設定等)	6件	6件
全ての工事において、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定	15件	9件
入札内訳書の適切な審査による見積能力のない業者の排除	24件	14件
不良不適格業者の排除(社会保険等未加入等)	15件	5件
工事の難易度等に応じ、技術提案を求めず企業・技術者の実績等を評価する総合評価の適切な活用	4件	4件
時期や工種等が同じ複数の近接工事において技術資料を同一のものとする一括審査方式の適切な活用	1件	2件



【主な意見】

- 発注者の判断により予定価格の事前公表も選択が出来るようにしてほしい
- 若手技術者の配置を考慮した競争参加資格の設定では、対象範囲(工事難易度等)を明確にしてほしい
- 低入札価格調査基準、最低制限価格の設定は、「全ての工事」を対象とはしないでほしい
- 見積能力のない業者の排除では、審査の基準・具体的方法を示してほしい



地方公共団体からの意見の詳細(5/8)

(3)「入札契約段階」に関する意見 (つづき)

⑫ 不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策

官積算と実勢価格の乖離が想定される場合、予定価格の適切な見直し(見積もりの徴収、施工条件の見直し等)

入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴収して積算

不落になった後の随意契約の活用

⑬ 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

評価基準、得点配分の事前公表

不正行為に関する公正取引委員会への通知

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為の建設業法に基づく処分や、その公表等を厳正に実施することで発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る取組を実施

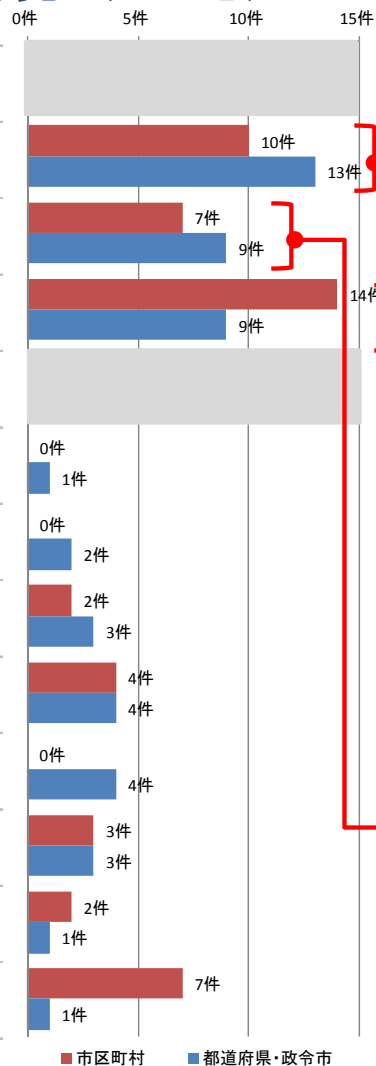
入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するための第三者機関や学識経験者の活用

技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表

入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映し、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保

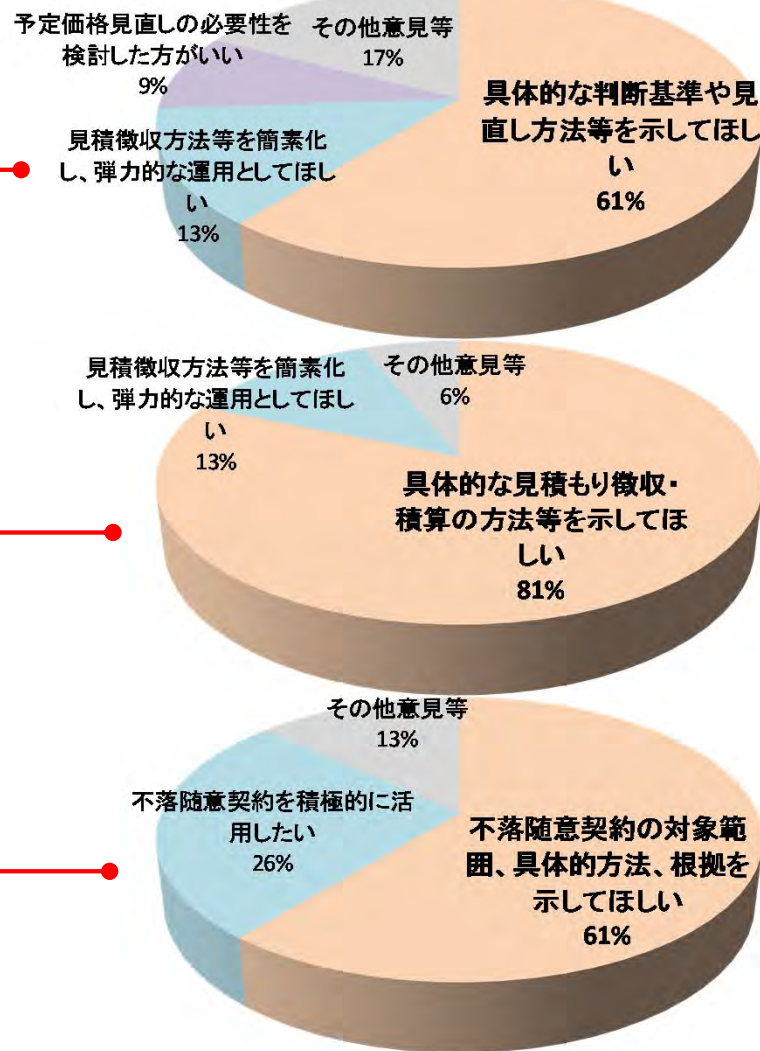
入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明。不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備

その他意見等



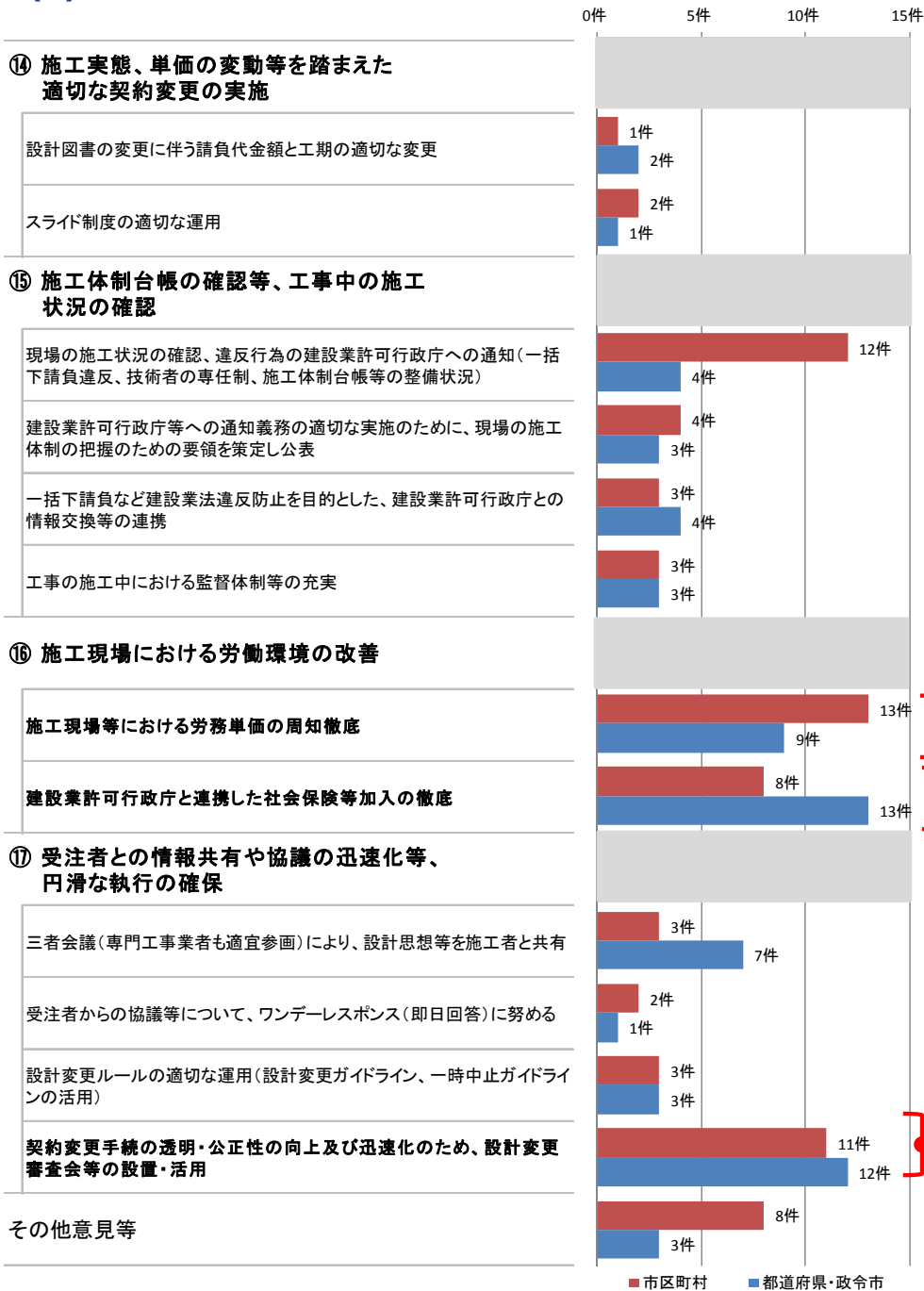
【主な意見】

- 予定価格の適切な見直しでは、具体的な判断基準や見直し方法等を示してほしい
- 見積もりを徴収しての積算では、具体的な見積もり徴収・積算の方法等を示してほしい
- 不落になった後の随意契約の活用では、対象範囲、具体的方法、根拠等を示してほしい



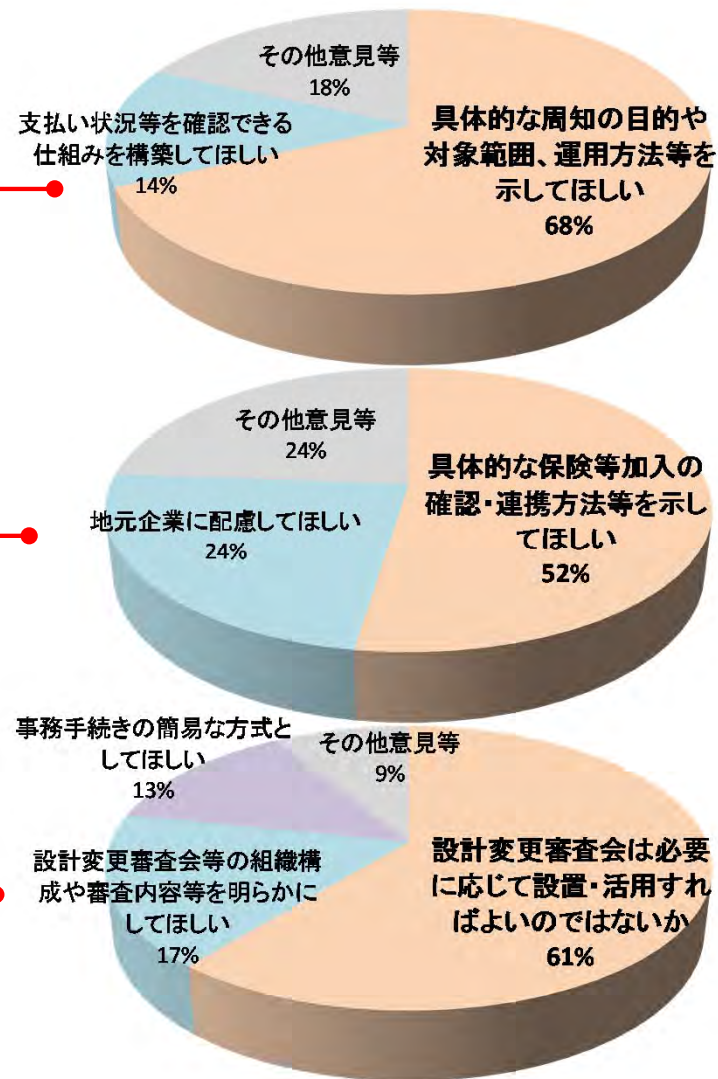
地方公共団体からの意見の詳細(6/8)

(4)「工事施工段階」に関する意見



【主な意見】

- 施工現場等における労務単価の周知徹底では、具体的な周知の目的や対象範囲、運用方法等を示してほしい
- 社会保険等加入の徹底では、具体的な保険等の加入の確認・連携方法等を示してほしい
- 設計変更審査会は必要に応じて設置・活用すればよいのではないか



(5) 「完成後」に関する意見

⑩ 適切な完成検査・工事成績評定

原則として技術検査や工事の施工状況の評価(工事成績評定)を実施

完成検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施

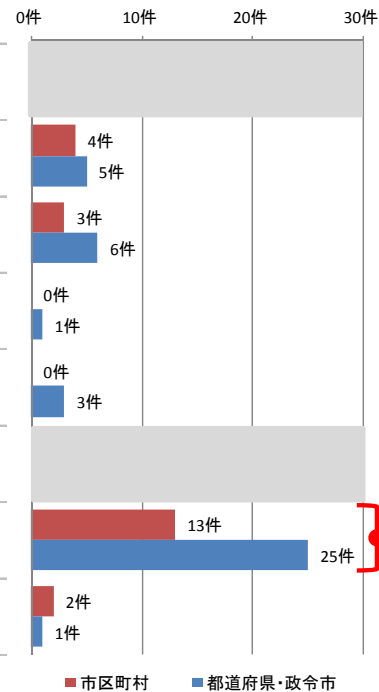
施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知

技術検査の結果を工事成績評定に反映

⑪ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価

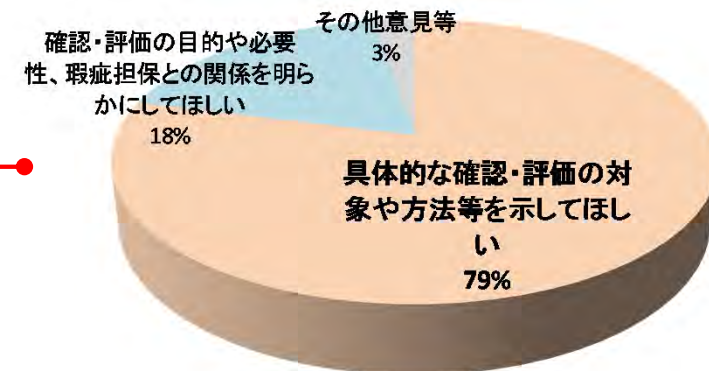
必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

その他意見等



【主な意見】

- 完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施では、具体的な確認・評価の対象や方法等を示してほしい



地方公共団体からの意見の詳細(8/8)

I. 2 発注体制の強化等

(1) 「発注体制の整備等」に関する意見

㊸ 発注者自らの体制の整備

発注者自らの発注体制を十分に把握し、積算・監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備

工事の履行がなされない可能性がある場合は、適切な施工がなされるよう、重点的な監督体制を整備

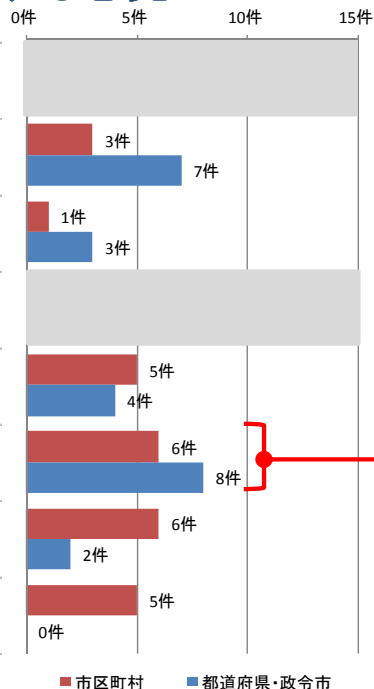
㊹ 外部からの支援体制の活用

業務量の一時的な増加等により発注関係事務を適切に実施することが困難である場合などにおいて、発注関係事務を実施することができる者を活用(事業促進PPP、CM等)

地方公共団体は、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組み、公団、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進める

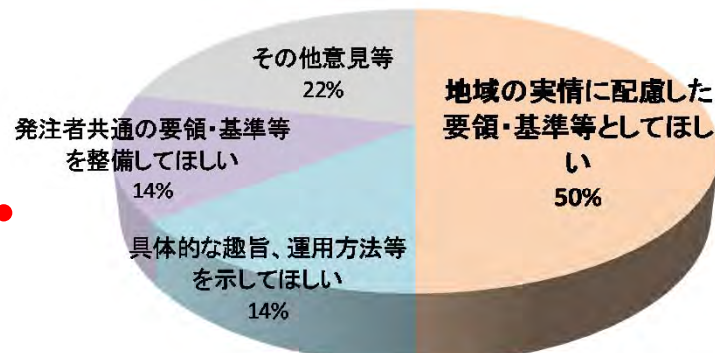
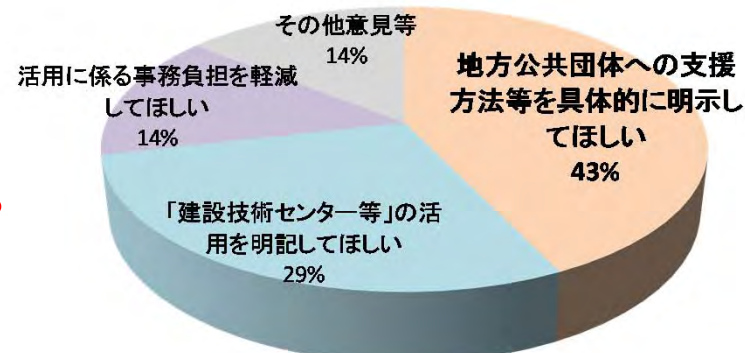
発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、活用の促進、適切な評価及び選定

その他意見等



【主な意見】

- 地方公共団体への支援方法等を具体的に明示してほしい
- 積算要領・基準等の標準化・共有化では。地域の実情に配慮した要領・基準等としてほしい
- 工事成績評定要領の標準化にあたっては、全国一律ではなく工事規模等に応じたものとしてほしい



(2) 「発注者間の連携強化」に関する意見

㊺ 工事成績データの共有化・相互活用等

積算要領・基準、仕様書、施工管理基準等の基準類の標準化・共有化

積算システムの標準化・共有化

工事・業務成績評定要領の標準化、成績評定に係る資料のデータベースの整備・共有化

その他意見等

